

公務（通勤）災害 事務の手引き

地方公務員災害補償基金
神奈川県支部
（令和7年5月修正版）

目 次

第 1 章 災害補償制度の概要	1
1 災害補償制度の意義	1
2 災害補償制度の対象職員	1
(1) 適用関係	1
(2) 職員の範囲	1
ア 常勤職員	1
イ 非常勤職員	2
(ア) 短時間勤務職員	2
(イ) 常勤的非常勤職員	2
3 地方公務員災害補償基金	4
4 補償及び福祉事業の概要	4
(1) 補償及び福祉事業とは	4
(2) 補償及び福祉事業の種類、内容	4
(3) 補償の特例	6
ア 特殊公務に従事する職員の特例	6
イ 公務で外国旅行中の職員の特例	8
(ア) 公務で外国旅行中の職員に係る療養補償の特例	8
(イ) 国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例	8
(4) 補償の制限	8
5 費用の負担	11
6 メリット制	11
(1) メリット制の概要	11
(2) メリット制適用団体及び職員区分	12
ア 適用団体	12
イ 適用職種	12
7 時効	12
8 損害賠償との調整等	13
(1) 地方公共団体の損害賠償との関係	13
(2) 第三者の損害賠償との関係	13
9 不服申立て等	13
(1) 不服申立て等の制度	13
(2) 不服申立ての手続き等	14
(3) 福祉事業の決定に対する不服の申出の手続	14
第 2 章 認定請求事務	16
第 1 節 公務（通勤）災害認定請求手続等の流れ	16
1 医療機関の受診	18

(1) 医療機関の決定	18
(2) 診断書の発行依頼	18
(3) 治療費等の費用の取扱いの依頼	18
ア 公務（通勤）災害に該当することが明らかな場合	18
イ 公務（通勤）災害に該当するか否かが微妙な場合	19
(4) 災害発生証明書の提出	19
2 第三者加害事案の取扱い	19
(1) 補償先行又は示談先行の選択	20
ア 補償先行	20
イ 示談先行	20
(2) 相手方との交渉	20
3 災害発生状況の確認、調査	21
(1) 確認方法	21
(2) 災害性の腰痛の場合の災害発生状況の調査	21
ア 突発的な出来事の有無	21
イ 通常と異なる状況の有無	22
(3) 頸部・腰部・肩関節・膝関節・アキレス腱に係る負傷、脱臼、肉離れ等の場合 の既往歴の調査	22
(4) 心臓・脳血管疾患、上肢障害、非災害性の腰痛、精神疾患及び死亡事案の場合 の災害発生状況の調査	22
4 公務（通勤）災害該当性の確認等	22
5 経由機関（任命権者）における公務（通勤）災害該当性の調査、判断	23
6 基金支部における審査等	23
7 審査基準等の公表・標準処理期間の設定等	23
(1) 審査基準等の公表	23
(2) 標準処理期間の設定	23
(3) 迅速かつ適正な認定請求の要請	24
8 個人情報利用目的	25
第2節 公務（通勤）災害認定請求に必要な書類	26
1 必要添付書類一覧（公務災害）	26
2 必要添付書類一覧（通勤災害）	28
3 疾病の種類に応じて必要な添付書類	30
(1) 非災害性の腰痛の場合	30
(2) 上肢障害の場合	31
(3) 心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の場合	33
(4) 精神疾患（精神疾患に起因する自殺を含む。）の場合	34
第3章 認定基準	35
第1節 公務災害	35
1 公務災害認定の基本的な考え方	35

(1) 公務災害として認められるための2要件	35
ア 公務遂行性	35
イ 公務起因性	36
2 公務上の負傷	37
(1) 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の災害	38
ア 自己の職務遂行中	38
イ 研修及び健康診断	38
(ア) 研修	38
(イ) 健康診断	39
(2) 職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為中の災害	39
ア 業務待機中の行為	39
イ 生理的必要行為のための往復行為	40
ウ 公務達成のための善意行為	41
エ 食事のための往復行為	41
オ 医療機関へ行く行為	42
(3) 準備行為又は後始末行為中の災害	42
(4) 勤務場所における救助行為中の災害	43
(5) 非常災害時に勤務場所等を防護する行為中の災害	43
(6) 出張中又は赴任期間中における災害	43
ア 経路	44
イ 方法	44
ウ 宿泊行為	45
(7) 特別の事情下の出退勤途上の災害	46
ア 任命権者の支配拘束下にある出退勤	46
イ 特別な状況下における出退勤	46
(8) レクリエーション参加中の災害	47
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるもの	49
ア 所属部局が提供する交通機関での災害	49
イ 勤務場所（勤務施設構内）で行動中の災害	49
ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍内の災害	50
(10) 職務遂行に伴う怨恨による災害	50
(11) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した災害	51
(12) 公務起因性の反証事由（公務との相当因果関係が認められない災害）	51
ア 故意による災害	51
イ 素因による災害	51
ウ 天災地変等の自然現象による災害	52
エ 偶発的事故による災害	53
オ 私的怨恨による災害	53
カ 原因不明の災害	53
3 公務上の疾病	54
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	54

(2) 職業性疾病	55
(3) 公務に起因することが明らかな疾病	56
(4) 個別の疾病についての取扱い	57
ア 腰痛	57
(ア) 災害性の原因による腰痛	58
(イ) 災害性の原因によらない腰痛	59
a 腰部に過度の負担がかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛	59
b 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（概ね 10 年以上）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛	60
(ウ) 療養の範囲	60
イ 上肢障害	61
(ア) 認定の要件	61
(イ) 療養の範囲	62
ウ 心・血管疾患及び脳血管疾患	62
(ア) 認定の要件	62
(イ) 過重負荷	63
(ウ) 症状が顕在化するまでの時間的間隔	65
(エ) 評価期間	65
(オ) 業務負荷の判断基準とする職員	65
(カ) 認定請求を行う場合の調査事項	66
エ 精神疾患（精神疾患に起因する自殺を含む。）	68
(ア) 認定の要件	68
(イ) 業務による負荷	69
(ウ) 評価期間	71
(エ) 業務負荷の判断基準とする職員	71
(オ) 精神疾患の悪化・症状安定後の新たな発症の場合	71
a 精神疾患の悪化	71
b 症状安定後の新たな発症	72
(カ) 精神疾患等に係る治ゆ等の取扱い	72
a 治ゆ	72
b 治ゆ後再び対象疾病を発症した場合	72
(キ) 自殺の取扱い	72
(ク) 認定請求を行う場合の調査事項	73
オ 肝炎、エイズ、結核	75
(ア) 肝炎（B型肝炎、C型肝炎）	75
(イ) エイズ	76
(ウ) 潜在性結核	76
(エ) 疾病の発症前に感染の原因となった負傷等を公務上の負傷とみなして一定の処置や検査を療養補償の対象とする場合	76

a	B型肝炎	77
b	C型肝炎	77
c	エイズ	78
第2節	通勤災害	79
1	通勤災害保護制度の基本的な考え方	79
(1)	通勤災害保護制度の目的	79
(2)	通勤災害とは	79
(3)	公務災害と通勤災害における差異	81
2	通勤災害の範囲	81
(1)	通勤による負傷	81
(2)	通勤による疾病	82
ア	通勤による負傷に起因する疾病	82
イ	通勤に起因することが明らかな疾病	82
(3)	通勤による障害又は死亡	82
3	通勤の要件	84
(1)	「勤務のため」について	84
ア	住居と勤務場所との往復	85
イ	複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動	85
ウ	住居と勤務場所との往復に先行又は後続する住居間の移動	85
(2)	「住居」について	87
(3)	「勤務場所」について	88
(4)	通勤の「始点・終点」について	89
(5)	「合理的な経路・方法」について	90
ア	「逸脱・中断」について	92
(6)	「日常生活上必要な行為」について	93
4	公務災害として取り扱われる通勤途上の災害	97
(1)	出張に係る通勤	97
(2)	任命権者の支配拘束下にある通勤・特別な状況下における通勤	98
第4章	第三者加害事案	100
第1節	第三者加害事案の成立要件	100
1	第三者とは	100
2	不法行為	100
(1)	一般的な不法行為（民法第709条）	100
(2)	特殊の不法行為等	101
ア	責任無能力者の監督者（民法第714条）	101
イ	使用者、代理監督者（民法第715条）	101
ウ	土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）	101
エ	動物の占有者（民法第718条）	101
オ	自動車の運行供用者（自賠法第3条）	102

カ 国・地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）	102
第2節 第三者加害事案の事務処理	103
1 第三者加害事案の事務処理の流れ	103
2 補償先行と示談先行	104
(1) 補償先行	104
(2) 示談先行	104
3 認定請求における留意事項	105
(1) 災害発生後の初期対応	105
ア 災害発生状況の調査	105
イ 第三者の情報と支払意思の確認等	105
ウ その他	105
(2) 補償先行・示談先行の選択	105
(3) 認定請求時に必要な書類	107
4 示談について	108
(1) 示談に際して基金との連携について	108
(2) その他示談にあたっての留意事項	109
ア 基金の請求権の明示	109
イ 「損害賠償交渉状況等報告書」と「損害賠償受領届」の提出	109
5 所属担当者・任命権者の役割	109
(1) 示談先行事案における療養状況の把握	110
(2) 交渉状況の把握	110
第3節 自動車事故に関する保険	111
1 自賠責保険	111
(1) 「運行供用者責任」の概念	111
(2) 保険金・損害賠償額の算出方法とその限度額	112
ア 傷害による損害	112
イ 後遺障害による損害	112
ウ 死亡による損害	112
(3) 重過失減額	113
(4) 加害者請求と被害者請求	113
ア 加害者請求（自賠法第15条）	113
イ 被害者請求（自賠法第16条）	113
ウ 請求権の時効	113
2 任意保険	114
(1) 任意保険の概要	114
(2) 保険金の支払い等	114
第5章 傷病の治ゆ、再発・追加	115
第1節 傷病の治ゆ	115
1 傷病の治ゆ	115

(1) 症状固定治ゆ	115
(2) 急性症状消退治ゆ	115
2 後遺障害	116
第2節 傷病の追加・再発	117
1 傷病の追加（追加認定請求）	117
(1) 追加認定請求とは	117
(2) 追加認定請求手続き	118
2 傷病の再発（再発認定請求）	118
(1) 再発認定請求とは	118
(2) 再発認定請求手続き	119
3 追加・再発認定請求書類の作成例	120
(1) 追加認定請求書類の作成例	120
ア 追加認定請求書	120
イ 追加認定請求に係る申立書の作成例	122
(2) 再発認定請求書類の作成例	123
ア 再発認定請求書の作成例	123
イ 再発認定請求に係る申立書の作成例	125

第1章 災害補償制度の概要

1 災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」といいます。）は、地方公務員等が公務[※]上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害（以下「公務災害」といいます。）について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくとも補償義務が発生するものとされていることです。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることとこの点において異なるものです。

また、通勤による災害（以下「通勤災害」といいます。）についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、この制度は、一部に年金制が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっています。

※ 「公務」には、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいいます。以下同じ。）の業務を含みます。

2 災害補償制度の対象職員

(1) 適用関係

地方公務員等の公務災害又は通勤災害に対する補償は、常勤職員については地方公務員災害補償法（以下「地公災法」といいます。）の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施にあたり、非常勤職員については、地公災法に基づく条例、労働者災害補償保険法、船員保険法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の法令により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています。

(2) 職員の範囲

ア 常勤職員

- ① 常時勤務に服することを要する地方公務員（臨時的任用職員、再任用フルタイム職員、任期付職員を含む）
- ② 一般地方独立行政法人の役員及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人からの給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者

イ 非常勤職員

(7) 短時間勤務職員

定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者）、暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条）、任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条）、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項）

(イ) 常勤的非常勤職員

- ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日^{*}が 18 日（一月間の日数（地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める日（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人にあっては、地方独立行政法人が定める当該地方独立行政法人の休日。以下、「地方公共団体の休日」という。）の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）（昭和 63 年 3 月 31 日までは 22 日、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 4 年 4 月 30 日までは 20 日、平成 4 年 5 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までは 18 日。以下同じ。）以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの。

※ 休暇を与えられた日及びこれらに準ずる日、常勤職員の勤務時間以上の勤務時間の総量を維持した上でフレックスタイム制により勤務時間を定めた場合において 1 日について常勤職員の勤務時間に満たない勤務時間により勤務した日及びフレックスタイム制により勤務時間を定めない日を含み、休日を含まない。以下、同じ。

- ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの。
- ③ ①及び②以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員及び一般地方独立行政法人の役職員のうち、船員法第 1 条に規定する船員であって労働基準法別表第一に掲げる事業に従事するもの

区分	身 分	地方公務員				非公務員	
	所 属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人	
	職 種	一般職	特別職	職 員 (一般職)	役員等 (特別職)	職員	役員
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法					
非常勤職員	・定年再任用短時間勤務職員 ・暫定再任用短時間勤務職員 ・任期付短時間勤務職員 ・育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	地方公務員災害補償法		地方公務員災害補償法			
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法					
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法第1条に規定する船員	地方公務員災害補償法					
	臨時職員等	地方公務員災害補償法に基づく条例 労働者災害補償保険法 労災法の対象とならない場合には条例		労働者災害補償保険法 使用者たる役員については地方独立行政法人が定める			
	議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者) 水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表1に掲げる事業に雇用される者 (船員法第1条に規定する船員を除く)						
	・消防団員 ・水防団員		消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律				
	・学校医 ・学校歯科医 ・学校薬剤師		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律			労働者災害補償保険法	

(注) 補償実施機関は次のとおり

- 地方公務員災害補償法（条例を除く。）・・・地方公務員災害補償基金
- 労働者災害補償保険法・・・国（厚生労働省所管）
- 地方独立行政法人の使用者たる役員・・・当該地方独立行政法人
- その他・・・地方公共団体等

3 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金（以下「基金」といいます。）は、地公災法によって設置された法人で、職員（地公災法が適用される職員。以下同じ。）が公務災害又は通勤災害を受けた場合にこれに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体に代わって行うものとされており、本部を東京都千代田区に、各都道府県及び指定都市にそれぞれ支部を置いています。その具体的事務処理、すなわち補償請求の原因である災害が公務災害又は通勤災害かどうかの認定、各種補償の支給決定及びその支払い等は、原則としてそれぞれの支部で行われます。また、その活動と補償の実施に必要な財源は各地方公共団体からの負担金その他の収入で賄われます。

4 補償及び福祉事業の概要

(1) 補償及び福祉事業とは

職員が工作中又は通勤途中で被った災害が、基金支部から公務（通勤）災害と認定された場合には、その災害から生じた負傷、疾病、障害、死亡等の身体的損害の填補のために、治療費、年金、一時金等が、被災職員又はその遺族に対して支給されることになります。これを「補償」といいます。

また、法定の各補償のほかに、被災職員の福祉を増進するための措置として「福祉事業」の制度があります。

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため講ぜられる施策ないし措置です。

災害の発生から補償及び福祉事業を受けるまでの流れは、10 ページのとおりです。

(2) 補償及び福祉事業の種類、内容

補償及び福祉事業の種類、内容は、次の表のとおりです。

○ 補償

災害の区分	補償の種類	補 償 の 内 容
負 傷 又は 疾 病	療養補償	医師の診察、治療、看護、移送など必要な療養を行い又は療養の費用を支給する。
	休業補償	傷病補償年金を受ける場合を除き、療養のため勤務することができない場合で給与を受けないとき、1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給する。
	傷病補償年金	療養を開始して1年6か月を経過しても傷病が治らず、その障害の程度が傷病等級に該当する場合、その障害の状態に応じて年金を支給する。
	介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、一定の障害等級に該当し、常時又は随時介護を受ける場合、一定の額を支給する。
障 害		

災害の区分	補償の種類	補 償 の 内 容
	障害補償	傷病が治ったとき残った一定の障害の程度に応じて、年金又は一時金を支給する。 なお、障害補償年金差額一時金と障害補償年金前払一時金の制度がある。
死 亡	遺族補償	死亡した職員の遺族に対して、遺族の状況に応じて、年金又は一時金を支給する。 なお、遺族補償年金前払一時金の制度がある。
	葬祭補償	死亡した職員の葬祭を行う者に対して、一定の額を支給する。

○ 福祉事業

対 象 者	福祉事業の種類	福 祉 事 業 の 内 容
休業補償を受ける者	休業援護金	休業による給与減等を補うことを目的として支給する。
傷病補償年金を受ける者	傷病特別支給金	見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて支給する。
	傷病特別給付金	期末手当等の特別給を納付内容に反映させる趣旨で、年金として支給する。
障害補償を受ける者	障害特別支給金	見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。
	障害特別援護金	生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。
	障害特別給付金	期末手当等の特別給を納付内容に反映させる趣旨で、年金の受給権者に対し年金、一時金の受給権者に対し一時金を支給する。
	障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金の受給権者に対し一時金として支給する。
	外科後処置	義肢装着のための断端部の再手術の処置が必要であると認められる者等に対し、診察、薬剤又は治療材料の支給等を行う。
	補装具の支給	義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。
	リハビリテーション	社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。
	アフターケア	外傷による脳の器質的損傷を受けた者その他理事長が定める特定の傷病を有する者に対し、円滑な社会生活を営むために必要な、一定範囲の処置等を行う。
	在宅介護を行う介護人の派遣 〔ホームヘルパー派遣事業〕	傷病等級又は障害等級第1級から第3級に該当する者のうち、居宅において介護を要する者に対し介護の提供を行う。

対 象 者	福祉事業の種類	福 祉 事 業 の 内 容
遺族補償を受ける者	遺族特別支給金	弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて支給する。
	遺族特別援護金	生活を援護する趣旨で、受給権者の区分に応じて支給する。
	遺族特別給付金	期末手当等の特別給を納付内容に反映させる趣旨で、年金の受給権者に対し年金、一時金の受給権者に対し一時金として支給する。
傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金を受ける者	奨学援護金	年金たる補償の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護するものとして支給する。
	就労保育援護金	年金たる補償の受給権者等であって未就学である者の保育に係る費用を援護するものとして支給する。
傷病補償年金、障害補償年金を受けていた者を介護してきた遺族	長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者（せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に又は随時介護を要する者に限る。）が私傷病で死亡したとき長期介護（10年）にあたってきた遺族に対して支給する。

○ 公務災害防止事業

事 業 の 種 類	事 業 の 内 容
公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業	公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行う。
公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の研究及び策定を行う。
公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業	地方公共団体等に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進する。

(3) 補償の特例

ア 特殊公務に従事する職員の特例

警察官、消防吏員等である職員は、その任務の遂行にあたって高度の危険が予測されるにもかかわらず職責上あえてその職務を遂行しなければならない場合があることにかんがみ、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他所定の職務に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講じることとしています。

これを特殊公務災害補償といい、その対象となる特殊な職員及び職務は、次の表のとおりです。

職員の区分	職 務
警察官	① 犯罪の捜査 ② 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 ③ 勾引状、勾留状又は収容状の執行 ④ 犯罪の制止 ⑤ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他のこれらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防御
警察官以外の警察職員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官が前記の①から⑤に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消防吏員及び消防団員	① 火災の鎮圧 ② 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御
准救急隊員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御
麻薬取締員	① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 ② 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 ③ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行
災害応急対策従事職員※	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御

※ ここでいう「災害応急対策従事職員」は、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員をいいます。

また、特殊公務災害に該当する場合の加算措置の内容は、次の表のとおりです。

補 償		区 分	加 算 率
傷病補償年金		第 1 級	4 0 / 1 0 0
		第 2 級	4 5 / 1 0 0
		第 3 級	5 0 / 1 0 0
障害補償	年金	第 1 級	4 0 / 1 0 0
		第 2 級	4 5 / 1 0 0
		第 3 級～第 7 級	5 0 / 1 0 0
	一時金	第 8 級～第 14 級	
遺族補償	年金		5 0 / 1 0 0
	一時金		

イ 公務で外国旅行中の職員の特例

(7) 公務で外国旅行中の職員に係る療養補償の特例

公務で外国旅行中の職員については、療養補償の範囲を、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当と認められるものにも拡大されています。

(4) 国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例

公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下で、次に掲げる職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特殊公務災害と同様の加算措置を講じることとしています。

- ① 国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条各号に掲げる国際緊急援助活動
- ② ①に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集

(4) 補償の制限

職員が、故意に災害を発生させた場合は、公務（通勤）起因性が否定されるので、その災害は公務（通勤）災害とは認められません。例えば、意図的に自分の指を刃物で切断した場合や機械に手を入れて腕を切断した場合です。

しかしながら、事故そのものの発生を意図した故意ではないが、自己の行為により一定の犯罪行為を発生させる意思をもってある行為を行い、その結果事故が発生した場合、又は故意ではないがこれに近い程度の重大な過失によって事故が発生した場合に、その災害が公務上（通勤災害該当）と認められた場合には、休業補償、傷病補償年金又は障害補償等について、一定の支給制限を行うことができることとなっています。

この補償に係る支給の制限は、被災職員に故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合については、特に過失相殺的な考え方を取り入れ、補償責任の一部を免除し、責任分配の公平を図る趣旨によるものですが、災害の防止等について職員の注意を喚起する効果をも考慮したものです。

故意の犯罪行為又は重大な過失による場合

- ① 職員が法律、命令等に定める危険防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合
- ② 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合
- ③ 監督者の事故防止に関する注意事項若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

上記に該当する具体例

- ・ 公用車を運転中、煙草を取るため片手ハンドルでわき見運転をしたため、センターラインをオーバーして対向車と衝突し、負傷した場合

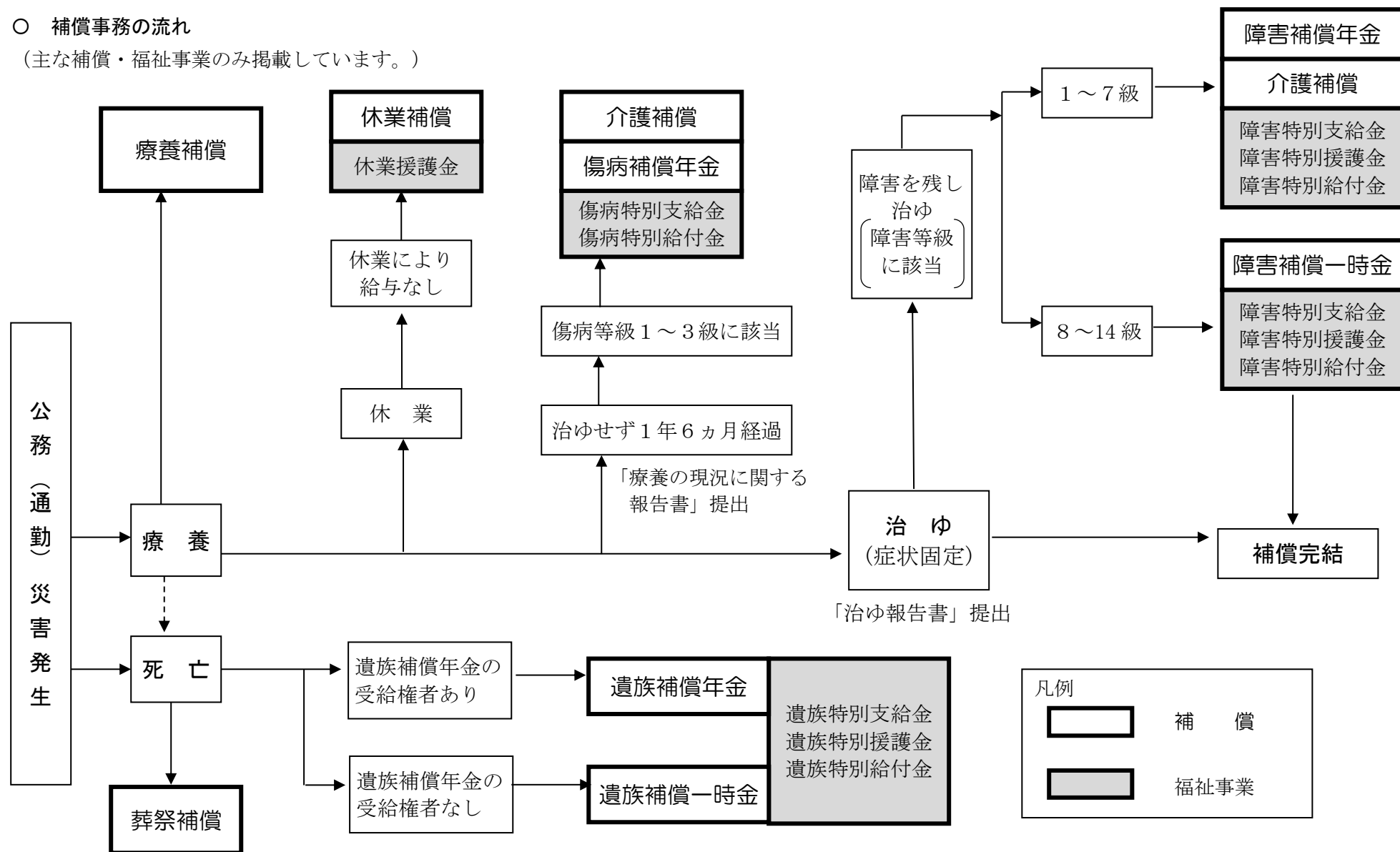
- ・草刈機の回転刃に詰まった草を取り除く際、電源を切らずに作業し刃に触れて負傷した場合
- ・電動のこ盤を使用して角材を切断作業中、作業室に掲示された安全確保の順守事項に従わず、切断した角材を取ろうと回転刃の先に手を伸ばして回転刃に接触し負傷した場合

どのような場合が故意の犯罪行為又は重大な過失に当たるかは、具体的な事案に即し、諸事情を勘案して判断することとなりますが、一般的には、明らかな法律違反があるか否か、一般に遵守・励行されている任命権者等の注意事項等に違反しているか否か、また、違反をしたその行為が、災害発生に有力に寄与しているか否かなどについて、詳細に検討の上判断することとなります。

なお、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた時についても、休業補償、傷病補償年金又は障害補償等について、一定の支給制限を行うことができることとなっています。

○ 補償事務の流れ

(主な補償・福祉事業のみ掲載しています。)



5 費用の負担

基金の業務に要する費用は、地方公共団体の負担金によってまかなわれています。負担金は、定款で定める職員の区分に応じ、当該職員にかかる給与（退職手当及び児童手当を除くすべての手当を含む。）の総額に、定款で定める職員の区分ごとに定められた割合を乗じて算出します。

負担金は、地方公共団体が毎年度当初に概算負担金として基金に納付し、翌年度の9月末で確定負担金を算出し、精算することになっています。

納付期限	概算負担金	当該年度の5月15日
	確定負担金	翌年度の9月30日

○ 職員の区分別の職員の範囲

職員の区分	職員の範囲
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条により国が経費の一部を負担するもの
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員
警察職員	都道府県警察の職員(国家公務員である職員を除く。)
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業に従事する職員
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業、その他貨物取扱事業に従事する職員
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員
船員	船員法第1条に規定する船員である職員
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員

6 メリット制

(1) メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職員区分ごとに全国一律ですが、メリット制適用団体においては、任命権者の公務災害防止のための取り組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、負担の公平を図るため、各団体の職員区分ごとに、メリット制適用事業年度の前事業年度前3事業年度の間の補償等の給付費（補償の支給額と福祉事業の支給額の合計）と負担金の割合が当該職員区分の基準値を上回り、又は下回る場合には、±20%の範囲内で、定款で定める負担金率を引き上げる又は引き下げるメリット制を適用することとしています。

(2) メリット制適用団体及び職員区分

ア 適用団体

- ・都道府県 ・指定都市 ・中核市 ・施行時特例市 ・特別区
- ・指定都市、中核市又は施行時特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）

イ 適用職種

適用職員区分は次に掲げる表のとおりです。

適用団体 適用職員区分	都道府県	指定都市	中核市 施行時特例市 特別区	一部事務 組合等
義務教育学校職員	○	○		
義務教育学校職員以外の教育職員	○	○	○	
警察職員	○			
消防職員	○	○	○	○
電気・ガス・水道事業職員	○	○	○	
清掃事業職員		○	○	
その他の職員	○	○	○	

※ 指定都市に係る義務教育学校職員については、平成 29 年 4 月 1 日から適用。

※ 運輸事業職員及び船員は、メリット制の対象ではない。

7 時効

補償を受ける権利は、2 年間（障害補償、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金については、5 年間）行われなときは、時効によって消滅することとされています。ただし、傷病補償年金は、職員の請求に基づかず、基金が職権でその支給決定を行うものですから、傷病補償年金を受ける権利については時効の問題は生じません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。これに対して、支給決定が行われた補償の給付金の支払を受ける権利については、地公災法の規定の適用はなく、金銭債権の一般規定である民法の規定が適用されることに注意する必要があります。

主な補償に係る具体的な起算日及び時効期間をまとめると次の表のようになります。

補 償	起 算 日	時効期間
療養補償	療養の費用(治療費)を支払う義務が確定した日の翌日	2 年間
休業補償	療養のため休業し、給与を受けない日ごとに、それぞれの日の翌日	2 年間
葬祭補償	被災職員が死亡した日の翌日	2 年間
障害補償	負傷又は疾病が治癒した日の翌日	5 年間
遺族補償	被災職員が死亡した日の翌日	5 年間

なお、上記の時効期間の経過前に、公務（通勤）災害の認定請求をした場合については、公務（通勤）災害の認定のあったことを被災職員が知った日の翌日が起算日となることになっています。

また、時効の援用及び中断等については、地公災法上明文の規定はないので、民法の定めるところによることとなります。

指定医療機関における療養に係る療養補償については、基金支部と指定医療機関との契約により、指定医療機関が基金支部に直接請求し、基金支部が指定医療機関に直接支払う方法になっていますので、地公災法の時効制度の適用は受けないこととされています。ただし、この場合でも、民法の時効の規定の適用は受けますので、民法第 170 条の規定により 5 年の短期消滅時効にかかることになっています。

8 損害賠償との調整等

(1) 地方公共団体の損害賠償との関係

被災職員の所属する地方公共団体が当該被災職員又はその遺族に対して国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合で、基金が地公災法に定める補償を行ったときは、その補償と同一の事由については、当該地方公共団体は、当該補償の価額の限度において、その損害賠償の責めを免れます。

また、補償を受けるべき者が、当該補償と同一の事由について、当該地方公共団体から国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において、補償の義務を免れます。

(2) 第三者の損害賠償との関係

補償の原因となった災害が第三者（被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいいます。）の行為によって生じた場合に基金が補償を行ったときは、基金は、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。

また、補償を受けるべき者が、第三者から当該補償と同一の事由について損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において、補償の義務を免れます。

9 不服申立て等

(1) 不服申立て等の制度

支部長は、被災職員等からの補償の請求に基づき、その内容を十分検討した上で、補償請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、補償の支給決定を行います（傷病補償年金については、請求によらず支部長が職権で行います。）が、一方、被災職員等の側からこれをみたとき、支部長のこれらの決定について納得できないという場合が考えられます。

このような場合、被災職員等が直ちに裁判所に支部長の決定の取消し等を求めなければ救済されないとすることは、被災職員等に訴訟費用等の負担をさせることになりかねません。また、被災職員等の権利の保護を簡易、迅速に図ることも考慮する必要があります。

したがって、地公災法は、このような観点から被災職員等が支部長の行った決定に不服

がある場合に簡易な手続による救済の途を開くため、不服申立ての制度を設けています。

不服申立ての対象となる処分は、支部長が行う補償に関する決定であって、具体的には、公務外の認定、通勤災害非該当の認定、各種補償の不支給の決定、補償の受給権者の決定等です。

なお、福祉事業の決定や治ゆ認定は、ここでいう不服申立ての対象とはなりませんが、福祉事業の決定については、その決定を行った支部長に対して、不服の申出をすることができますとされています。

(2) 不服申立ての手続き等

不服申立ての手続き等は次のとおりですが、その手続き及び裁決の効力等については行政不服審査法の規定が全面的に適用されます。

- ① 支部長が行った補償に関する決定に不服のある者は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に対して審査請求をすることができます。
- ② 支部審査会は、審査請求があったときは、これを審査の上、裁決を行い、裁決書の謄本を請求人に送達します。
- ③ 支部審査会の裁決に対して不服がある者は、
 - ・ その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に審査会に対して再審査請求
 - ・ 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に裁判所に対して取消しの訴えをすることができます。

なお、審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても、支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法第8条第2項第1号の規定により、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、取消しの訴えを提起することができます。

審査会又は支部審査会の行った裁決は、支部長を拘束します。したがって、裁決によって原処分が取り消された場合、支部長は、裁決の趣旨に従って改めて補償に関する決定をしなければなりません。

再審査請求に対する裁決の結果について、なお不服がある者は、行政事件訴訟法の定めるところにより、審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内であれば裁判所に対して取消しの訴えを提起することができます。また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、取消しの訴えを提起することができます。なお、支部長が行った補償に関する決定やその執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 福祉事業の決定に対する不服の申出の手続

福祉事業の決定に対して不服のある者は、その決定を行った支部長に対して福祉事業の決定に対する不服の申出を行うことができます。

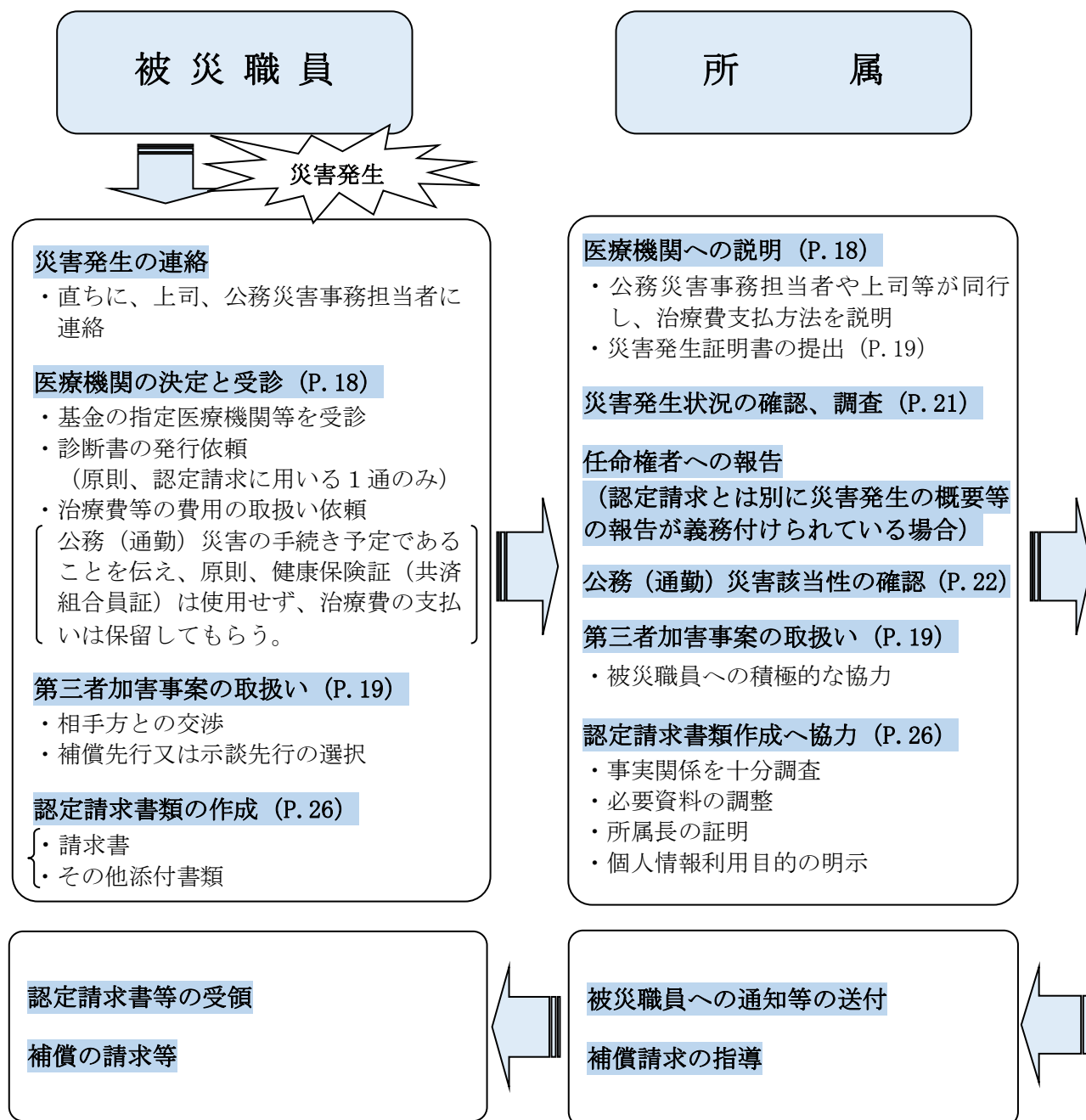
不服の申出は、申出をする者の氏名及び住所並びに申出の趣旨、理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出して行います。

申出に対する審査は、書面により行い、申出者の申立てがあったときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えます。

支部長は、審査の結果、申出に理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知するものとし、申出に理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとります。

第2章 認定請求事務

第1節 公務（通勤）災害認定請求手続等の流れ



請求主義とは・・・？

被災職員等が、公務（通勤）災害として基金から補償を受けるためには、被災職員からの「認定請求」及び各種の「補償請求」を行うことが必要であるとされており、このことを「請求主義」と呼んでいます。

公務（通勤）災害補償制度において請求主義を採用したのは、請求するか否かを被災職員の自由な意思に委ねようとしたものではなく、認定及び補償は、本来の使用者である地方公共団体に代行して基金が行うため補償事由が生じたことを直接知り得ないという法制度上の理由によるものです。

経 由 機 関

(任命権者公務災害担当課等)

基 金 支 部

公務（通勤）災害該当性の調査、判断
(P. 23)

基金支部への連絡

心臓・脳血管疾患、精神疾患、上肢障害、
非災害性腰痛、死亡事案及び公務（通勤）
遂行性・公務（通勤）起因性の判断が困
難な事案

公務（通勤）災害認定請求書類の審査
(P. 26)

- ・災害発生状況の記載の確認及び補完
- ・受診経過等の確認

第三者加害事案の取扱い (P. 19)

任命権者の意見を付す

認定請求書類の基金支部への送付

内容審査

- ・認定請求書及び添付書類の記載内容、添付状況の確認
※記載内容不備の場合には補完の指示
- ・事実関係の調査（災害発生状況が不明確な場合）
- ・医学的意見の聴取（医学上因果関係が不明確な場合）
- ・基金本部へ協議（心臓・脳血管疾患、精神疾患、判断困難な事案の場合）

認 定

認定通知

関係書類の送付（公務上の災害、通勤災害該当の認定の場合）

- ・療養補償のご案内
- ・災害補償のしおり
- ・療養の給付請求書等各種補償等の請求に必要な書類
- ・治癒報告書

認定通知書の受領

所属への通知等の送付

補償請求の指導

認定請求書類の作成者は・・・？

公務（通勤）災害の認定請求に必要な認定請求書等の書類は、被災職員又はその遺族の認定請求者が作成するのが原則ですが、認定請求にあたっては、所属の積極的な協力が強く要請されます。所属においては、認定請求書の記載方法を指導し、また添付書類の収集や作成に積極的に協力するなど、認定請求書類が迅速かつ適正に作成されるようにしてください。

また、被災職員が入院等のため、自分で作成できない場合で、被災職員からの依頼がある時は、所属において認定請求書類を作成し、被災職員にその記載内容の確認を求め、その了解のもとに、認定請求手続をとるようにしてください。

1 医療機関の受診

(1) 医療機関の決定

受診する医療機関を、どこの病院又は診療所にするかという「医療機関の決定」は、被災職員の選択に委ねられていますが、原則として整骨院（接骨院）ではなく、医師の診断を受けられる医療機関（整形外科等）を受診するようにしてください（整骨院・接骨院の場合、補償対象外となるケースがあります）。また、基金の指定医療機関の場合、公務（通勤）災害の取扱いについて経験があり、治療費等の費用の請求手続きにおいても、被災職員の負担が少なく済むため、可能な限り、こちらを受診することをおすすめします。

所属においては、被災職員から相談を受けた場合、基金神奈川支部のホームページに掲載している指定医療機関のリストを参考に受診を案内する等、災害が発生した際にアドバイスできるようにしておくことが望まれます。

(2) 診断書の発行依頼

医療機関を受診する際は、工作中又は通勤途中の負傷等である旨を告げて治療を受けるとともに、診断書（傷病名、初診日、療養方法と療養に要する期間を記載のもの）を1通発行してもらってください。

なお、診断書の傷病名について、「〇〇疑い」等の確定診断前のものでは認定できないため、傷病名が確定した後に発行を依頼してください。

また、医療機関から発行してもらった診断書のうち、その文書料が基金から支払われるのは、原則として、公務（通勤）災害認定請求書に添付された診断書（原本が添付された場合に限る。）1通分だけで、療養休暇の延長等のため所属に提出する診断書料等は支払えませんので、注意してください。

(3) 治療費等の費用の取扱いの依頼

公務（通勤）災害の場合には、健康保険証（共済組合員証等）を使用することはできず、治療費等の費用は、公務（通勤）災害独自の請求・支払方法で基金が支払うことになっています。

ア 公務（通勤）災害に該当することが明らかな場合※

第3章「認定基準」に照らして、公務（通勤）災害に該当することが明らかな場合は、「公務（通勤）災害の取扱い」としてくれるように医療機関に申し出て、健康保険証（共済組合員証）は、使用しないでください。この際、公務（通勤）災害の認定請求（申請）手続きを行い、基金支部から認定通知書が発行されたら、治療費の請求用紙とともに医療機関へ持参することを伝えてください。

なお、公務（通勤）災害の取扱いが少ない医療機関の場合、その取扱方法、治療費等の費用の請求方法を熟知しておらず、被災職員に支払いを求めたり、健康保険証（共済組合員証）の使用を求めてきたりする場合があります。そのようなときも、公務（通勤）災害補償制度は「労災」と同様の制度であること、治療費等の費用は基金から支払われること等を説明し、「公務（通勤）災害の取扱い」をしてくれるように依頼してください。

イ 公務（通勤）災害に該当するか否かが微妙な場合※

災害性の有無の明らかな腰痛等の疾病、通常の通勤経路以外の経路途中における負傷のように、公務（通勤）災害に該当するか否かが微妙な場合は、まず、公務（通勤）災害に該当するか否かについて、基金支部等と協議するので、治療費等の費用の請求をしばらく保留してくれるように医療機関に依頼してください。

※ 医療機関から理解が得られない場合や治療費等の請求の保留が認められない場合、医療機関によっては、被災職員に全額の支払いを求める場合もあります。その場合は、医療機関の指示に従ってください。被災職員が治療費を自己負担した場合には、認定された後返金してもらえるかどうか確認してください。

(4) 災害発生証明書の提出

公務（通勤）災害に該当することが明らかな場合であっても、医療機関によっては、災害発生状況等について文書の提出を求められることがあります。このような場合は、所属において作成した災害発生証明書を、当該医療機関に提出してください。

2 第三者加害事案の取扱い

第三者加害事案とは、交通事故・暴行事件・飼い犬による咬傷事故など、補償の原因である災害が**第三者**（被災職員、当該職員の所属する地方公共団体、基金以外の者）の**行為**によって生じた場合で、**民法等に基づく損害賠償請求権が生ずるもの**をいいます（詳しくは100ページ参照）。

第三者加害事案の場合、基金の補償と第三者から受ける損害賠償との調整が必要となるため、通常の公務（通勤）災害と扱いが異なります。

第三者加害事案に該当する場合の例

- ・ 自動車で退勤途上、信号機のない交差点で左方からの自動車と出会い頭に衝突して負傷した。
- ・ 滞納整理のため訪れた住民宅の玄関先で飼い犬に咬まれて負傷した。
- ・ 同僚が運転する公用車に同乗中、同僚が運転を誤って電柱に激突したため負傷した。
【運転者は自損事故のため非該当】
- ・ 可燃ごみの収集作業中、不法投棄された使用済みの注射針で指を刺してしまい負傷した。

第三者加害事案に該当しない場合の例

- ・ 公用車で出張先に向かう途中、わき見をして赤信号で停止していた相手自動車に気づくのが遅れて追突し、負傷した。
【相手方に過失がなく、相手方への損害賠償請求権が発生しない】
- ・ 小学校教諭が3年生の授業中、児童がふざけて投げた消しゴムが目当たって負傷した。
【児童に責任能力なく、教諭側は代理監督者の立場であり、児童及び保護者に対し責任を問い得ない】
- ・ ソフトボール大会にピッチャーとして出場中、打球が顔に直撃して負傷した。
【正当行為のため違法性なし】

(1) 補償先行又は示談先行の選択

同一の損害について、基金による補償と第三者の損害賠償とが重複して行われなくするため、次のとおり、基金からの補償を先行させる場合（補償先行）と第三者からの損害賠償を先行させる場合（示談先行）の二つの方法があります。

ア 補償先行

被災職員等が、基金によって行われる補償（例：療養補償）と同一の事由による損害（例：治療費）について、第三者からの賠償を受ける前に、基金から補償を受けることをいいます。

この場合、被災職員等が第三者に対して有する損害賠償請求権は、基金が補償した額の範囲内で基金が取得し、後日、第三者に対してその支払を求める（求償）ことになり、被災職員等は、基金から補償を受けた分の損害について第三者に請求することはできなくなります。

イ 示談先行

被災職員等が基金による補償（例：療養補償）を受ける前に、基金によって行われる補償と同一の事由による損害（例：治療費）について、第三者から賠償を受けることをいいます。

この場合、被災職員等がその賠償を受けた分については、基金は補償の義務を免れる（免責）ことになります。第三者加害事案の場合、被災職員等は補償先行とするか示談先行とするかによって事務手続が異なりますので、どちらかを選択する必要があります。

補償先行とするか示談先行とするかの選択にあたっては、105 ページを参照し、それでも不明の場合は、任命権者の公務災害担当課又は基金支部と協議して決定するようにしてください。

(2) 相手方との交渉

第三者加害事案の場合、示談先行、補償先行のどちらを選択した場合でも後日、当該第三者との交渉が必要となります。そのため、被災職員等は、事故後速やかに、相手方の住所、氏名、連絡先、保険の状況（自動車事故の場合）等を確認、記録するとともに、場合によっては警察への届出等を行い、災害発生状況を明確にしておくことが必要です。

さらに、補償先行を選択する場合は、相手方に公務（通勤）災害補償制度について説明し、後日、基金が支払った療養費等の相当額が請求されることについて、きちんと了解を得た上で、「確約書」を記載してもらってください。なお、公務（通勤）災害の場合、共済組合員証は使えないため、3割負担の金額ではなく治療費全額（10割分）を求償することとなります。

また、相手方との示談についても、基金支部と相談するなど慎重に行ってください。

これらのことは後々のトラブルを避けるために大変重要なことですので、必ず行うようにしてください。

特に、所属においては、被災職員を積極的に協力あるいはリードし、事故処理をすすめ、「第三者行為調書」「確約書」及び「念書（兼同意書）」の作成・提出をさせてください。

3 災害発生状況の確認、調査

(1) 確認方法

災害発生時は、いつ、どこで、何をしていたとき、どんな原因で、どのようなことが起こったのかをまずは確認することが大切です。なお、災害発生状況を確認する方法としては、通常、次のような方法が考えられます。

- ① 被災職員からの聴取
- ② 災害発生現場の確認
- ③ 現認者からの聴取
- ④ 現認者がいない場合の警察等への確認
 - 警察署への確認
交通事故等で、警察により現場検証等が行われて災害発生状況が確認されている場合は、所轄警察署で確認します。
 - 公共施設管理者への確認
災害発生場所が駅等の公共施設で、当該施設の管理者により災害発生状況が確認されている場合は、当該施設の管理者に確認します。
 - 救急車の出動等の確認
救急車が出動している場合は、救急車出動の事実及び出動したときの災害発生現場の状況等について、所轄消防署に確認します。
 - 病院等の確認
被災職員が災害発生現場から直接病院等へ行った場合は、その受診の際の状況等を病院等に確認します。

(2) 災害性の腰痛の場合の災害発生状況の調査

災害性の腰痛（詳しくは 58 ページ参照）の場合、公務上の災害として認定されるためには、「通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること」が必要です。

したがって、災害性の腰痛の公務上外の判断にあたっては、当該腰痛を発症した際の状況が大きな意味を持つことになりますので、その状況等を、「災害性腰痛事案報告書」の記載事項に従って、詳細に調査してください。

その際、次の事項については、特に注意して調査してください。

ア 突発的な出来事の有無

次のような突発的な出来事の有無について、調査してください。

- ① 重量物の運搬作業中に、転倒した、滑った又はバランスを崩したというような出来事の有無
- ② 重量物の運搬について、持ち手同士のタイミングが合わず、被災職員に一方的に重量がかかってしまったというような出来事の有無
- ③ 取扱物が、予想外に重かった又は予想外に軽かったというような出来事の有無
- ④ 重量物の取扱いについて、不適当な姿勢をとったというような出来事の有無

イ 通常と異なる状況の有無

上記③、④のように、事故的な事由がない場合には、更に、次のような通常と異なる状況の有無についても、調査してください。

- ① 取扱物の重量、形等で、持ちにくかったというようなことの有無
- ② 作業がしにくい場所であったというようなことの有無
- ③ その他、その日の作業で、通常の作業と異なっていたことの有無

(3) 頸部・腰部・肩関節・膝関節・アキレス腱に係る負傷、脱臼、肉離れ等の場合の既往歴の調査

素因・基礎疾患が影響する場合の多い部位に係る傷病（頸部、腰部、肩関節、膝関節に係る負傷）や、習慣になりやすい傷病（脱臼）、アキレス腱に係る負傷、肉離れ等については当該部位に係る既往歴を確認する必要がありますので、被災職員に「既往歴報告書」を作成させてください。

(4) 心臓・脳血管疾患、上肢障害、非災害性の腰痛、精神疾患及び死亡事案の場合の災害発生状況の調査

これらの特殊な疾病については、さらに詳細な調査が必要となりますので、別途、任命権者の公務災害担当課に照会し、調査内容等について指示を受けてください。

※ 上肢障害とは、書痙、書痙様症状、腱炎、腱鞘炎、手関節炎、上腕骨外（内）上顆炎、頸肩腕症候群、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手根管症候群等の傷病を指します。（詳しくは 61 ページ参照）

4 公務（通勤）災害該当性の確認等

発生した災害が公務（通勤）災害に該当するか否かを公務（通勤）災害の認定基準により確認することなく、医療機関へ公務（通勤）災害扱いで受診等の手続きを進めるケースが、時々見受けられます。

しかし、仕事中に発生した災害であっても、通常の動作により発生したギックリ腰のように公務災害とならない場合や、通勤途中であっても、私用で経路を外れたときに発生した災害のように通勤災害とならない場合があります。

そのような公務（通勤）災害とならない災害について、公務（通勤）災害として医療機関に受診したような場合、治療費の支払等において、後日、トラブルが発生することにもなりかねません。このため、災害が発生した場合は、被災職員及び所属の公務災害事務担当者は、第3章「認定基準」により、その災害が公務（通勤）災害に該当するか否かを必ず確認してください。

また、それらを見ても公務（通勤）災害に該当するか否かが不明確な場合は、任命権者の公務災害担当課へ照会し、その指示に従ってください。

5 経由機関（任命権者）における公務（通勤）災害該当性の調査、判断

経由機関は、公務（通勤）災害の認定請求書類を所属等から受け取った場合は、まず、任命権者において添付資料、記載内容等に不備がないか確認したうえで、請求書の災害発生の状況等を、第3章「認定基準」に照らして、当該認定請求に係る災害が公務（通勤）災害に該当するか否かを判断してください。

認定請求書の災害発生の状況等が不明確で、公務（通勤）災害に該当するか否かが判断できない場合は、現地調査等必要な調査を実施し、その結果を踏まえて判断してください。

特に、「災害性の腰痛」の場合は、災害発生の状況を、「災害性腰痛事案報告書」等により確認し、必要に応じて更に詳細な調査を実施し、慎重に対応してください。また、その他の疾病等の場合も、「既往歴報告書」等により既往歴を確認した上で判断してください。

6 基金支部における審査等

基金支部は、公務（通勤）災害の認定請求書類を受理した時は、まず、認定請求書及び添付書類の添付状況、記載内容等を審査します。

この審査において不備のあることが判明した場合は、任命権者の公務災害担当課を通じて補完等を指示しますので、速やかにその指示に従ってください。

次に、基金支部は、認定請求書類等に記載された災害発生状況、発生原因等について審査します。

この場合、災害発生状況が不明確な事案や疾病事案のように公務起因性の判断に困難を伴う事案については、必要に応じて、基金支部職員による事実関係の調査、医学上の意見の聴取、基金本部との協議等を実施します。なお、このような場合は、調査等にかかなりの日数を要することもあり、その結果、認定までに長期間を要することもあります。

基金支部は、上記の審査、調査等を行った後、当該認定請求に係る災害が、公務（通勤）災害に該当するか否かを判断し、公務上・外又は通勤災害該当・非該当の認定を行います。

7 審査基準等の公表・標準処理期間の設定等

行政手続法（以下「手続法」といいます。）の規定による災害補償制度における審査基準等の公表、標準処理期間の設定等については、次のとおり取り扱うこととなっています。

(1) 審査基準等の公表

手続法第5条の審査基準及び処分基準に該当する通知等は、基金本部ホームページに掲載されていますので、確認してください。

(2) 標準処理期間の設定

手続法第6条の標準処理期間の主なものは、次のとおりです。

なお、「任命権者における標準処理期間」の起算日は窓口で請求書を受け付けた日となりますので、実際の提出日を請求年月日欄に記載するように指導してください。

また、被災職員の属する所属、任命権者においては書類の受理日の記載漏れが無いようご注意ください。

○ 標準処理期間一覧

補償の 種 類	決 定 内 容	任命権者における 標準処理期間	基金における 標準処理期間	全体の標準 処理期間
療養補償 及 び 休業補償	認定及び当初の 支給（不支給）決定	負傷 1 か月 疾病 2 か月 精神疾患 2 か月	負傷 1 か月 疾病 4 か月 精神疾患 6 か月	負傷 2 か月 疾病 6 か月 精神疾患 8 か月
	2 回目以降の 支給（不支給）決定			1 か月
障害補償	等級決定 及び 支給（不支給）決定			4 か月
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4 か月
	2 回目以降の 支給（不支給）決定			1 か月
遺族補償 及 び 葬祭補償	認定、遺族の決定 及び 支給（不支給）決定	負傷 2 か月 疾病 2 か月 精神疾患 2 か月	負傷 2 か月 疾病 4 か月 精神疾患 6 か月	負傷 4 か月 疾病 6 か月 精神疾患 8 か月

- (注) 1 疾病のうち、「負傷に起因する疾病」及び「職業性疾病」以外の「その他公務に起因することが明らかな疾病」に係る認定・各補償の支給（不支給）決定等については、標準処理期間は定められていません。
- 2 請求書の補正期間及び審査に必要な資料を追加する期間は、上記の標準処理期間には含まれません。
- 3 判断根拠となる各種資料の分析に時間を要する等判断が極めて困難な事案については、標準処理期間を超えて審査を行ってもやむを得ないとされています。

(3) 迅速かつ適正な認定請求の要請

被災職員からの公務（通勤）災害の「認定請求」は、公務（通勤）災害補償制度の「入口」又は「第一歩」となっています。したがって、この認定請求が遅延すると、「認定」及びそれに引き続く各種の補償がすべて遅延することとなり、迅速な公務（通勤）災害補償が実施されないこととなります。

迅速な公務（通勤）災害補償が実施されず、治療費等の支払いが遅延すると、医療機関等に多大な迷惑をかけることになり、今後の公務（通勤）災害補償制度の円滑な実施に悪影響を及ぼすことにもなりかねません。

また、時間の経過とともに、事実関係の正確な把握が困難になりますと、認定事務が公正に実施されないおそれが生じます。

このため、公務（通勤）災害の認定請求にあたっては、迅速かつ適切な認定請求書類の作成が、強く要請されています。

8 個人情報の利用目的

個人情報の保護に関する法律第 18 条第 2 項の規定には、事業者が直接書面に記載された個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を当該個人に明示しなければならないこととされており、基金における個人情報の利用目的は次のとおりとなっています。

基金における個人情報の利用目的

地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成のため

所属、任命権者においては、被災職員が公務（通勤）災害認定請求をする際に、被災職員に利用目的等を伝えていただきますようお願いします。

第2節 公務（通勤）災害認定請求に必要な書類

1 必要添付書類一覧（公務災害）

公務災害の認定請求には、「公務災害認定請求書」の他に、次の添付書類が必要です。

（①は必須、②～⑥は災害の発生状況等に応じて必要なものを添付してください。）

公 災

①共通の 添付書類		②災害発生状況等に応じて必要な添付書類 負傷（切創・挫傷・骨折等）の場合（腰痛事案を除く。）	
診断書	自己の職務遂行中	本来の担当職務遂行中	被災職員の担当職務を示す書類（事務分担表） 作業日誌等、担当職務又は作業状況を示す書類
	臨時に命ぜられた職務遂行中		所属長の職務命令証明書
医療機関 受診報告書	出張中	出張（旅行）命令簿（写）	
		出張経路図（出張場所との往復の際の災害に限る。） 自家用車使用承諾書（自家用車を使用した場合に限る） 出張用務を示す書類	
現認書 又は 事実証明書	通勤途上	通勤届（写） 通勤経路図 特殊な勤務時間又は特命勤務を示す書類 特命交通手段等を示す書類 （その他、通勤災害（28 ページ）参照）	
		訓練中	訓練計画書 訓練参加者名簿 〔 日常的訓練のため作成されてい ない場合は不要 〕
災害発生場所 の見取図及び 災害発生状況 図	レクリエーション参加中	レクリエーション実施要領（要綱）等、任命権者が 企画・立案・実施したことを示す書類 所属長等への開催通知（写） 参加者名簿、競技等日程表 職専免承認（申請）簿（写）（職専免を取得した場合に限る。）	
	任命権者が形式的にも実質的にも（共同）主催者として、 企画、立案、実施したもの		
出勤簿（写）	③疾病の種類に応じて必要な添付書類 疾病の場合（腰痛事案を含む。）		
	災害性の腰痛	災害性腰痛事案報告書	
	非災害性の腰痛 （59 ページ参照）	定期健康診断結果（写）（過去5年分） 既往歴報告書 非災害性事案調査書類（30 ページ参照）	
		上肢障害 （頸肩腕症候群等）	定期健康診断結果（写）（過去3年分） 既往歴報告書 上肢障害事案調査書類（31 ページ参照）
	脳・心臓疾患	定期健康診断結果（写）（過去5年分） 既往歴報告書 脳・心臓疾患事案調査書類（33 ページ参照）	
		精神疾患 （自殺含む）	定期健康診断結果（写）（過去5年分） 既往歴報告書 精神疾患（に起因する自殺）事案調査書類（34 ページ参照）
	その他の疾病	基金支部が指示する書類	

公 災

④災害発生時の勤務態様に応じて必要な添付書類			
時 間 外 (休日) 勤務に係 る場合	教 員 以 外	一 般 職 員 の 場 合	時間外(休日)勤務命令簿 (写)
		管 理 職 の 場 合	時間外(休日)勤務命令証 明書
	教員の場合		所属長の時間外職務証明 書
宿日直勤務に係る場合		宿日直勤務命令簿 (写)	
交替制勤務に係る場合		勤務割振表	
		各勤務の勤務時間表	

⑤第三者加害の場合	
交通事故 の場合	交通事故証明書
	第三者行為調書(交通 事故)
	念書(兼同意書)
	確約書(補償先行の場 合に限る)
交通事故 以外の場合	第三者行為調書(交通 事故以外)
	念書(兼同意書)
	確約書(補償先行の場 合に限る)

⑥その他必要な書類	
医療機関の受診が遅延した場合 (被災日の翌々日以降に受診した場合)	受診遅延理由書
B型肝炎・C型肝炎等汚染血液による感 染可能性が高い場合	当該患者の血液検査結果票(写)
	被災職員の血液検査結果票(写)
頸部・腰部・肩関節・膝関節・アキレス 腱に係る負傷、脱臼、肉離れ、疾病、そ の他基金から指示があった場合	既往歴報告書
その他	基金支部が事案に応じて個別に指示する書類

2 必要添付書類一覧（通勤災害）

通勤災害の認定請求には、「通勤災害認定請求書」の他に、次の添付書類が必要です。

（①、②は必須、③～⑥は災害の発生状況等に応じて必要）

通 災

①共通の 添付書類	②通勤災害に 固有の共通 添付書類	③災害発生状況等に応じて必要な添付書類	
診断書	通勤届（写）	通勤届の経路又は方法以外の合理的な経路又は方法による通勤途上の場合 ^{（注）}	代替経路等使用理由を示す書類
	通勤経路図		
医療機関 受診報告書		日常生活上必要な行為のため、通勤経路を逸脱・中断した場合	日常生活上必要な行為であることを示す書類
現認書 又は 事実証明書		（注）通勤届による通勤方法以外の方法による通勤途上で被災した場合に必要な添付書類です。 なお、通勤届以外の方法による通勤であっても、その経路及び方法が合理的と判断できる場合は、通勤災害となります。	
災害発生場所 の見取図及び 災害発生状況 図			
出勤簿（写） （通勤時の災害 の場合）			

通 災

④災害発生時の勤務態様に応じて必要な添付書類			
時 間 外 (休日) 勤務に係 る場合	教 員 以 外	一 般 職 員 の 場 合	時間外（休日）勤務命 令簿（写）
		管 理 職 の 場 合	時間外（休日）勤務命 令証明書
	教員の場合		所属長の時間外職務 証明書
宿日直勤務に係る場合			宿 日 直 勤 務 命 令 簿 （写）
交替制勤務に係る場合			勤務割振表
			各勤務の勤務時間表
勤務終了後、私用を弁じ、 庁舎内に留まった後の退 勤途中の場合			退勤時間遅延理由書
			時間外退勤簿（写）等

⑤第三者加害の場合	
交通事 故 の 場 合	交通事故証明書
	第三者行為調書（交通事 故）
	念書（兼同意書）
	確約書（補償先行の場合に 限る）
交通事 故 以 外 の 場 合	第三者行為調書（交通事故 以外）
	念書（兼同意書）
	確約書（補償先行の場合に 限る）

⑥その他必要な書類	
医療機関の受診が遅延した場合 （被災日の翌々日以降に受診した場合）	受診遅延理由書
頸部・腰部・肩関節・膝関節・アキレス腱 に係る負傷、脱臼、肉離れ、疾病、その他 基金から指示があった場合	既往歴報告書
その他	基金支部が事案に応じて個別に指示する書類

3 疾病の種類に応じて必要な添付書類

(1) 非災害性の腰痛の場合

添付書類
○ 共通の添付書類 ○ 定期健康診断結果（過去5年分） ○ 既往歴報告書 ○ 非災害性腰痛事案調査書類（次の事項を記載した書類）
【非災害性腰痛事案調査書類】 1 職歴 (1) 採用年月日 (2) 発症時の職種・職名 (3) 当該職務の従事期間 2 職務の状況 (1) 職務の内容 (2) 当該勤務場所における同種の職員の数及びその配置の状況並びに職場における同種の職員の定員及び充員の状況 (3) 業務量 - ア 発症前6か月間における当該勤務場所の同種の職員の1人あたり月平均業務量 - イ 発症前3か月間における認定請求者の月別業務量 3 作業の態様 (1) 作業時間 (2) 取扱物 名称、形、大きさ、重量 (3) 作業姿勢 身体と機器との位置関係、立位、座位等の状態 (4) 腰部に負担のかかる作業の具体的な内容 (5) 職場の作業管理基準、特殊事情等 4 作業の環境 (1) 作業室の構造 広さ、建物の構造、機器の配置状況等 (2) 室温及び換気 室温、冷暖房の状態、日当たり、換気状態等 (3) その他 職場の特殊事情等 5 勤務の状況 (1) 1週間の勤務時間数及び勤務時間の割振りの状況 (2) 休憩・休息時間の取り方、休憩・休息施設の状態等 (3) 発症前6か月間における時間外勤務時間数 (4) 発症前6か月間における年次休暇、病気休暇等の取得状況

(5) その他 特殊事情等 6 身体 of 状況 (1) 発症前 5 年間に おいてり 患した 傷病 of 状況 (2) 体格、体質等 (3) その他 当該勤務場所において同種の症状を訴えている同種の職員の有無及びそれらの職員の療養の状況等 7 当該疾病 of 状況 (1) 発症年月日 (2) 症状 of 経過 (3) 療養 of 経過及び治ゆ of 見込み時期

(2) 上肢障害 of 場合

添 付 書 類
○ 共通 of 添付書類 ○ 定期健康診断結果（過去 3 年分） ○ 既往歴報告書 ○ 上肢障害事案調査書類（次 of 事項を記載した書類）
【上肢障害調査書類】 1 職歴 (1) 採用年月日 (2) 発病時 of 職種・職名 (3) 当該職務 of 従事期間 2 職務 of 状況 (1) 職務 of 内容 (2) 当該勤務場所における同種の職員 of 数及びその配置 of 状況並びに職場における同種の職員 of 定員及び充員 of 状況 (3) 業務量 ア 業務量が過重である場合 (ア) 原則として発病前 6 か月間における当該勤務場所 of 同種の職員 of 1 人あたり月平均業務量（業務量は、原則として、タッチ数、印字数、処理枚数、スタンプ押印回数等で測定すること。以下同じ。） (イ) 発病前 3 か月間における請求者 of 月別業務量 イ 業務量が一定しない場合 (ア) 原則として発病前 6 か月間における請求者 of 日平均業務量 (イ) 発病前 3 か月間における請求者 of 毎日の業務量 (ウ) その他請求者 of 業務量 (4) その他

職場又は請求者についての特殊事情等

3 業務の態様

(1) 作業時間

1日の勤務時間のうち上肢業務に従事する時間帯及び時間数

(2) 使用機器

名称、型式、性能、大きさ、上肢への負担の程度等

(3) 作業姿勢

身体と機器との位置関係、立位・座位等の状態、同一姿勢の持続時間数等

(4) その他

職場の作業管理基準、職場又は請求書についての特殊事情等

4 業務環境

(1) 作業室の構造

広さ、建物の材質、機器の配置状況等

(2) 騒音及び照明

騒音（ホン）、照度（ルクス）、まぶしさの有無等

(3) 室温及び換気

室温、冷暖房の状態、日当り、換気の状態等

(4) その他

職場の特殊事情等

5 勤務の状況

(1) 1週間の勤務時間数及び勤務時間の割振りの状況

(2) 休憩・休息時間の取り方、休憩・休息施設の状態等

(3) 発病前6か月間における時間外勤務時間数

(4) 発病前6か月間における年次休暇、病気休暇等の行使状況

(5) その他

請求者についての特殊事情等

6 生活の状況

(1) 職場における上司、同僚等との関係

(2) 結婚、出産等の事情

(3) その他

通勤の事情、運動歴等

7 身体の状況

(1) 発病前3年間における健康診断の結果

(2) 同期間内において患った傷病の状況

(3) 体格、体質等

(4) その他

当該勤務場所において同様の症状を訴えている同種の職員の有無及びそれらの職員の療養の状況等

8 当該疾病の状況

(1) 発病年月日

(2) 症状の経過

(3) 療養の経過及び治癒の見込時期

- (注) 1 2の(3)のイの事項は、同アの事項の調査結果により、請求者の業務量が、同種の他の職員と比較して過重であると認められる場合には、調査する必要がないものであること。
- 2 2の(3)のイの(ウ)の事項は、同イの(ア)及び(イ)の事項の調査結果により、請求者の業務量が一定しないと認められる場合には、調査する必要がないものであること。
- 3 4、5及び6に掲げる事項は、この調査項目表の他の事項の調査結果により、当該災害が公務上の災害と認められる場合には、調査する必要がないものであること。

(3) 心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の場合

添 付 書 類
○ 共通の添付書類 ○ 定期健康診断結果（過去5年分） ○ 既往歴報告書 ○ 心・血管疾患及び脳血管疾患事案に係る調査事項に関する書類（66ページ参照） ・ 所属部局の組織図・機構図 ・ 人員配置及び事務分掌表 ・ 上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況 ・ 人事記録 ・ 勤務形態（勤務日、勤務時間、休憩時間等）が分かる資料 ・ 出勤簿（発症前2年程度） ・ 時間外勤務命令簿（発症前1年程度） ・ 在庁時間を確認できるデータや資料（タイムカード、入退庁簿、パソコンのログデータ等） ・ 休暇簿（発症前2年程度） ・ 異常な出来事・突発的事態の遭遇の有無及びその詳細 ・ 発症前の職務内容 ・ 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細 ・ 発症前1か月間の職務従事状況・生活状況調査票〔様式1〕 ・ 発症前1か月を超える期間の職務従事状況・生活状況調査票〔様式2〕 ・ 通勤届、通勤手当認定簿 ・ 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等 ・ 発症前の趣味、嗜好等の状況 ・ 発症前の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細 ・ 発症時の職場環境 ・ 発症日の気象

※ 様式番号が付されているものは「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」の実施及び公務起因性の判断のための調査事項について」（令和3年9月15日付け地基補第261号）の様式による。

(4) 精神疾患（精神疾患に起因する自殺を含む。）の場合

添 付 書 類
○ 共通の添付書類 ○ 定期健康診断結果（発症前5年分） ○ 既往歴報告書 ○ 精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査事項に関する書類（73ページ参照） ・ 所属部局の組織図・機構図 ・ 人員配置及び事務分掌表 ・ 上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況 ・ 人事記録 ・ 勤務形態（勤務日、勤務時間、休憩時間等）が分かる資料 ・ 出勤簿（発症前2年程度） ・ 時間外勤務命令簿（発症前1年程度） ・ 在庁時間を確認できるデータや資料（タイムカード、入退庁簿、パソコンのログデータ等） ・ 正規の勤務時間以外の時間帯に行った活動の状況〔様式4〕（時間外勤務命令簿等によって確認できる勤務以外にも勤務を行っていた場合） ・ 自宅等での作業の成果物（自宅等で作業をしていたとの主張がある場合） ・ 休暇簿（発症前2年程度） ・ 通勤届、通勤手当認定簿 ・ 災害発生前の身体・生活状況（被災職員・家族用）〔様式5その1〕 ・ 災害発生前の身体・生活状況（職場関係者用）〔様式5その2〕 ・ 肉体的・精神的不調和の状況（被災職員・家族用）〔様式6その1〕 ・ 肉体的・精神的不調和の状況（職場関係者用）〔様式6その2〕 《精神疾患に起因する自殺事案の場合は次の書類も提出》 ・ 死亡診断書又は死体検案書 ・ 遺書 ※ 様式番号が付されているものは「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日付け地基補第63号）の様式による。

第3章 認定基準

第1節 公務災害

1 公務災害認定の基本的な考え方

(1) 公務災害として認められるための2要件

公務災害と認められる要件

次のいずれの要件も満たすこと

- ① 公務遂行性：任命権者の支配管理下にあつて公務に従事していること
- ② 公務起因性：災害の発生と公務との間に相当因果関係があること

職員が被災したとき、それが公務災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（**公務遂行性**）と、公務と災害との間に相当因果関係があること（**公務起因性**）の二つの要件を満たす必要があります。

公務遂行性が認められても、故意による場合、本人の有していた素因又は基礎疾患が単に公務中に発症した場合、天災地変等自然現象による場合、偶発的な事故による場合、私的怨恨（喧嘩）による場合、公務逸脱行為及び私的行為による場合等の災害は、公務起因性が認められないため公務災害として取り扱うことはできません。

- ※ 災害…負傷、疾病、障害又は死亡という身体上の災害のこと（それらが生ずる原因となった事故等をいうものではありません。）
- ※ 支配下…任命権者に対する職員としての従属状態
- ※ 管理下…任命権者の施設管理下にあること

ア 公務遂行性

「公務遂行性」とは、一般的に任命権者から通常又は臨時に割り当てられた職務を行っていることをいうものですが、これらの職務のほか、職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為（例えば、食事、用便等）や勤務前後の準備・後始末行為（更衣、清掃等）等を行っている場合も含まれます。

負傷事案については、災害の発生原因が外面的に明らかであるため、認定にあたっては、公務遂行性の有無の判断が主として問題になります。

一方、疾病事案における公務遂行性は、任命権者の支配下において疾病が発症することを意味するものではなく、任命権者の支配下において公務遂行に伴う有害因子の暴露を受けることを意味するものです。

- ※ 有害因子…公務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業様態、病原体等の諸因子のこと
- ※ 負傷…外力の作用によって直接引き起こされた障害の状態（骨折、切断、打撲傷、創傷等）のこと
- ※ 疾病…生体が精神的・肉体的又は機能的・器質的に健康状態から離れて異常が起こり、これが自覚的、他覚的に認識される状態のこと

公務遂行性が認められる場合

- ① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合
通常又は臨時に割り当てられた職務を行っている場合のほか、その職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為を行っている場合
- ② 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合
例：休憩時間中に施設内で自由行動をしている場合
- ③ 任命権者の支配下にはあるが、管理施設を離れて公務に従事している場合
例：出張、公用外出等のように通常の勤務場所を離れて公務に従事している場合、その用務先との間を合理的な経路及び方法によって往復する場合
- ④ 特別な事情下における出勤又は退勤途上にある場合
例：突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに出勤することを命ぜられた場合
- ⑤ 地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加している場合

イ 公務起因性

公務遂行性がなければ公務起因性を判断するまでもなく「公務外の災害」となるので、一般に、職員が任命権者の支配管理下において職務を行うこと（公務遂行性）が公務起因性の第一次的な判断基準となります。

「公務起因性」が認められるとは、公務（環境）に内在している危険が現実化したものであることが経験則上認められることをいうもので、言い換えると、その災害の発生と公務との間に相当因果関係（災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して「相対的に有力な原因」である必要があります。）が存在することをいいます。

公務起因性が認められる場合

公務に内在している危険が現実化したものと認められること

災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して、「相対的に有力な原因」であることが必要

災害のうち、負傷の場合は、外面的な公務起因性の判断が明らかなですが、疾病については、一般に、種々の原因又は条件が複雑に絡み合って発症するものとされており、その原因のうちでその職員がもともと有していた素因又は基礎疾患が疾病の発症に大きく関わっている場合が多いといわれています。

このため、疾病に係る公務起因性が認められるためには、公務と発症原因との間の因果関係及びその発症原因と結果としての疾病との間の因果関係が、単なる条件関係ないしは関与ではなく、公務が発症原因の形成に、また、その発症原因が疾病の発症に、それぞれ相対的に有力な原因であると医学的に認められることが必要です。

このように、疾病事案については、一般的にはその発生原因が外面的には明らかでないため、公務と疾病との間の相当因果関係の有無が重要な判断要素となります。

- ※ 素 因…遺伝的、体質的にある特定の疾病に罹患しやすい状態（例：特定の食物又は薬物等に対して特異な反応を示す特異体質）
- ※ 基礎疾患…現存する疾病に先行して継続的に存在し、現存する疾病の発症の基礎となった既往の病的状態（例：脳出血に対する高血圧症、心筋梗塞症に対する冠状動脈硬化）

なぜ公務中の災害なのに公務災害と認められない場合があるのか

公務起因性が認められるためには、「災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して「相対的に有力な原因」であること」が必要で、公務と災害との因果関係が「あの公務に従事していなかったならば、この災害は発生しなかったであろう」というような単なる条件関係では不十分とされています。それはなぜでしょうか。

このような考え方は、次のような災害補償制度の特性から導き出されるものです。

【災害補償制度の特性】

- ・使用者である地方公共団体には、「何ら過失がなくても公務に内在する各種の危険が現実化し職員に災害が発生した場合の損失を負担すべき」という危険責任が課されていること
- ・補償等に要する費用は、租税を原資とする地方公共団体の負担により賄われ、職員自身には負担がないこと

すなわち、特に疾病事案のように原因が複数存在する場合にあって、原因の1つである「公務」をその原因として100パーセントの災害補償責任（危険責任）を負担させるという合理性を担保するためには、少なくとも「公務」が素因等その他の原因と比べて有力なものであったと評価できることが必要なのです。

それ以外の場合にまで、地方公共団体の全額負担による補償の対象とすることは妥当ではないという考え方があるのです。

2 公務上の負傷

「負傷」については、災害の発生原因が外面的に明らかであるため、原則として、公務遂行性が認められれば、公務起因性も認められることとなります。

ただし、右のような場合には、公務起因性が認められず、公務災害とは認められません。

公務遂行性が認められるのは次に掲げる場合です。

公務起因性が認められない場合

- ① 自己又は他人の故意によるもの
- ② 本人の素因によるもの
- ③ 天災地変によるもの
- ④ 偶発的な事故によるもの
- ⑤ 私的怨恨によるものと明らかに認められるもの

(1) 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の災害

ア 自己の職務遂行中

法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務、すなわち、その職員の本来の担当業務や特命による業務に従事している場合の災害は、原則として公務災害となります。

「職員に割り当てられた職務」か否かについては、事務分掌や職務命令の有無などにより判断することとなります。

認められる例	認められない例
・警察官の職場における柔剣道訓練中に発生した事故による災害	・警察官が自発的、個別的に行う柔剣道の練習中に発生した事故による災害（責任者の統制の下にいわば職務の一環として行われるものではないもの）

【認定事例】

No.1 小学校教諭が勤務する学校のPTA行事に参加するため、会場へ自家用車で移動中に衝突事故を起こし負傷（公務上）

（災害発生状況）

A市立B小学校教諭Xは、勤務する学校のPTAの内部組織である「指導部会」に出席するため、勤務時間終了後、会場である学校近くの公民館へ自家用車で移動中に衝突事故を起こし負傷した。

なお、事前にPTAの指導部会より、部会において学校での生活指導の状況等について講演して欲しい旨の依頼が学校長にあり、これに対し学校長よりXに対して口頭で前述の依頼があった旨が伝えられていたものである。

（説明）

PTAは、任意加入の民間団体であることから、PTAの行事に教員が参加することは、一般的に教員の職務の範囲に含まれないものであり、本件PTAの指導部会に参加することは通常の職務ではありません。

しかし、本件では、学校長からXに対してPTAの指導部会から生活指導についての講演の依頼があったことを口頭で伝えられていることから、本人は、当該部会にPTA会員として参加するものではなく、学校を代表するものとして学校長から職務命令が出されたため当該部会へ出席する予定だったと考えられ、当該部会への出席は臨時に割り当てられた職務と認められます。

本件災害は本職務のために勤務公署から臨時の勤務場所へ移動中の災害であることから、本件災害は職務遂行中に発生したものと認められるので、公務上の災害とされたものです。

イ 研修及び健康診断

(7) 研修

地方公務員法第39条の規定による研修（一般地方独立行政法人にあっては、これに準じる研修をいいます。）は、通常又は臨時に割り当てられた職務に含まれるとされています。

研修には、地方公共団体が行う研修と職員自身が自発的に行うものとがありますが、公務災害の対象となる研修は、地方公務員法第39条の規定に基づき地方公共団体が行う研修であり、任命権者の支配管理下、つまり責任者の統制の下に行われるもののみ

が該当し、同じ内容であっても、教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規定による研修のように、職員が自発的、個別的に行うものについては該当しないと解されています。

(イ) 健康診断

健康診断には、種々なものがあり、その内容、実施方法についても、多様なものがありますが、労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断のように、任命権者が職員に対し実施する義務を有している健康診断については、任命権者の支配管理下において行われるものであるため、公務遂行性が認められます。

しかし、人間ドック等のように、任命権者が企画・立案したものであっても、一般に、その受診が職員の意思に委ねられているものは、任命権者の支配管理下において行われたものとは認められないため、公務遂行性は認められません。

【認定事例】

No.2 人間ドックで要精密検査と判定され、精密検査終了後、職場に戻る途上の負傷 (公務外)

(災害発生状況)

A 市下水道業務課主任 X は、人間ドックを受診した結果、要精密検査と判定されたため、病院にて精密検査を受診した後、勤務公署へ自家用車で戻る途中、対向車線の車輛と正面衝突し、死亡した。

本人間ドックは、A 市職員安全衛生管理規程に基づき実施されており、職員は希望により人間ドックを受診でき、人間ドック受診者は当該年度の定期健康診断の受診を免除されるものである。また、受診には職員の一定額の自己負担が必要である。

(説明)

本件人間ドックについては A 市職員安全衛生管理規程に基づき実施されており、全職員に周知され、人間ドック受診者は当該年度の定期健康診断の受診を免除されるものですが、人間ドックの受診については職員の意思に委ねられていること、また、受診には一定額の負担が必要なことから判断すると、本件人間ドックは地方公務員法第 42 条に基づく健康診断とは認められません。したがって、この人間ドックの結果を受けて行われた精密検査時及び検査会場への往復時には、公務遂行性は認められず、公務外の災害とされたものです。

(2) 職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為中の災害

職員が公務を遂行する際の行為又は行動には、その職員に割り当てられた担当業務とはいえないものの、単なる私的行為ともいえない性質のものがあります。

このような行為が、職務を遂行する行為又は職務遂行に伴う合理的行為と認められる場合は、公務遂行性が認められることとなります。

この職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為には、①業務待機中の行為、②生理的必要行為のための往復行為、③公務達成のための善意行為、④食事のための往復行為、⑤医療機関へ行く行為等があります。

ア 業務待機中の行為

業務待機中の行為については、私的行為とみられるような場合も多いことから業務の中断と判断される場合もありますが、その行為が業務待機中に行うこととして著しく社会通念を逸脱したものではない限り、原則的には業務との関係は解消していないものとして取り扱われることとなります。

イ 生理的必要行為のための往復行為

職員が職務遂行中に行う用便に行く行為や水を飲みに行く行為等の生理的必要行為は、それ自体は私的行為ですが、これらの行為は、職務遂行に通常伴うと認められる必要かつ合理的な行為で、しかも些細な行為であるため、勤務場所を離れてその行為を行うための往復行為中の災害については、公務遂行性が認められます。

【認定事例】

No.3 勤務公署内に設置されている自動販売機で飲料を購入して執務室へ戻る途中、廊下で転倒して負傷（公務上）

（災害発生状況）

A市の職員Xは、勤務中に喉が渴いたため、勤務公署の廊下に設置してある自動販売機で飲料を購入し、執務室へ戻るために廊下を歩いていた際、トイレの前にさしかかったところで、床の一部が水で濡れていたため滑って転倒し、負傷した。

なお、自動販売機は職員の執務室と同じフロアの廊下に設置してあるものである。

（説明）

一般的に職員が職務遂行中に行う用便に行く行為や水を飲みに行く行為などの生理的行為は私的行為ではありますが、これらの行為は、職務遂行に通常伴うと認められ、かつ合理的な行為で、しかも些細な行為であるため、勤務場所を離れてその行為を行うための往復行為中の負傷については、職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為として公務遂行性が認められています。

本件については、Xは、執務室と同じフロアの廊下に設置してある自動販売機で飲料を買って戻る際に負傷したのですが、現在では、任命権者の施設管理下にある勤務公署において、設置許可を得た自動販売機等が存在し、職員等がこれを利用して飲料を購入することは一般的であり、社会通念及び経験則に照らせば、当該行為を「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の範疇を超えるほど嗜好的要素が強いとまでは考えられないことから、Xの行動についても、これと同様の行為と見なし得るので、公務上の災害とされたものです。

ただし、飽くまで、任命権者の支配管理下にある施設内であることを前提とし、また、執務室からの距離及び位置といった諸状況を踏まえた上で、妥当と認められると判断される場合について認められるものです。

【認定事例】

No.4 執務室から離れた場所に設置されている喫煙所から戻る途中に廊下で別の職員と衝突しそうになり転倒して負傷（公務外）

（災害発生状況）

A町の職員Xは、勤務中に一時離席して執務室から3分程度離れた場所に設置されている喫煙所で喫煙し、その後、執務室に戻るため勤務公署内の廊下の角を曲がった際、ちょうどそこを歩行していた別の職員Yに衝突しそうになり、とっさにYを避けようとしてバランス崩して転倒し、負傷した。

（説明）

職務遂行に通常伴うと認められる合理的な行為とは、職務付随行為又は職務随伴行為と呼ばれるものであり、これには、生理的必要行為のための往復行為、食事のための往復行為、医療機関へ行く行為等があり、職務を遂行するために必要不可欠な行為であることから、当該行為を必要最小限の範囲で行うことについては、公務遂行性が認められています。

Xは、勤務時間中に一時離席して喫煙を行っていたのですが、喫煙は嗜好的要素が強く、喉が渴いた際に水を飲む等の生理的必要行為とは異なり、「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」とは認められない私的行為であることから、喫煙行為はもちろん喫煙所までの往復行為にも公務遂行性が認められず、公務外の災害とされたものです。

ウ 公務達成のための善意行為

職員には、割り当てられた本来の職務がありますが、それ以外にも、公務達成のため、各自に割り当てられた職務以外の職務を職員の善意に基づいて行う場合があります。

これを公務達成のための善意行為といい、慣例的に同僚の職務を援助する行為、本人の所属する勤務公署の業務の運営を阻害する状態を排除する行為が該当し、公務遂行性が認められます。ただし、公務上の必要からではなく、私人として、いわゆる社会一般の道義的な立場から行われる場合には公務遂行性は認められません。

【認定事例】

No.5 出張中に、近くの民家から出火しているのを発見し、消火活動中に負傷（公務外）

（災害発生状況）

A町役場係長Xは、午後1時30分頃、部下の職員と2人で、国民健康保険料の納付書を各世帯に配布していたところ、B宅の台所から出火しているのを発見した。家の中に入ると、フライパンの油が燃え上がり火災になる寸前であったため、フライパンを屋外に出そうとしたところ、火と油で顔及び手を火傷した。B宅は被災職員の用務先でなく、用務経路から外れた場所であった。

なお、被災職員の所属するA町では、町長が団長を務めるA町消防団により消防防災活動が行われている。消防団本部はA町役場内に置かれ、町職員65名中15名が消防団員に任命され、被災職員も被災の10年前までは13年にわたり消防団員に任命されていた。

（説明）

公務達成のための善意行為については、担当外の職務に従事していたということのほか、本来の担当者の不在、その公務の緊急性・必要性その他客観情勢からみて善良な職員であれば誰もがそうするであろうと客観的に判断されるものであることを要します。

被災職員の行った消火活動についてみると、出火家屋は被災職員の用務先ではなく、しかも経路から外れていることから、消火活動を行わなければ公務遂行が阻害される状況になく、当該消火活動は善良な一般人であれば誰もがそうしたであろうという一般的な道義的行為であることから、本件負傷は、公務と相当因果関係をもって発症した負傷とは認められないので、公務外の災害とされたものです。

エ 食事のための往復行為

食事行為は、それ自体は私的行為ですが、食事のために勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為は、公務遂行性が認められています。

ただし、食事行為そのものは私的行為であるため、どのような形態の食事行為であっても職務遂行に伴う合理的行為として認められるものではなく、一定の条件に該当するものに限られます。

職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為としての食事行為は次に掲げるものです。

合理的行為として認められる食事行為

- ① 勤務公署内に食事施設がある場合は、勤務場所と当該食事施設との間の往復行為
- ② 勤務公署内に食事施設がない場合又は食事施設があっても不十分な場合で、任命権者が勤務公署の近隣食堂を指定食堂としている場合は、勤務公署と当該指定食堂との間の往復行為
- ③ 勤務公署内に食事施設がない場合又は食事施設があっても不十分な場合で指定食堂がない場合は、勤務公署とその近辺の食堂との間の往復行為

- ・「食堂」には、弁当販売店が含まれます。
- ・「食事施設が不十分」とは、収容能力が小さく、休憩時間中に職員の利用が終了しないような施設をいいます。
- ・「勤務場所の近辺」とは、勤務場所から最寄りの数軒の食堂までの範囲内とし、最大範囲は、食堂に要する時間を含めて休憩時間中に社会通念上認められる交通手段により往復できる範囲です。

オ 医療機関へ行く行為

緊急の治療が必要であると認められる職員が、所属部局の長の指示又は了解を受けて、治療のため、勤務時間を割いて勤務公署とその医療機関との間を合理的な経路及び方法により往復する行為は、職務の遂行に通常伴うと認められる合理的行為として、公務遂行性が認められています。

医療機関へ行く行為として公務遂行性が認められる範囲は、次に掲げる場合です。

合理的行為として認められる医療機関へ行く行為

- ① 勤務公署内に医療機関がある場合は、勤務場所とその医療機関との間の往復行為
- ② 勤務公署内に医療機関がない場合又は医療機関があっても不十分な場合は、勤務公署と最寄りの医療機関との間の往復行為

(3) 準備行為又は後始末行為中の災害

職員の勤務の過程には、割り当てられた担当業務のほか、当該業務の前後における準備行為（勤務開始前の更衣、勤務環境の清掃、機械器具の点検・整備等）又は後始末行為（勤務終了後の機械器具の整備・格納、作業環境の整理・清掃、洗面、手洗い、更衣等）も含まれているのが通常です

これらの行為は、その職員に割り当てられた職務そのものではありませんが、職務を行う上で通常又は当然に付随するものですので、勤務時間の前後の合理的な時間内に行われる職務遂行に必要な行為として、公務遂行性が認められています。

【認定事例】

No.6 勤務開始 65 分前の勤務敷地内で転倒して負傷（公務上）

（災害発生状況）

A市消防局総務部消防司令補Xは、勤務開始 65 分前に勤務公署に到着し、勤務場所の鍵を受け取るため地下の守衛室に向かうため階段を降下中に足を滑らせ転倒し負傷した。

Xは、持病（肝臓病）のため混雑した電車による通勤は苦痛であるため体に負担をかけないように、通常から勤務開始時間の約 60 分前に到着するようにしていたものである。

（説明）

出勤及び退勤の行為は、職務の遂行に当然伴うものであるため、勤務のため出勤し、又、勤務が終了した後に退勤する場合の勤務公署敷地内における行為は、職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為と認められます。

本件の場合、勤務開始時刻の 65 分前に勤務公署に到着することは、持病による理由を考慮すると社会通念上著しく早く勤務場所に到着したものと認められず、「勤務のため」に勤務場所にきたものと認められ、勤務場所の鍵を受け取るための歩行についても、勤務時間

の始めにおいて職務の遂行に必要な準備行為と認められることから、公務上の災害とされたものです。

(4) 勤務場所における救助行為中の災害

職員が、勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった同僚職員を救助するために負傷した場合は、その救助行為はその職員に割り当てられた本来の職務ではありませんが、このような行為は、公務遂行上、あるいは公務達成上必要な行為ですので、公務遂行性が認められています。

(5) 非常災害時に勤務場所等を防護する行為中の災害

非常災害時に勤務場所又はその附属施設を防護する行為は、緊急時の合理的な必要行為であり、任命権者から非常災害時における職務分担を指示されていなくても、公務遂行性が認められています。

防護する行為として認められる例

- ・ ダムの監視業務のために特に入居が義務付けられている宿舎を災害等から防護する行為

(6) 出張中又は赴任期間中における災害

出張中又は赴任期間中の負傷については、次に掲げる場合を除き、原則として、公務災害とされています。

なお、公用外出（出張命令は出されていないが、勤務公署外の用務先に外勤を命ぜられたものをいいます。）中の負傷についても、出張に準じて取り扱うこととされています。

- ※ 出張…任命権者の職務命令を受け、公務のため一時その勤務公署を離れて旅行することで、勤務公署を離れて用務地へ赴いてから用務を果たして戻るまでの一連の行為
- ※ 赴任…新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行すること

認められない場合

- ① 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合
- ② 恣意的行為を行っている場合
- ③ 出張先の宿泊施設が住居としての性格を有するに至った場合において、その宿泊施設内にあるとき又はその宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき（往復途上の場合、通勤災害の対象となります。）

出張者は勤務公署を離れて単独で行動していることから、任命権者の直接の管理下にある状態から離脱しているものの、出張の全過程を通じて、特別の事情がない限り、任命権

者の包括的支配下にあると考えられるため、私的事由等の反証がなく、かつ、経験則に反しない限り、出張過程の全般について包括的に公務遂行性が認められます。

したがって、出張中の個々の行為については、積極的な私用、私的行為、恣意的行為等にわたるものを除き、一般に出張過程に含まれる付随行為の範囲とみて、公務遂行性が認められますが、出張中の災害については、次のような点に留意する必要があります。

ア 経路

出張の場合は、まず勤務地又は住所地を離れて用務地に赴き、用務を果たしてから戻るまでの経路が問題となります。

一般的には、出張に要する経路は、出張命令による経路によるものですが、出張の形態によっては出張命令による経路とは異なる経路を取る場合があります。

出張中の経路については次のような場合が考えられます。

- ① 出勤後、勤務公署から用務地へ赴き、用務を終えて勤務公署へ戻る場合
- ② 出勤後、勤務公署から用務地へ赴き、用務を終えて直接自宅へ戻る場合
- ③ 自宅から直接用務地へ赴き、用務を終えて勤務公署へ戻る場合
- ④ 自宅から直接用務地へ赴き、用務を終えて直接自宅へ戻る場合
- ⑤ 長期間の出張（研修等）のため、用務地又は用務地近隣に設けられた宿泊施設、旅館等と用務先とを往復する場合（概ね1か月未満）

①については、特に問題はありませんが、②から④までについては、勤務公署に立ち寄ることを特に命ぜられた場合を除き、勤務公署に寄らないで自宅から用務地に赴き、又は用務地から直接自宅に戻ることが慣行となっている場合又は任命権者に是認されている場合は、その出張が包括的に任命権者の支配下にあるものとみなされ、自宅からの経路又は自宅までの経路は、合理的な経路とみることができます。

なお、これらの場合でも、出張用務外の私的目的で迂回経路を取ったり、社会通念に反するような経路を取る場合は、合理的な経路とは認められません。

⑤については、出張期間が長期にわたる場合（概ね1か月以上）は、宿泊施設等から用務地までの間の往復行為に継続性、反復性が認められることから、一般の通勤と同様の扱いとなり、通勤災害の対象として取り扱われます。

イ 方法

出張の交通手段として、公共交通機関、公用車等の通常利用される交通手段を使用する場合は、一般に合理的な方法と認められます。

自家用車の使用については、その使用が認められている場合は、特に問題はありませんが、使用が禁止されている場合は、その禁止の程度、禁止措置の励行状況等と、個々の事案について自家用車を使用せざるを得なかった公務上の緊急性、必要性、合理性等とを比較検討のうえ判断することになります。

ウ 宿泊行為

宿泊を要する出張命令に基づいて職員が宿泊する場合は、その宿泊が出張命令の範囲から逸脱して恣意的になされたものでない限り、宿泊は出張用務それ自体ではないものの、出張用務遂行に必要な行為と認められるため、宿泊中も公務遂行性は失われません。また、宿泊中の食事、入浴等の行為も宿泊行為の一部と考えられます。

認められる例	認められない例
・ 宿泊施設で出された食事で食中毒になった場合 ・ 浴室で転倒して負傷した場合	・ 泥酔して宿泊施設の階段から転げ落ちて負傷した場合 ・ 指定された宿泊施設があるにもかかわらず、自己の都合で別な宿泊施設に宿泊して災害を受けた場合

【認定事例】

No.7 出張用務を終え書店で私用を弁じた後、帰宅途上での負傷（公務上）

（災害発生状況）

A町議会事務局局長Xは、午前9時5分頃自転車で自宅を出発、Aバス営業所に自転車を置いてBバス営業所を経由して出張地C市へバスで向かった。C市で昼食をとった後、午後1時頃から午後3時40分頃まで用務を行い、用務先で帰る方向が同じ知人の自家用車に便乗しBバス営業所に着いたのは午後6時30分頃であった。バスの待ち時間があったため近くの書店で午後7時10分頃まで立ち読みをした後、Bバス営業所からバスに乗りAバス営業所で下車して自転車で帰宅する途中の暗がり、水路に自転車もろとも転落し負傷した。

（説明）

本件は、出張の帰宅途中、バスの発車時間までを利用して近くの書店で立ち読みを行った後、帰宅途中に被災したのですが、この場合、出張手段であるバスの待ち時間中の私的行為であり、そのことだけではいまだ出張が終了したとは認められず、合理的経路に復した時点で公務が再開したと解すべきですので、出張期間中の災害として認められ、公務上の災害とされたものです。

【認定事例】

No.8 出張用務を終えてデパートで私用を弁じた後の帰宅途中に発生した交通事故による負傷（公務外）

（災害発生状況）

A県福祉事務所主事Xは、福祉事務所へ一旦出勤後、午前10時頃自転車で同事務所を出発し、B市にあるデパート前に自転車を置いて出張先へバスで向かった。出張先で用務を終えてB市に着いたのは午後4時30分頃であったが、自転車を置いてあるCデパートに立ち寄り、4階食堂で食事をすませた（30分程度）後、3階洋服売り場で背広の注文をしサイズを取った。その後、午後6時頃Cデパートを出て自転車で帰宅途中、交差点において自動車と接触して負傷した。

（説明）

本件は、デパートで洋服を注文するという私的行為が介在しており、洋服注文行為の開始をもって出張用務が終了したものと判断するのが妥当であり、その後の帰宅途中で受けた災害については、公務遂行性がないものと認められ、公務外の災害とされたものです。

(7) 特別の事情下の出退勤途上の災害

一般に、出勤又は退勤の途上にある場合の災害は、通勤災害の対象となりますが、出退勤途上の災害であっても、次に掲げる出勤又は退勤（住居若しくは居所又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいいます。以下同じ。）は、その勤務の特殊性に着目して、任命権者の拘束性を認め、公務遂行性があるものとして、公務災害の対象とすることとされています。

ただし、合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合は、任命権者の支配拘束性が排除されるので公務災害の対象とすることはできません。

ア 任命権者の支配拘束下にある出退勤

次の出退勤については、任命権者の拘束性を認め、公務遂行性があるものとされています。

公務遂行性が認められる出退勤（任命権者の支配拘束下）

- ① 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤
- ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤

イ 特別な状況下における出退勤

次の出退勤については、社会通念上いわゆる異常な時間帯に出退勤するものとして、その勤務の特殊性に着目し任命権者の拘束性を認め、公務遂行性があるものとされています。

公務遂行性が認められる出退勤（特別な状況下）

- ① 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤
- ② 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤
- ③ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤
- ④ 引き続いて 24 時間以上となった勤務が終了した場合の退勤（「引き続いて 24 時間以上となった勤務」には、休憩・休息时间、仮眠時間等を含む）

これに該当する場合

A：交替制勤務の場合

B：通常の勤務に引き続いて宿直勤務に服し、さらに引き続いて通常の勤務に服した場合

C：通常の勤務に引き続いて時間外勤務に服した場合等で、引き続いて 24 時間以上勤務した場合

- ⑤ 地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づく条例に規定する週休日（地方独立行政法人にあっては、地方独立行政法人が定める週休日をいいます。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤
- ⑥ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤
- ⑦ 週休日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあっては、その日前 1 週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤
- ⑧ 上記①～⑦に掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤

「準ずると認められる出退勤」に該当するもの

- A：通常の勤務が終了した後、引き続き 4 時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤
- B：特に命ぜられて 1 時間以上早く出勤する場合の出勤
- C：いわゆる異常な時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）を 3 時間以上含む勤務終了後の退勤等

【認定事例】

No.9 早朝勤務を命ぜられた者が遅刻状態にある場合の出勤途上での負傷
（公務災害非該当、通勤災害該当）

（災害発生状況）

A 市土木課 X は、午前 7 時より午前 8 時 30 分までの時間外勤務命令を受けていたが、雨具を探すのに時間を要したため、自宅の出発時間が遅れ、午前 6 時 35 分頃自転車で自宅を出発し、午前 7 時 10 分頃通常経路の通勤途上において、後方から来たバスと接触し負傷した。

なお、被災当日事故がなければ、午前 7 時 30 分頃に事務所に到着する予定であった。

（説明）

本件は、被災当日、午前 7 時から午前 8 時 30 分までの時間外勤務命令が出されており、被災時刻も午前 7 時 10 分頃であるところから、形式的には通常の勤務時間より 1 時間以上早出を命ぜられた状態での通勤途上の災害の要件を満たしています。

しかし、本件は、自宅を出発する時点で、既に午前 7 時の勤務開始時間に遅刻することを予期しており、また、現実には遅刻状態にあったことから、「公務災害」扱いの「通勤途上災害」には該当せず、通常の通勤災害とされたものです。

（8）レクリエーション参加中の災害

レクリエーションは、本来それ自体は、公務とはいえませんが、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者（地方独立行政法人にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）が計画し、実施したレクリエーションは、公務の能率の発揮及び増進を図ることを目的としており、次の要件を満たす場合についてのみ、レクリエーションへの参加に公務遂行性を認めることとしています。

認定の要件

- ① そのレクリエーションが、地方公務員法第 42 条の規定に基づくものであること
- ② そのレクリエーションを任命権者が形式的にも実質的にも主催者（又は共同主催者）として、企画、立案、実施したものであること

次のものについても、上記の要件を満たす限りにおいて公務遂行性が認められます。

A：複数の任命権者が共同で行ったもの

B：任命権者（又は複数の任命権者）が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合（地方公務員等共済組合法附則第 29 条の規定による健康保険組合を含む。）と共同で行ったもの

C：任命権者（又は複数の任命権者）が職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同で行ったもの

D：AからCまでのほか、任命権者の支配管理下で行われたと認められるもの

レクリエーションの実施形態等は、多種多様ですので、認定にあたっては、個々の事案ごとにレクリエーション計画の企画、立案、実施の担当者、計画等策定のための会議の主催者及び参加者、計画等の決裁の状況、職員に対する周知方法、参加者の取りまとめ、服務上の措置、レクリエーション開催当日の運営状況、経費の負担等を詳細に検討して、任命権者が形式的にも実質的にも主催者（又は共同主催者）として、企画、立案、実施したものであるか否かを判断する必要があります。任命権者が、職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体でその設置が条例に基づかないものと共同して行った運動競技会等については、任命権者の支配管理性の度合いが必ずしも明らかでないので、個別事案に即して慎重に判断することになります。

【認定事例】

No.10. 県、地方職員共済組合県支部、県職員互助会及び県職員労働組合が共同して実施した球技大会に参加中に負傷（公務上）

（災害発生状況）

A 県水産試験場水産室次長 X は、県、地方職員共済組合県支部、県職員互助会及び県職員労働組合が共同して実施した四者共催球技大会ソフトボール大会 B 地区予選に一塁手として出場し、ショートが送球したボールを背のびしてキャッチしたところ、それと同時に打者が一塁へ走り込み衝突し、転倒して負傷した。

なお、本大会は、職員の健康増進及び相互の親睦を図り、併せて公務能率の向上に資することを目的とし、開催に伴う基本要綱及び実施要領の作成等の企画、立案については、職員の福利厚生を担当課である県総務部人事課が起案し、レクリエーションについての決裁権限を有する総務部長の決裁を得ており、また、実施運営については、総務部人事課及び互助会が共同して行った。

（説明）

本件の球技大会は、県、地方職員共済組合県支部、県職員互助会及び県職員労働組合の四者共催ですが、その企画、立案及び実施を通じ、任命権者が形式的にも実質的にも主催者として行ったものであると認められるものです。したがって、本件は、任命権者の支配管理下において行われたレクリエーションに参加中に発生した災害と認められ、公務上の災害とされたものです。

【認定事例】

No.11. 任命権者の委託により職員厚生会が企画、立案及び実施した球技大会に参加中に負傷（公務外）

（災害発生状況）

A広域行政管理組合B消防署消防士Xは、消防職員厚生会主催の所属対抗のバレーボール大会に出場し、相手ボールをブロックしようと2人で飛び上った際に空中で衝突し、もつれあいながら落下して負傷した。

なお、本大会は、任命権者から体育行事の委託をうけ、企画、立案、実施のすべてを消防職員厚生会が行っているものであり、この消防職員厚生会は、福利厚生、スポーツ、娯楽を通じて職員の親睦と融和を図るために設置されたもので、条例により設置されたものではなかった。

（説明）

本件バレーボール大会は、任命権者の委託に基づき、職員厚生会により実施されたものですが、形式的にも実質的にも職員厚生会が行ったものであり、任命権者の支配管理下において行われたレクリエーションとは認められないので、公務外の災害とされたものです。

（9）設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるもの

次に掲げる場合で、勤務場所又は付属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によって発生した負傷については、任命権者の施設管理責任に着目し、公務遂行性があるものとして、公務災害の対象とすることとされています。

ア 所属部局が提供する交通機関での災害

所属部局において専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合

イ 勤務場所（勤務施設構内）で行動中の災害

- ① 職員が出勤してから勤務につくまでの間、又は勤務が終了してから退勤するまでの間に、勤務場所（勤務施設構内）で行動している場合
- ② 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその付属施設を利用している場合

休憩時間中でも、任命権者の施設管理下にある限り、任命権者の支配管理下にあり、その点において公務遂行性が認められますが、休憩中は、職員は原則として自由な行動を許されているため、その間の個々の行為それ自体は私的行為となります。したがって、休憩時間中の災害は、それが勤務場所又はその付属施設の設備の不完全又は管理上の不注意等に起因することがない限り、一般には、私的行為に起因するものであるため、公務起因性は認められず、公務災害の対象とはなりません。

認められる例

- ・休憩時間中にキャッチボール中、勤務公署構内のマンホールの蓋が壊れていたため当該マンホールに落ちて負傷した場合

認められない例

- ・勤務終了後に長時間の私的行為を行った後に、移動中、勤務公署構内のマンホールの蓋が壊れていたため当該マンホールに落ちて負傷した場合

ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎内の災害

入居が義務づけられている宿舎内での災害

(10) 職務遂行に伴う怨恨による災害

第三者との間での暴力沙汰等の加害行為による災害は、他人の故意に起因するものである点からいえば、一般的には、公務起因性はないといわなければなりません。その災害が、職務遂行に伴う怨恨によるものと認められる場合は、公務災害と認められます。

なお、職務遂行中であっても、私的な怨恨によって第三者から加害を受けたような場合は、私的行為が直接の原因で発生したものであるため、公務上のものとはなりません。

加害行為が、職務遂行に伴う怨恨によるか私的感情のもつれによるかは、不明確な場合が多いですが、加害行為と職務との間に相当因果関係が証明されなければ、公務起因性は認められません。

第三者とのいざこざは、応接態度から生ずるものも多く、業務は単なる契機にすぎない場合もありますが、窓口職員の応接の態度が悪いと口論となり、殴られて負傷したような場合は、原則として、この職務遂行に伴う怨恨による災害には該当せず、偶発性の要素を考慮に入れた上で、自己の職務遂行中の負傷に該当するかどうかを検討することとなります。

なお、加害者も同時に負傷している場合には、被災職員自身も加害者となり、いわば「喧嘩」とみるべき場合があります。「喧嘩」の場合には、災害の原因が既に私怨に発展していることが多いことから、発端は職務と関連があっても、職務との相当因果関係は、既に失われているとみるのが通常です。

認められる例	認められない例
高等学校の教諭が自宅玄関のベルが鳴ったのでドアを開けたところ、前月に中途退学した教え子から、在学中の生活指導上の恨みを理由に殴られ負傷した場合	勤務公署において、私的な金銭の貸借のトラブルから、同僚職員に殴られ負傷した場合

【認定事例】

No.12 職務中、加害者と議論となり、階段で突き飛ばされて負傷（公務外）

（災害発生状況）

A市立B小学校教諭Xは、職員朝会の折、部活動手当実績簿の提出に係ることで加害職員Yと議論となった際、話し合いがつかず、Yが「外に出ろ」と言ったことから、2人で2階の職員室から出て1階の事務室へ向かった際、途中の階段において、Yに突き飛ばされて負傷した。

被災直前の両者の言動としては、朝会終了後、Xは自席を立ってYの席へ行き、「それはあんたの仕事だろう」旨をいい、Yはそれに対して、「俺の仕事じゃない」旨を答えた。更に、Xは「そんなことはない、事務の仕事だろう」旨を言ったところで、Yは「何だ、貴様、人をなめとるのか、外へ出ろ」旨をいい、職員室から出て、その直後に暴行に及んだ。

（説明）

他人の故意を原因とする災害が、公務上のものと認められるためには、災害の原因として被災職員の職務があり、この職務と災害との間に相当因果関係が認められなければなりません。

ん。具体的には、①被災職員が行った職務に怨恨を受ける危険が潜在していたかどうか、②当該職務に従事していたならば経験則上そのような危険が実現するであろうと認められるかどうかを判断することになります。

本件は、業務遂行に関する言葉のやり取りが発端になっていますが、被災職員と加害職員との応対の際の態度、加害職員の性格、かねての言動等からくる私的感情のもつれが原因と認められ、被災職員の職務そのものから生じた怨恨によるものとは認められないことから、公務外の災害とされたものです。

(11) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した災害

公務上の傷病の療養中に生じた災害については、一般に、公務と関連のない災害ですが、当初の公務上の傷病がなければ、事故等があっても後発の災害が生じなかった場合で、事故等が傷病の療養中通常に生じうるか、又は避けられないものであるときは、初発傷病との間に相当因果関係があるものとして、公務起因性が認められます。

認められる例	認められない例
・ 公務上の災害で左アキレス腱を断裂し自宅療養中、床に置いていた雑誌を踏んで足を滑らせてしまい、転倒しまいと左足を踏ん張った際、左アキレス腱を再断裂した場合	・ 公務上の負傷の療養のため、自宅から医療機関へ通院する途上において、交通事故により負傷した場合

(12) 公務起因性の反証事由（公務との相当因果関係が認められない災害）

ア 故意による災害

公務遂行中であっても職員の故意、又は他人の故意による負傷については原則として公務起因性は認められません。

イ 素因による災害

職員が医学的観点で心身に何等かの素因を有しており、その素因が原因となって負傷が発生した場合は、原則として公務起因性は認められません。

【認定事例】

No.13 市役所職員がレクリエーション参加中に負った右肩関節脱臼（公務外）

（災害発生状況）

A市役所主事X（22歳）は、地方公務員法第42条に基づき実施された庁内対抗バレーボール大会に参加し、試合前の練習を行っていたところ、前衛がトスしたボールを右腕でスパイクしようと、腕を振りぬいたときに右肩関節を脱臼した。

- ・ 右肩関節脱臼の既往歴
 - 15歳のとき（7年前） 柔道の練習中に脱臼
 - 17歳のとき（5年前） 柔道の試合中に脱臼
 - 20歳のとき（2年前） 野球の練習中（ピッチング時）に脱臼

（説明）

本件災害はバレーボールをスパイクしようとして右肩関節を脱臼したのですが、この動作はバレーボールにおける通常の動作であって、特に災害性は認められないものであり、医

学的知見においても、このような動作で肩関節を脱臼することは通常は考えられません。また、既往歴をみると右肩関節の脱臼を繰り返しているものです。

医学経験則上、被災職員のような20歳代以下の若年者が肩関節を一度脱臼すると習慣性又は反復性肩関節脱臼に移行し、軽微な外力によっても肩関節を脱臼することが多いとされています。そのため、本件の場合、被災職員は過去の肩関節脱臼により習慣性又は反復性肩関節脱臼になり、バレーボールのスパイクという一般通常人においては脱臼を起こし得ない動作を機会原因として肩関節脱臼を発生させたと認められますので、本人の素因により発症したものとして、公務外の災害とされたものです。

【認定事例】

No.14 調理員がお盆を食器棚に移す作業中に右肩腱板損傷（公務外）

（災害発生状況）

A市教育委員会B小学校給食調理員X（43歳）は、手洗いによるお盆の洗浄と消毒の途中、クラスごとのお盆を入れたお盆かご（約11kg）を食器棚に移す作業をしていたが、何回か運んだ時、突然右肩に激痛が走り、右肩腱板損傷と診断された。

（説明）

「肩腱板損傷」は、一般的な医学的知見によると、手に重い物を持って急に上に上げたり、転んで手をつき肩を捻ったりすると、これらの肩を支える腱が損傷を受けることがあるとされ、また、スポーツや仕事で肩の腱を酷使したために、あるいは老化のために腱に変性が起こっている場合は、日常のちょっとした動作で損傷が起きることもないとされています。

本件についてはMRIの検査が未実施であるため、腱板に変性があったかについてははっきりしないものですが、お盆かごを食器棚に移す作業中に右肩に激痛が走ったとされており、特に肩を支える腱板に損傷を与える程の急激な動作をしているとは認められません。また、被災職員の職務である調理業務が右肩の腱を酷使させるものとは認められません。したがって、本件負傷は公務が有力な発症原因とは認められず、公務外の災害とされたものです。

【認定事例】

No.15 教員が突然めまいにより転倒して負傷（公務外）

（災害発生状況）

A県教育委員会B高等学校教諭Xは、視聴覚室で文化祭の後片づけ中に、突然めまいがしてよろめき、椅子に膝が当たって後方に仰向けに倒れ、床に後頭部を打ち負傷した。

・勤務状況

複雑な事情の生徒の家庭訪問、文化祭の準備等で朝早くから夜遅くまで連日勤務

・素因等

災害発生以前にもめまいの症状あり

（説明）

本件の場合、被災職員はめまいがしてよろめいたとしていることから、めまいが本件災害の原因となることが認められ、また、よろめいた場所にあった椅子が特に危険な状態になっていたとも認められないことから、学校施設に原因があったとも認められないものです。

一方、被災職員は多忙な勤務状況ではあったものの、その勤務内容は教諭の通常の職務の範疇であること、また、本人は以前にもめまいがあったとしていることから、被災前の勤務が原因となつてめまいを引き起こしたと認めることは困難です。

したがって、本件災害は、被災職員の素因たるめまいが主たる原因となつて発生したものと判断することが相当であるとして、公務外の災害とされたものです。

ウ 天災地変等の自然現象による災害

暴風雨、水害、地震、土砂崩れ等の自然現象による災害は、一般的には、公務に通常伴う危険、あるいは公務に内在する危険が現実化したものというよりも、公務に従事していると否とにかかわらず、不可抗力により発生するものであるため、原則として、公

務起因性は認められません。

しかし、天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している際及び天災地変による罹災地への当該罹災地以外の地域から出張した際に負傷した場合は、公務起因性が認められます。

認められる例

- ・消防職員が天災地変等に伴う災害による被害の防御、あるいはそれを軽減する業務に従事している場合において、崖崩れによる二次災害に遭った場合
- ・天災地変等の非常災害時において勤務場所又はその付属施設を防護する行為を行っている場合

エ 偶発的事故による災害

公務遂行中の災害であっても、偶発的事故によって生じた災害については、被災の原因が予測することが不可能で、天災地変等による災害と同様に不可抗力によるものと考えられることから、公務起因性は認められません。

およそ災害は、大なり小なり偶発的に惹き起こされるものですが、客観的にみて、公務とは無関係な危険から生じた災害、即ち、経験則上、公務に関連して通常起こり得ることが考えられず、公務にこのような危険性が内在していると、一般的に予測し得ないものについては、公務起因性は認められません。

オ 私的怨恨による災害

職員が感情のもつれ等から「喧嘩」をしたり、怨恨によって一方的に加害されて負傷した場合は、故意による災害ですから、上記アの記載のとおり、原則として公務起因性は認められません。ただし、「職務遂行に伴う怨恨」による災害と認められる場合には、公務上の災害となります。

カ 原因不明の災害

原因不明の災害とは、死亡事案に時折みられますが、災害の発生原因について、明確な、あるいは直接の証拠がない場合の災害です。このような場合には、間接的な事実関係に基づき、経験則上最も合理的な説明のできる推論をとって、公務起因性の有無を推定することとなり、公務遂行性が推定される場合は、経験則に反しない限り、公務起因性があると推定されることとなります。

しかし、公務遂行性が明らかでなく、公務起因性の有無がいずれにも推論される場合には、公務起因性は認められません。

原因不明の災害の例

- ・教師がスキー部を引率して合宿指導中、終了時間になっても集合場所に集まらない生徒を探しに行きそのまま行方不明になった場合
- ・出張のために搭乗した航空機が墜落し、行方不明になった場合

3 公務上の疾病

「疾病」は、発生原因が外面的には明らかでなく、種々の原因が複雑に絡み合って発生するため、公務上外の判断は、負傷の場合に比べて困難です。

公務上の疾病には、公務に起因して新たに発症した場合の疾病はもちろん、既存の疾病を著しく増悪させた場合やこれらの疾病から続発した疾病も含まれますが、その発症状態から次の3つに大別されます。

公務上の疾病の3類型

- ① 公務上の負傷に起因する疾病
- ② 職業性疾病
- ③ その他公務に起因することが明らかな疾病

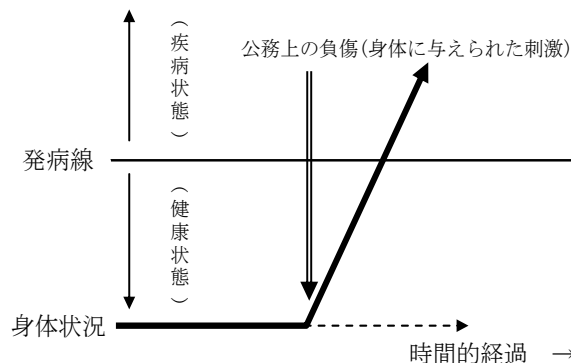
(1) 公務上の負傷に起因する疾病

「公務上の負傷に起因する疾病」は、公務上の負傷と相当因果関係をもって発生した疾病をいうもので、公務上の負傷によって直接発生する疾病（例えば、外傷性肋膜炎）のほか、その疾病が原因となって続発する疾病（例えば、外傷性敗血症から発症した脳膜炎）も含まれます。また、既往の私的疾病を公務上の負傷により著しく増悪させた場合の認定もこれと同じ基準により取り扱われます。

公務上の負傷に起因する疾病と認められるものは次に掲げるものです。

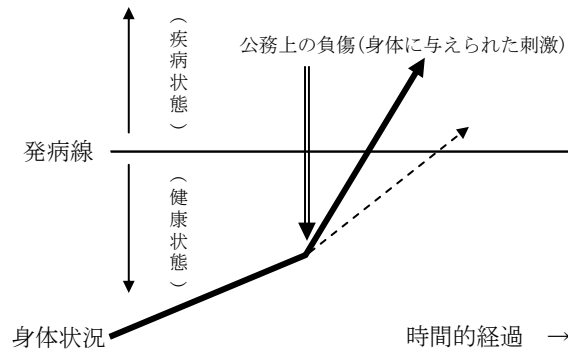
公務上の災害となる「公務上の負傷に起因する疾病」

- ① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合



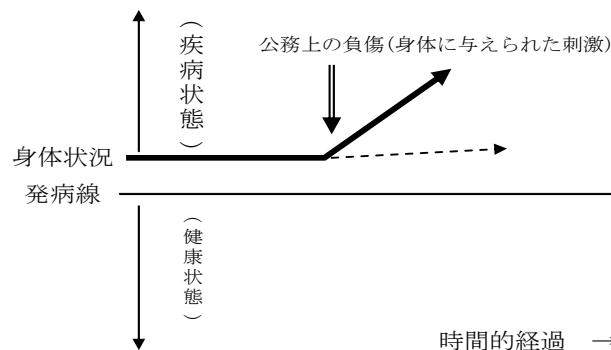
①の場合は、通常、発病の原因である身体に加わった刺激（負傷による有害因子）が顕著に捉えられるので、認定は比較的容易であって、その有害因子が公務上の負傷によるものであれば公務上の疾病と認められます。

- ② 負傷した当時、疾病の素因があったが、発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
- ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合



②、③の場合は、素因の程度が高い場合にはごくわずかの刺激（負傷による有害因子）により、又はこれといった有害因子がなくとも発病に至るので、発病の直接の原因を確定することが困難な場合が少なくありませんが、公務上の負傷による有害因子により発病の時期を著しく促進したと認められる場合は公務上の疾病と認められます。

④ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合



④の場合は、②、③の場合と同様に、公務のために通常の経過をたどらず急速に著しい増悪を来たした場合は公務上の疾病と認められます。

(2) 職業性疾病

公務上の負傷に起因して発生した疾病の場合の公務起因性の判断は、医学的に発症機序が明らかであることが多いため、比較的容易であるのに対して、それ以外の疾病の場合は、負傷や負傷に起因する疾病の場合に比べて公務起因性の判断が困難であることが多いです。

そこで、地方公務員災害補償法施行規則別表第1に、医学経験則上、公務と相当因果関係が明らかな疾病を具体的に列挙し、当該疾病については、それぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとする取扱いがなされています。（反証とは、公務以外の事由によって発病したという証明を言います。）

ただし、このような取扱いがなされるのは、特定の業務に従事したため特定の疾患に罹患した職員に限られており、その他の疾病は、すべて個々の場合について、「公務に起因することが明らかな疾病」であるか否かを判断した上で認定されることになります。

職業性疾病の類型

- ① 物理的因子にさらされる業務に従事したために生じた特定の疾病及びこれらに付随する疾病
- ② 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したために生じた特定の疾病及びこれらに付随する疾病
- ③ 化学物質等にさらされる業務に従事したために生じた特定の疾病及びこれらに付随する疾病
- ④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したために生じた特定の疾病
- ⑤ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したために生じた特定の疾病及びこれらに付随する疾病
- ⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したために生じた特定の疾病及びこれに付随する疾病

(3) 公務に起因することが明らかな疾病

公務上の負傷に起因する疾病及び職業性疾病以外の疾病であっても、それが公務に起因することが明らかに認められる場合には公務上の疾病とされます。「公務に起因して発症したことが明らかな疾病」とされているものは、次に掲げる疾病です。

「公務に起因することが明らかな疾病」の類型

- ① 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- ② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
- ③ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
- ④ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその付属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
 - ・ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
 - ・ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - ・ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその付属施設を利用している場合
- ⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病
- ⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

これらのうち、①から⑥については、公務と相当因果関係をもって発症したことが明らかのため、公務上の疾病と認められます。

⑦に該当する場合の疾病の考え方は、前記(1)（公務上の負傷に起因する疾病）に掲げた図の場合と同じですが、負傷を契機としない疾病は、負傷の場合よりさらに発症を誘発した有害因子の大きさがとらえにくいとともに、本来、本人の素因がなければ発症しないものが多く、本人の日常生活又は健康管理等によっても増悪するものです。したがって、その認定は特に慎重に行われることとなり、公務上の災害と認定されるためには、発症前における心身に与えた有害因子の強さあるいは業務の過重性に特に際立った顕著さが認められなければなりません。

(4) 個別の疾病についての取扱い

ア 腰痛

腰痛は、職場で公務を遂行しているときでも、家庭で日常生活を営んでいるときでもその場所や時刻にかかわらず発症するものであり、人間の8割程度はその生涯において大なり小なり一度は腰痛を経験するとさえ言われるくらい多く発症する疾病です。これは、人間が、人体の骨盤の上にある脊柱（頸椎骨、胸椎骨、腰椎骨、仙骨、尾骨）で上半身を支え、しかも、腰部は常に屈折、伸展、回旋等の運動を行って体重の負荷を受けているため、腰痛は、人間の宿命的な疾病であるとさえ言われています。

一般に、腰痛とは、腰部及び背部の痛み、すなわち、腰背部痛をいい、その発症の原因は種々ですが、腰部に動的又は静的に過度の負担を加える労働態様や疲労を蓄積させる勤務条件等種々の外的要因が競合することに加えて、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量等の個体的要因も発症に影響を及ぼすため、公務起因性の判断が難しい疾病の一つです。

公務災害における腰痛は、その発症原因等に応じて、次のとおり分類されています。

認定基準における腰痛の分類

- ① 災害性の原因（アクシデント等）による腰痛（災害性の腰痛）
- ② 災害性の原因によらない腰痛（非災害性の腰痛）

椎間板ヘルニアについて

椎間板ヘルニアのような脊柱の病変（変性）に起因する腰痛は、一般的には被災職員が有していた椎間板の変性や腰椎の変形性変化等を基礎として発生するものであり、重度の交通事故等の事故の場合を除けば、一度の衝撃により発生するものではありません。

そのため、公務上の災害と認められる事例は少ないですが、災害発生時に本人の腰部に作用した力が、本人の素因や基礎疾患を加齢や一般生活等のいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、症状の発生に至らせたと認められる場合には、悪化部分（急性症状）についてのみ公務上の災害と認められる場合があります。

(7) 災害性の原因による腰痛

災害性の原因による腰痛とは、公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷※を含む。また、一般にいう負傷のほか、突発的なできごとで内部組織の損傷を引き起こし得る程度の急激な腰部への外力の作用が公務遂行中に生じた場合も含む。）に起因して発症した腰痛で、次の要件を満たすものをいい、公務上の災害として扱われます。

※ 内部組織の損傷とは、ここでは腰部の筋、筋膜、靱帯等の軟部組織の断裂や肉離れ等の損傷をいいます。

認定の要件

次のいずれの要件も満たすこと

- ① 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること。
- ② 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。
- ③ 医学上療養を必要とするもの。

認められる例

- ・重量物の運搬中に転倒した場合、重量物を2人で運搬中に1人が誤って荷を落とした場合等事故的な事由（アクシデント）により瞬間的に相当な重量が腰部に負荷された場合
- ・事故的な事由（アクシデント）は認められないものの、重量物の取扱いにおいて、それが予想に反して著しく重く、あるいは軽かったりした場合や、不適当な姿勢を取ったために重量物の重量が腰部に異常に作用した場合

認められない例

- ・日常生活において、通常取り扱う程度の重量物（20～30kg程度までの重量物）を通常の作業姿勢で取り扱ったことにより発症した腰痛

【認定事例】

No.16 消火作業後、ホースを収納する際に発症した腰痛症（公務外）

（災害発生状況）

A市B消防署消防吏員Xは、C大学内で発生した火災の消火活動終了後、使用したホースを車両に積載しようとして持ち上げた際、腰部に激痛を生じ、腰痛を発症した。

このホースは、結合する金具を含めて平素は、約9～10kgの重量であるが、ホースが濡れた場合には約15～20kgの重量となり、また、その長さは20mであった。

また、ホームを持ち上げる際の動作は通常時と同様であり、特段アクシデントはなかった。

(説明)

本件は、消火活動終了後、使用したホース（約 15～20kg）を車両に積載しようとして持ち上げた際に発症したものです。ホースの持ち上げは、業務上通常の動作であり、また、特段のアクシデント性もないことから、公務外の災害とされたものです。

(イ) 災害性の原因によらない腰痛

公務災害として認められる「災害性の原因によらない腰痛」は、

- ① 腰部に過度の負担がかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛
 - ② 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（概ね 10 年以上）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛
- の 2 つに分類され、次の要件を満たすものは、職業性疾病として公務上の疾病と認められます。

a 腰部に過度の負担がかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛

認定の要件

次のいずれの要件も満たすこと

- ① 次に掲げる業務等腰部に過度の負担がかかる業務に比較的短期間（概ね 3 か月～数年以内）従事した職員に発症した腰痛であること
 - ・重量物（概ね 20kg 以上のもの）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
 - ・腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
 - ・腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長時間にわたり持続して行う業務
 - ・腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- ② 業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること
- ③ 医学上療養を必要とすること

この腰痛については、主として筋、筋膜、靱帯等の軟部組織の労作の不均衡による疲労現象から起こるものと考えられており、疲労の段階で早期に適切な処置（体操、スポーツ、休養等）を行えば容易に回復するものですが、公務において労作の不均衡の改善が妨げられる要因があれば、療養を必要とする状態となることもあるため、これらの腰痛を公務上の疾病として取り扱うこととしたものです。

「比較的短期間」とは概ね 3 か月～数年以内の期間をいいます。また、「作業態様」とは、取扱重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等をいい、「身体的条件」とは、性別、年齢、体格等をいいます。

- b 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（概ね 10 年以上）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛

認定の要件

次のいずれの要件も満たすこと

- ① 「重量物を取り扱う業務」又は「腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務」に該当する業務に相当長期間にわたって継続して従事した職員に発症した慢性的腰痛であること
- ② 胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常の加齢による骨変化の程度を明らかに超えているものであること
- ③ 当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること
- ④ 医学上療養を必要とすること

上記の「重量物を取り扱う業務」とは、概ね 30kg 以上の重量物を勤務時間の 3 分の 1 程度以上取り扱う業務、又は概ね 20kg 以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいい、「腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務」とは、「重量物を取り扱う業務」と同程度以上腰部に負担のかかる業務をいいます。

この腰痛については、胸腰椎の変性（骨変化）により起こるものと考えられ、当該変性が画像上認められる必要があります。骨変化が認められるものとして、変形性脊椎症、骨粗しょう症、腰椎分離症、すべり症等がありますが、変形性脊椎症は一般的な加齢による退行性変性としてみられるものが多く、骨粗しょう症は骨の代謝障害によるもののため腰痛の公務上外の認定にあたってはその腰椎の変化と年齢との関連を特に考慮する必要があります。（腰椎分離症、すべり症、椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ないものです。）

(ウ) 療養の範囲

腰痛の既往歴又は基礎疾患のある職員が公務災害により腰痛を発症し、又は、増悪させた場合、例えば、脊柱の病変に起因する腰椎椎間板ヘルニアなどについて「公務に起因することが明らかな疾病」として認められた場合、たびたび腰痛を発症している職員が筋・筋膜性など災害性の腰痛として認められた場合、その補償対象となる治療の範囲は、原則として、その発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限られます。

したがって、急性期の痛みがなくなり、慢性的な痛み等が残っている状態となったときは、急性症状が消退し、慢性症状に移行した状態であるとして、「治ゆ」（急性症状消退治ゆ）となり療養補償は終了します。

なお、公務上の腰痛は、適切な療養によれば、ほぼ 3、4 か月以内にその症状が軽快するのが普通であり、特に症状の回復が遅延する場合でも 1 年程度の療養で消退又は固定するものと考えられています。

イ 上肢障害

(7) 認定の要件

上肢障害とは、上肢等に過度の負担のかかる業務（以下「上肢業務」といいます。）によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害のこととされており、代表的なものとして、書痙、書痙様症状、腱炎、腱鞘炎、手関節炎、上腕骨外（内）上顆炎、頸肩腕症候群、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手根管症候群などがあります。

こうした上肢業務に伴う上肢等の運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因（例えば年齢、素因、体力等）や日常生活要因（例えば家事労働、育児、スポーツ等）が関与しています。さらに、上肢等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しています。

したがって、上肢障害については、これらの要因をも検討した上で公務起因性を判断する必要があり、公務上の災害と認められるためには次の要件を満たすことが必要となります。

認定の要件

次のいずれの要件も満たすこと

- ① 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること

上肢等に負荷のかかる作業とは

次のいずれかに該当する上肢等を過度に使用する必要のある作業のことをいいます。

- ・ 上肢の反復動作の多い作業
- ・ 上肢を上げた状態で行う作業
- ・ 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
- ・ 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

- ② 発症前に過重な業務に従事したこと

過重な業務とは

医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、原則として次に該当するものをいいます。

- ・ 当該勤務所における同種の他の職員と比較して、平均的な1か月の業務量のおおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前に3か月程度継続している場合
- ・ 業務量が1か月の平均又は1日の平均では通常の日常の範囲内であっても、1日の業務量が一定せず、例えば次に該当するような状態が発症直前に3か月程度継続しているような場合

- ・ 通常の1日の業務量のおおむね20%以上業務量が増加した日が1か月のうち10日程度あることが認められる状態
- ・ 1日の勤務時間の3分の1程度にわたって、業務量が通常の当該時間内の業務量のおおむね20%以上増加した日が1か月のうち10日程度あることが認められる状態

- ③ 過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること
- ④ 医学上療養が必要であるもの

上記の「相当期間従事した」とは、一般的には、発症までに6か月程度以上上肢業務に従事したことをいいますが、腱鞘炎等については、業務従事期間が6か月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することもあります。

(イ) 療養の範囲

一般に上肢障害は、業務から離れ、あるいは業務から離れないまでも適切な作業の指導・改善等を行い業務に従事すれば、症状は軽快するとされています。

また、個々の症例に応じて適切な療養（例えば薬物療法、理学療法、体操、業務上の配慮、生活指導、精神衛生面からの助言指導等）を行うことによっておおむね3か月程度で症状が軽快すると考えられ、手術が施行された場合でも一般的におおむね6か月の療養が行われれば治癒するものと考えられています。

ウ 心・血管疾患及び脳血管疾患

(7) 認定の要件

負傷によらない心・血管疾患及び脳血管疾患（以下「心臓・脳血管疾患」といいます。）については、一般的な医学的見解によれば、高血圧等の医学上の危険因子が加齢や喫煙などの一般生活等における諸種の要因によって増悪し、発症に至る場合がほとんどであり、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものとされています。

このように、心臓・脳血管疾患は、基本的には、高血圧や喫煙など本人の体質や生活習慣に基づく私病である血管病変等（動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態をいいます。）が徐々に増悪した結果、発症する疾病とみるべきものですが、次の要件を満たす場合には、公務が相対的に有力な原因になったものとして、公務上の災害と認められます。

なお、本人が有する発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合には、公務が相対的に有力な原因となって発症したか否かについて医学経験則に照らし、慎重に判断されます。

認定の要件

- ① 被災職員が「過重負荷」を受けていたことが明らかに認められること

過重負荷とは

医学経験則上、心臓・脳血管疾患発症の基礎となる血管病変等の病態を、加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、心臓・脳血管疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷をいいます。

- ② 過重負荷を受けてから心臓・脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること

この要件が適用される心臓・脳血管疾患

《心・血管疾患》

- ・ 狭心症
- ・ 心筋梗塞
- ・ 心停止（心臓性突然死を含む。）
- ・ 重症の不整脈（心室細動等）
- ・ 重篤な心不全
- ・ 肺塞栓症
- ・ 大動脈解

《脳血管疾患》

- ・ くも膜下出血
- ・ 脳出血
- ・ 脳梗塞
- ・ 高血圧性脳症

(イ) 過重負荷

公務により過重負荷を受けていたと認められる場合とは、具体的には次のいずれかの場合です。

過重負荷とは

- ① 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと

異常な出来事、突発的事態とは

- ・ 医学経験則上、心臓・脳血管疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
- ・ 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合・暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
- ・ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に職務に関連して遭遇した場合
- ・ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合

- ② 発症前に、通常の日常の職務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、1日あたり平均概ね8時間（1週あたり平均概ね40時間）の勤務内に行う日常の職務をいう。）に比較して特に過重な職務に従事したこと

通常の日常の職務に比較して特に過重な職務とは

医学経験則上、心臓・脳血管疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいいます。また、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的又は肉体的負荷の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた次の場合等をいいます。

これに該当する例

- ・ 発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務
- ・ 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週あたり平均25時間程度以上の連続）
- ・ 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週あたり平均20時間程度以上の連続）

次の状況等も評価要因とし、医学経験則に照らして、精神的、肉体的過重性が認められる場合には、それらも上記の時間外勤務の評価に加えて総合的に評価されます。

- ・ 交替制勤務職員の深夜勤務（22時から翌朝5時までの勤務）中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間数の著しい減少等の職務従事状況
- ・ 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等不快・不健康な勤務環境下における職務従事状況
- ・ 緊急呼出による勤務、勤務を要しない日も勤務したことによる連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、拘束時間が長い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務等の勤務時間が不規則な職務への従事状況
- ・ 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況
- ・ 精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況

これに該当する例

- ・ 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況
- ・ 機構・組織等の改革、人事異動等による急激かつ著しい職務内容の変化等の状況
- ・ 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況
- ・ 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況
- ・ 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下又は緊急事態下における職務従事状況
- ・ 職務に関連してひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる状況

「過重負荷」については、上記のように、勤務状況、勤務環境等を基礎として、医学経験則に照らして、総合的に判断されますが、この判断は、あくまでも通常の日常の職務を基準として、それとの比較において行うこととされています。したがって、通常の日常の職務に従事する上で受ける精神的又は肉体的負荷は、基本的には「過重負

荷」とは認められず、当該精神的又は肉体的負荷による発症については、高血圧症、血管病変等の自然的経過による発症として捉えられます。

【時間外勤務について】

時間外勤務の評価にあたっては、時間外勤務の事実と職務内容等が証明されることが必要であり、事実関係が不明確である場合は評価の対象とされません。

また、職務上の必要性等から自宅等において作業を行ったとの申立てがある場合については、自宅作業は、任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務と同等に評価されるものではないとされています。ただし、自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、発症前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき付加的要因として評価することとされています。

時間外勤務時間数については、時間外勤務の状況（時間数、内容、根拠等）を日ごとに調査し、把握します。（ここでいう時間外勤務時間数とは、1日あたり平均概ね8時間（1週あたり平均概ね40時間）を超える勤務時間数をいいます。）

週あたりの平均時間外勤務時間数の算出については、1週間ごとの総時間外勤務時間数を算出した上で、過重負荷の評価期間（発症日から起算して概ね半年間まで、特別の事情があると認められる場合には概ね1年間まで）における総時間外勤務時間数を算出し、それを当該評価期間の週数で除して得たものです。

（ウ）症状が顕在化するまでの時間的間隔

「症状の顕在化」とは「自覚症状・他覚症状（前駆症状又は警告症状を含む。）が明らかに認められること」をいいます。通常は、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化しますが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別の疾病の発症機序等に応じて医学的経験則に基づき判断されます。

（エ）評価期間

上記の過重負荷を評価するための期間は、個別事案ごとに異なりますが、「発症前に、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」の場合にあっては、比較的長期間（発症前概ね半年間程度としますが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合は概ね1年間程度）を要するものがあります。

（オ）業務負荷の判断基準とする職員

「特に過重な職務等への従事状況」の評価は、被災職員と職種、職等が同程度の職員にとっても特に過重な精神的、肉体的負荷が認められるか否かについて、客観的に行うこととされています。

その際に対比する職員は、健康な状態にある者だけでなく、心臓・脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等を有しているものの通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれます。

(カ) 認定請求を行う場合の調査事項

上記のように、心臓・脳血管疾患については「過重負荷の有無」と「症状が顕在化するまでの時間的間隔」が公務起因性の判断にあたって大変重要な要素となるため、被災職員の職務の状況等について、具体的、客観的かつ詳細に把握することが必要となります。

そのため、心臓・脳血管疾患の公務起因性の判断にあたっては、「「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」の実施及び公務起因性の判断のための調査事項について」（令和3年9月15日付け地基補第261号）において、次のとおり調査する事項が定められています。

このように、心臓・脳血管疾患においては、負傷事案の場合と異なり、「過重負荷」を受けていたとされる一定の期間（概ね半年間程度。特別の事情がある場合は概ね1年間）にわたる職務の状況についての客観的かつ詳細な調査が必要となります。したがって、迅速な認定を行うためにも、所属又は任命権者においては、被災職員から公務災害として認定請求したい旨の申し出があった場合は、速やかに基金支部へ連絡し、必要な助言を受けるようにしてください。

心・血管疾患及び脳血管疾患事案に係る調査事項

1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名、性別、生年月日及び発症時の年齢
- (2) 所属名、職名及び職種
- (3) 所属の組織図又は機構図
- (4) 被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況
- (5) 人事記録
- (6) 勤務形態
 - ア 勤務時間、休憩時間及び休息時間
 - イ 週所定勤務時間数
 - ウ 交替制勤務の内容
交替制勤務の場合は、シフトごとの勤務時間、休憩時間及び仮眠時間帯等
- (7) 被災職員の所属する組織全体の業務及び分担状況

2 災害発生の状況

- (1) 災害発生の概況（発生日時、疾病名、場所及び療養状況等）
- (2) 災害発生現場の見取図又は写真
- (3) 異常な出来事・突発的事態
 - ア 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことの有無及びその詳細
 - イ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことの有無及びその詳細
 - ウ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことの有無及びその詳細

- エ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に遭遇したことの有無及びその詳細
- オ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことの有無及びその詳細

3 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等

- (1) 通常の日常の職務内容
- (2) 発症前の職務内容（通常の日常の職務内容との相違の有無及び比較を含む。）
 - ア 発症前日から発症当日までの職務内容
 - イ 発症前1週間の職務内容
 - ウ 発症前1か月間の職務内容
 - エ 発症前概ね半年間程度の職務内容
- (3) 発症前日から直前までの職務従事状況及び発症状況の詳細
- (4) 発症当日から遡り過重な職務が続いていると認められる時点までの職務従事状況及び生活状況の詳細
- (5) 通勤の経路、方法、時間等

4 被災職員の身体状況に関する事項

- (1) 健康診断結果
 - ア 定期健康診断（過去5年間）の結果の写し、指導区分及び事後措置の内容
 - イ 人間ドック（過去5年間）の診断結果の写し
- (2) 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る既往歴
 - ア 疾病名
 - イ 医療機関名
 - ウ 治療状況
- (3) 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る素因・基礎疾患の状況
 - ア 主治医の所見
 - イ 医学的資料
 - (ア) 診断書
 - (イ) 診療録又は診療要約
 - (ウ) 血圧検査、脈波伝播速度検査、血液生化学検査等諸臨床検査、心電図検査、超音波検査、X線写真、心血管・冠動脈造影、CT、MRI、シンチグラフィ等画像検査等
- (4) 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等
- (5) 発症前の趣味、嗜好等の状況
 - ア 趣味、スポーツ等
 - イ 嗜好品（タバコ、酒等）及びその程度
 - ウ 薬の服用の状況（高血圧症、動脈硬化症、高脂血症等に係る薬剤名等）
 - エ 自動車の保有、発症前の運転の状況等

5 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細

6 発症後の医師の所見等

- (1) 本件疾病に係る主治医の所見
 - (2) 本件疾病に係る医学的資料
 - ア 診断書・意見
 - イ 死亡診断書（死体検案書）・解剖所見
 - ウ 診療録又は診療要約
 - エ 血圧検査、脈波伝播速度検査、血液生化学検査等諸臨床検査、心電図検査、超音波検査、X線写真、心血管・冠動脈造影、CT、MRI、シンチグラフィ等画像検査等
 - (3) 発症後の療養経過
 - 療養内容・期間（入院、通院別）、医療機関名、現況
- 7 支部専門医の所見
- 8 その他の事項
- (1) 発症時の事務室、勤務場所の見取図、写真等及び騒音、照度等の職場環境
 - (2) 発症日の気象（勤務場所における天候、気温、湿度、風速等）
 - (3) その他認定に際し、必要と思われる事項

エ 精神疾患（精神疾患に起因する自殺を含む。）

(ア) 認定の要件

一般に、精神疾患を発症する原因としては、公務に関連するものの他に、傷病苦、経済問題、被災職員又は家族等に係る事故・事件の発生、アルコール依存症、家庭問題（家庭内暴力、家族の病気・死亡、教育問題、家庭不和・離婚問題など）、異性問題、交友関係等が考えられます。また、その発症については、被災職員の性格等種々の要因も影響するとされています。

そのため、精神疾患の発症にあたり公務が相対的に有力な原因になったとして公務上の災害と認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

認定の要件

- ① 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により次のような強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること
 - ・ 人の生命にかかわる事故への遭遇
 - ・ その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象
- ② 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと

ここで、「業務以外の負荷」とは、被災職員自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・事件、けが・病気等）、被災職員の家族の出来事（配偶者や子どもの死亡・けが・病気等）、金銭関係（財産の損失、収入の減少等）などをいい、「個体側要因」とは、精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題（すなわち、過去学校生活、職業生活等における適応に困難が認められる場合）、アルコール等依存症、性格傾向における偏り（ただし、社会適応状況に問題がない場合を除く。）などをいいます。

この要件が適用される精神疾患（対象疾病）

疾病及び関連保健問題国際統計分類第 10 回改訂版（以下「ICD-10」という。）第Ⅴ章「精神及び行動の障害」に分類される精神疾患であって、器質性のもの及び有害物質に起因するものを除くもの

※ 上記疾病のうち、業務に関連して発症する可能性のある精神疾患は、主として ICD-10 の F 2 から F 4 までに分類される精神疾患とされています。

※ 我が国の伝統的診断方式による疾病（心因性うつ病、反応性うつ病、抑うつ状態、神経症性うつ病、疲弊状態、心因反応、驚愕反応、心因性錯乱状態等）も、対象疾病に含まれますが、心身症は、この要件を適用させる精神疾患には含まれません。

(イ) 業務による負荷

業務による「強度の精神的又は肉体的負荷」とは、具体的には、次のようなものを行います。

人の生命にかかわる事故への遭遇

- ① 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- ② ①に準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合

その他の強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

- ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、長期間の入院を要する、又は地方公務員災害補償制度の障害補償年金に該当する、原職への復帰ができなくなる若しくは外形的に明らかで日常生活にも支障を来す後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- ② 発症直前の 2 週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等に従事したと認められる場合（1 日あたりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ③ ②の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- ④ 発症直前の 1 か月におおむね 160 時間を超えるような、又は発症直前の 3 週間におおむね 120 時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）

⑤ 発症直前の連続した2か月間に1月あたりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月あたりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

⑥ 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月あたりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

「質的に過重な業務」の例

- ・ 制度の創設等に携わったこと
- ・ 繁忙部署に異動したこと
- ・ 組織の合理化等により自ら処理すべき業務が大きく増加したこと
- ・ 業務の失敗に対応したこと
- ・ 限られた期間内に大量の作業を行う必要が生じたために当該作業に従事したこと

⑦ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、②から⑥までに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合

⑧ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合

⑨ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合

⑩ 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合

⑪ 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応にあたったと認められる場合

⑫ ①から⑪までに準ずるような業務負荷があったと認められる場合

上記④から⑥まで等については、勤務を行った時間及び当該活動を行った時間のうち、1週あたり40時間（1日あたり8時間）を超える時間が対象となります。また、上記で示された時間外勤務の時間数は、時間外勤務の業務内容が通常その程度の時間数を要するものである必要があるとされています。

【時間外勤務等の過重性について】

業務による負荷の検討にあたって、時間外勤務を評価する場合には、命令を受けて行った勤務のほか、それ以外の業務に関する活動についても、その必要性、内容、時間等を在庁記録や同僚証言等の客観的な根拠によって判断できるものは、個別事案ごとに精査の上、業務負荷の評価の対象にすることができるとされています。

また、自宅等での作業（いわゆるテレワークにより行うよう命令を受けたものを除く。）の過重性の判断にあたっては、自宅等での作業は任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務等と同等に評価されるものではないとされています。ただし、自宅等で作業せざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合につ

いては、例外的に発症前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき、付加要因として評価することとされています。

(ウ) 評価期間

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事（対人関係のトラブルを含む。）について、精神的又は肉体的負荷の強さを検討します。

ただし、出来事の起点が発症の6か月より前であっても、その出来事（出来事後の状況）が継続している場合にあっては、発症前おおむね6か月の間における状況や対応について評価の対象とされます。また、対人関係のトラブル（いじめや嫌がらせ等）のように出来事が繰り返されるものについては、繰り返される出来事を一体のものとして評価できるものとされていますので、発症の6か月前から開始されている場合であっても、発症前おおむね6か月の期間にも継続していれば、開始時からの出来事も対象とすることもあり得ます。

(エ) 業務負荷の判断基準とする職員

業務負荷を受けたことが認められるか否かは、被災職員が、その出来事及び出来事後の状況を主観的にどう受け止めたかによって判断するのではなく、同じ事態に遭遇した場合、同種の職員が一般的にその出来事及び出来事後の状況をどう受け止めるかという観点から判断します。この場合の「同種の職員」とは、被災職員と職種、職、業務経験等が同等程度の職員をいいます。

(オ) 精神疾患の悪化・症状安定後の新たな発症の場合

a 精神疾患の悪化

既に公務外で精神疾患を発症して治療が必要な状態（実際に治療が行われているものに限らず、医学的にその状態にあると判断されるものを含む。）にある者については、次のいずれかに認められる場合に、悪化した部分について公務起因性が認められます。

精神疾患の悪化部分について公務起因性が認められる場合

- ① 「極めて強い業務負荷を生じさせる出来事」が認められる場合であって、その出来事後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合
- ② 精神疾患の悪化の前に「強度の業務負荷」が認められる場合であって、当該業務負荷、被災職員の個体側要因（悪化前の精神疾患の状況）と業務以外の負荷、悪化の態様やこれに至る経緯（悪化後の症状やその程度、出来事と悪化との近接性、発症から悪化までの期間など）等を十分に検討し、強度の業務負荷によって対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したものと医学的に判断される場合

上記において「極めて強い業務負荷を生じさせる出来事」とは、例えば、「発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合」に該当するような極めて過重な時間外勤務への従事のほか、「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合」及びそれに準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合等が挙げられます。

b 症状安定後の新たな発症

既存の精神疾患について、一定期間、通院・服薬を継続しているものの、症状がなく、又は安定していた状態で、通常の勤務を行っている状況にあって、その後、症状の変化が生じたものについては、精神疾患の発症後の悪化としてではなく、症状が改善し安定した状態が一定期間継続した後の新たな発症として、認定要件に照らして判断することになります。

(カ) 精神疾患等に係る治ゆ等の取扱い

a 治ゆ

業務による負荷を原因とする精神疾患にあっては、その原因を取り除き、適切な療養を行えば治ゆするケースが多いため、治ゆについては、主治医の治療内容、経過等を参考にして、また必要に応じ他の専門医等の意見も聴きつつ、適切に判断します。

精神疾患に係る治ゆ（症状固定を含む。以下同じ。）については、その症状が治療により消失し、その状態が医学経験則に照らし安定したと認められる場合のほか、急性期を経て回復はしたが軽度の残存症状を残したまま安定期に移行し、その状態が医学経験則に照らし将来においても継続することが見込まれる場合は、投薬等を継続していたとしても、治ゆしたものと取り扱われます。

b 治ゆ後再び対象疾病を発症した場合

業務による負荷が原因で発症した対象疾病が治ゆした後、再び対象疾病を発症した場合については、発症のたびにその時点を基準として、業務による負荷、業務以外の負荷及び個体側要因を検討し、公務起因性を判断することになります。

(キ) 自殺の取扱い

精神疾患が原因で自殺したとして公務災害認定請求のあった事案に関しては、公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、自殺についての公務起因性が認められます。

自殺前に医師の診断、診療を受けていない場合であっても、精神疾患発症の可能性の有無、疾病の性質等について、医学経験則に照らして合理的に推定して判断します。

ただし、公務に起因して発症した精神疾患と認められる場合であっても、発症後療養等が行われ相当期間経過した後の自殺については、治ゆの可能性やその経過の中での業務以外の様々な負荷要因の発生の可能性があり、当該精神疾患と自殺との相当因

果関係については、さらに療養の経過、業務以外の負荷要因の内容等を総合して判断することとなります。

なお、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務起因性は認められません。

(ウ) 認定請求を行う場合の調査事項

上記のように、精神疾患については「業務による過重負荷の有無」はもちろん、「被災職員の個体的・生活的要因」までもが公務起因性の判断にあたって大変重要な要素となるため、心臓・脳血管疾患と同様に、被災職員の職務の状況等について、具体的、客観的かつ詳細に把握することが必要となります。

そのため、精神疾患の認定請求にあたっては、「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日付け地基補第63号）において、次のとおり調査する事項が定められています。

このように、精神疾患においては、被災職員が過重な精神的・肉体的負荷を受けていたとされる一定の期間（精神疾患発症の直前から6か月（特別な事情が認められる場合は1年））の職務の従事状況について客観的かつ詳細な調査が必要となります。したがって、迅速な認定を行うためにも、所属又は任命権者においては、被災職員から公務災害として認定請求したい旨の申し出があった場合は、速やかに基金支部へ連絡し、必要な助言を受けるようにしてください。

精神疾患事案に係る調査事項

1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名、性別及び生年月日
- (2) 所属部局及び職名
- (3) 傷病名及び傷病の程度
- (4) 災害発生（精神疾患事案の場合は精神疾患発症、自殺事案の場合は自殺行為による死亡等をいう。以下同じ。）の日及び場所

2 災害発生の状況

3 災害発生前の勤務状況

- (1) 職歴（病気休暇の取得、退職、復職等の経過を含む。）
- (2) 被災職員の所属する組織、人員配置及び事務分掌
- (3) 上司、同僚、部下の病休、欠員等の状況
- (4) 勤務形態
 - ア 勤務時間、休憩時間及び休息時間
 - イ 週所定勤務時間数
 - ウ 交替制勤務の内容（該当する事案のみ）
- (5) 職に割り当てられた所定の業務内容
- (6) 業務負荷の状況
 - ア 請求者の主張
 - イ 上司、同僚及び部下の証言

ウ 職場の支援・協力等

(7) 時間外勤務等（正規の勤務時間における勤務及び時間外勤務命令を受けて行った勤務並びにそれ以外の業務に関する活動（その必要性、内容、時間等が在庁時間のデータや同僚証言等によって確認されたものに限る。）のうち、1週あたり40時間（1日あたり8時間）を超えるものをいう。以下同じ。）の状況

(8) 休暇（年次有給休暇等）の取得状況

(9) 通勤の経路、方法、通勤時間等

4 災害発生前の身体・生活状況

(1) 身長及び体重

(2) 業務以外の負荷

ア 本人自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・事件、けが・病気等）

イ 本人の家族の出来事（配偶者等の死亡・けが・病気等）

ウ 金銭関係（財産の損失等）

エ その他の業務以外の出来事

(3) 個体側要因

ア 精神疾患の既往歴

イ 社会適応状況における問題

ウ アルコール等への依存の有無

エ 性格傾向

5 その他の事項

(1) 主治医の診断（自殺事案については死亡診断）

(2) 主治医の意見

ア 疾患名及びその根拠

イ 発症時期及びその根拠

ウ 治療期間

エ 治療経過及び治療内容

オ 素因、基礎疾患及び既往歴の有無

カ 治ゆの日時又は今後の治ゆの見込み

(3) 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況

ア 被災職員本人の訴え

イ 家族からみて

ウ 職場関係者からみて

(4) 精神疾患発症後の状況

ア 病気休暇の取得状況

イ 休職の状況

ウ 復職、異動等の状況

(5) その他必要な事項

オ 肝炎、エイズ、結核

患者の診察、看護業務、研究やその他の目的で病原体を取り扱う業務では、他に比較して病原体という有害因子が存在することが明らかであり、接触の機会も多いことから、発症前の感染の有無、細菌・ウイルス等のそれぞれの潜伏期間及び症状、推定される感染時期の業務従事状況、感染者等の有無、感染者等との接触状況等を調査し、業務により病原体に接触したことにより発症したと考えられ、業務以外の原因により罹患したとの反証がない限り、「患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患」（職業性疾患）として公務上の疾病と認められるものです。

(7) 肝炎（B型肝炎、C型肝炎）

肝炎には、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎等のウイルス肝炎のほかアルコール性肝炎等があります。ウイルス肝炎は肝炎ウイルスという病原体に感染し発症するものですが、比較的事例の多いB型、C型肝炎患者に使用した注射針の刺傷等により肝炎が発症した場合に公務災害と認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

認定の要件

- ① 急性肝炎の症状を呈していること
- ② 肝炎ウイルスに汚染された血液等を取り扱う業務に従事し、かつ、血液等に接触していたこと
- ③ 肝炎ウイルスに感染したと推定される時間から急性肝炎を発症するまでの時間的間隔が急性肝炎の潜伏期間と一致すること
- ④ HCV抗体又はHCV-RNA（HBs抗原、HBe抗原等又はHBV-DNA）が陽性と診断されていること
- ⑤ 公務以外の原因による可能性がないこと

※ C型慢性肝炎となった場合

次に掲げる要件を満たす必要があります。

- ① 公務上又は通勤災害該当の災害による急性肝炎の既往が認められること
- ② 急性肝炎の既往の事実が確認できない場合であっても、HCVに汚染された血液等に業務上接触した事実が認められ、それ以前の感染が明らかに否定される場合で、かつ、反証事由が認められないこと。

なお、B型肝炎については、感染力が非常に強いこと及び効果的な予防方法が医学上確立されている（B型肝炎患者のHBs抗原陽性血液による汚染等を受けた場合には、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射を48時間以内に投与すれば、その発症に対して極めて有効です。）こと、また、C型肝炎については、一旦感染すると慢性化し、肝硬変、肝癌に移行する等その結果の重大性に着目して、針刺し事故等による感染の可能性の高い汚染血液等との接触を「公務上の負傷」とし、これらの肝炎については、発症前であっても療養補償（洗浄、消毒等の処置や検査等）を行う特例的取扱いがなされます。（詳細は76ページのとおりに）

(イ) エイズ

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）という病原体に感染し発症するものであり、血液や精液を感染源とする伝染性疾患です。

エイズ発症が公務災害と認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

認定の要件

- ① H I Vに汚染された血液等を取り扱う業務に従事し、かつ、血液等に接触して事実が認められること
- ② H I Vに感染したと推定される時期から6週間ないし8週間を経てH I V抗体が陽性と診断されていること
- ③ 公務以外の原因によるものでないこと

エイズについても、感染者の増加に伴う社会的関心の高まりや疾病の特殊性に着目して、針刺し事故等による感染の可能性の高い汚染血液等との接触を「公務上の負傷」とし、発症前であっても、洗浄、消毒等の処置及びH I V抗体検査等の検査処置や検査を療養補償の対象とすることとされています。

(ウ) 潜在性結核

結核は、結核患者から排菌された結核菌を吸入することから感染し、発症する伝染性疾患です。

結核については、結核の症状が現れていなくても、医療従事者等公務により結核菌に感染し、潜在性結核感染症の診断がなされ、医師が治療等を必要と判断した場合には、公務上の疾病として当該治療等は療養補償の対象となります。

なお、Q F T検査の結果が「判定保留」であったり、診断名が「結核感染疑い」であった場合など確定診断には至らないものの、感染の疑いがあるため、又は感染予防の観点から治療薬の投与を行った場合については、災害（疾病）が発生したと認められないことから療養補償の対象とはなりません。

(エ) 疾病の発症前に感染の原因となった負傷等を公務上の負傷とみなして一定の処置や検査を療養補償の対象とする場合

公務災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）し、治療が必要な場合に限られていますが、次の疾患については、感染力が強かったり感染した場合の重大な影響を考慮して、針刺し事故等による感染の可能性の高い汚染血液等との接触があった場合には、「公務上の負傷」として、疾病の発症前であっても一定の処置及び検査を療養補償の対象とすることとされています。

特例的取扱いがなされる感染症

- ① B型肝炎
- ② C型肝炎
- ③ エイズ（H I V）

特例的取扱いがなされる
汚染血液等との接触例

- ・汚染された血液等が付着した器具による負傷
 - ・汚染された血液等が既存負傷部位や眼球に付着した場合
- ※ 医学的に感染の可能性が高いと判断される場合に限られます。

左記に当たらない例

- ・負傷を伴わずに単に汚染された血液等が皮膚に付着した場合
 - ・汚染事故直後に行われた検査により当該事故以前から感染していたことが明らかになった場合
- ※ 汚染事故前に予防を目的として行われるワクチンの接種等も補償対象となりません。

a B型肝炎

次に該当する場合において、治療の一環として、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HB s 人免疫グロブリン製剤の注射が行われたとき又は抗HB s 人免疫グロブリン製剤の注射に加えてB型肝炎ワクチンの接種が行われたときは、療養補償の対象となります。

認められる場合

- ① 病院、保健所、研究所等に勤務する職員等（以下「医療従事者等」という。）が公務上負傷し、当該負傷を原因としてHB s 抗原陽性血液による汚染を受け、HBウイルス汚染の危険が極めて高いと判断された場合
- ② 医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因してHB s 抗原陽性血液が付着し、HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合

なお、負傷を伴わず単にHB s 抗原陽性血液が皮膚に付着した場合等感染の危険が少ない事故に対して、又は汚染事故前に予防を目的として、抗HB s 人免疫グロブリン製剤若しくはB型肝炎ワクチンの接種が行われている場合は、療養補償の対象とはなりません。

b C型肝炎

次に該当する場合については、洗浄、消毒等の処置やHCV抗体検査（負傷直後の検査及び経過観察のための検査）は療養補償の対象となります。

認められる場合

- ① 医療従事者等が、HCVに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を公務上負傷した場合
- ② 医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因してHCVに汚染された血液等が付着した場合

なお、受傷以前から既にHCV（C型肝炎ウイルス）に感染していたことが判明している場合又は負傷等の直後に行われた検査により、当該負傷等以前からHCVに感染していたことが明らかになった場合におけるその後の検査は、療養補償の対象としません。

c エイズ

次に該当する場合については、洗浄、消毒等の処置やHIV抗体検査（負傷直後の検査及び経過観察のための検査）は療養補償の対象となります。

また、負傷等の後HIV感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗HIV薬の投与については、感染の危険に対し有効であると認められる場合には、療養補償の対象となります。

認められる場合

- ① 医療従事者等が、HIVに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を公務上負傷した場合
- ② 医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因してHIVに汚染された血液等が付着した場合

なお、受傷以前から既にHIVに感染していたことが判明している場合又は負傷等の直後に行われた検査により、当該負傷等以前からHIVに感染していたことが明らかになった場合におけるその後の検査については、療養補償の対象とはなりません。

第2節 通勤災害

1 通勤災害保護制度の基本的な考え方

(1) 通勤災害保護制度の目的

通勤は、一般的には、未だ任命権者の支配管理下にあるとはいえないことから、これを公務災害の範疇でとらえることはできませんが、

① 通勤は、職員の勤務の提供と密接不可分の関係にあり、単なる私的行為とは異なること

② 通勤災害は、社会経済の発展、通勤の遠距離化等に伴い、ある程度不可避免的に生ずる社会的な危険となっていること

等から、職員の私生活上の損失として放置されるべきではなく、何らかの保護制度によって対処すべき性格のものであるとの考え方から、公務災害補償制度とは別に創設されたものです。

このように、通勤災害は、通勤が勤務のために必要不可欠であり、公務との関連性があるという理由で設けられたものである以上、その保護の対象となる通勤の範囲も勤務提供と密接関連性の強いものに限定されることとなります。

(2) 通勤災害とは

「通勤災害」とは、「通勤」に直接起因し、又は「通勤」と相当因果関係のある災害（負傷、疾病、障害又は死亡）をいいます。

ここでいう「通勤」とは、次のように定義されています。

地公災法上の「通勤」の定義

「通勤」とは、職員が、勤務のため、

- ① 住居と勤務場所との間の往復
- ② 勤務場所等から他の勤務場所への移動
- ③ ①の往復に先行し又は後続する住居間の移動（具体的には単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動）

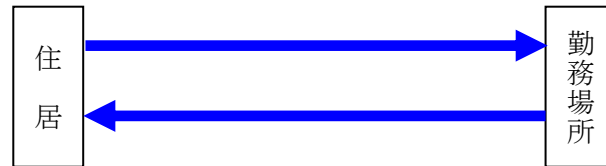
を、合理的な経路及び方法により行うこと（公務の性質を有するものを除く。）をいいます。

したがって、④その移動の経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中に起こった災害は、通勤災害とはされません。

ただし、⑤当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

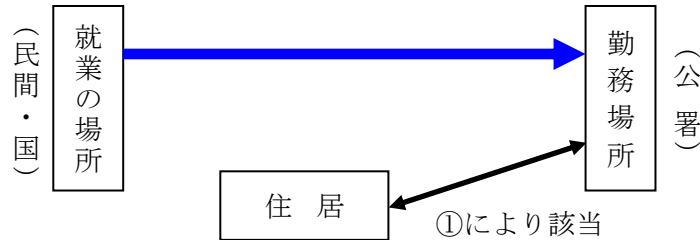
通勤災害認定基本図

- ① 住居と勤務場所との間の往復である場合



※ 線部分での被災は、通勤災害になります。

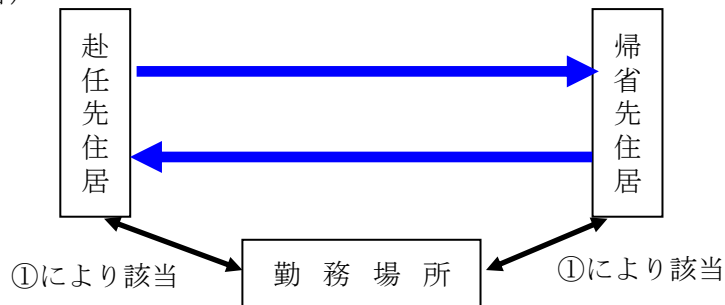
- ② 複数就業者の就業の場所から公署への移動（無許可兼業等に係る移動については除く。）である場合。



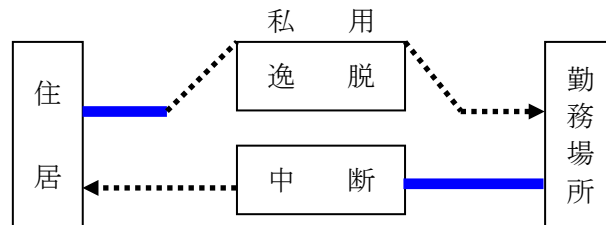
※「勤務場所」から「就業の場所」への移動、及び「就業の場所」と「住居」間の移動については、労災保険制度等の取扱いが検討されることとなります。

※「複数就業者」とは、例えば、職員が国立や私立の大学等の非常勤講師となり、週1、2回定期的に勤務場所と就業の場所との間を移動する者等です。

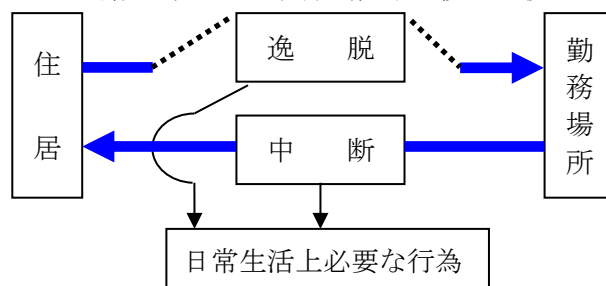
- ③ ①の往復に先行し又は後続する住居間の移動（単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合）



- ④ 逸脱又は中断が日用品の購入等でない場合（経路に復したとしても通勤とはしない。）



- ⑤ 逸脱又は中断が日用品の購入等である場合（経路に復した後は通勤とする。）



(3) 公務災害と通勤災害における差異

公務災害、通勤災害は同じ地公災法で規定されていますが、それぞれの基準で認定されます。

公務災害と通勤災害では、使用者の支配管理下にあるかないか、という点で抽象的な相違がありますが、具体的相違点としては、認定後、基金から受ける福祉事業のうち、特別援護金（障害・遺族）の給付水準が異なります（ただし、その他、基金からの各種の補償は同様に行われます。）。

2 通勤災害の範囲

通勤災害は、通勤に直接起因し、又は通勤と相当因果関係がある災害であり、その範囲は、通勤による負傷、疾病、障害又は死亡となります。

出退勤途上において職員が被災したとき、「通勤」による災害として認められるためには、通勤と災害との間に「通勤遂行性」及び「通勤起因性」（通勤に通常伴うと認められる危険が現実化したといえること）が認められる必要があります。

つまり、通勤遂行性が認められても、通勤起因性が認められなければ、通勤災害とは認められません。通勤起因性が認められるためには、「通勤に通常伴う危険」、すなわち、経験則上、通勤途上であればそのような事故等が発生するであろうという危険が、具体的な事象として現実化したと認められることが必要です。

(1) 通勤による負傷

通勤途上において発生した事故による負傷（特に通勤に起因したものでないと認められるものを除く。）です。

認められる例

- ・道路を通行中に段差につまずいて転び、打ち付けた手を負傷した場合
- ・通勤電車のドアが閉まる際に手を挟まれて負傷した場合
- ・乗車していた路線バスが急停車したため転倒して負傷した場合
- ・駅の階段を踏み外して転落して負傷した場合
- ・自動車通勤中に追突されて負傷した場合
- ・事故車が通勤経路をふさいで通行できない状況であり、その事故車を除去しなければ通行できない場合に、除去しようとして負傷した場合（通勤起因性が認められます。）

認められない例

- ・自殺その他被災職員の故意により負傷した場合
- ・私的な喧嘩をして負傷した場合
- ・天災地変により負傷した場合
- ・通勤途上で交通事故を目撃し、被害者を救助しようとして負傷した場合
（通勤に通常伴うと認められる危険が現実化したものではなく、社会通念上の善意行為によって負傷したものと考えられるため通勤起因性は認められません。）

(2) 通勤による疾病

通勤による疾病は、「通勤による負傷に起因する疾病」と「通勤に起因することが明らかな疾病」に分類することができます。

ア 通勤による負傷に起因する疾病

通勤による負傷に起因する疾病に係る認定の考え方は、公務上の負傷に起因する疾病の場合と同様です。

イ 通勤に起因することが明らかな疾病

通勤に起因することが明らかな疾病は、

- ① 通勤途上における突発的な事故に起因することが明らかな疾病
 - ② 通勤途上において強度の精神的又は肉体的負担を生じさせた事故に起因することが明らかな疾病
- の二つに分類されます。

認められる例	認められない例
・交通事故で転倒したタンクローリーから流出した劇物を吸引したことによる急性中毒 ・電車内での殺人事件を間近で目撃したことによるショックによる急性心臓死等 ・交通事故で追突されたことによる外傷性腰椎椎間板ヘルニア	・素因・基礎疾患がある職員が通勤途上で、突発的な事故等にも遭遇していないにもかかわらず、素因・基礎疾患からくる疾病を発症したもの ・通勤電車で退勤途上発症したくも膜下出血

これらの認定の考え方は、公務と相当因果関係のある疾病の場合と同様で、通勤がその疾病の発症の外的要因として相対的にみて有力に作用したという事実、すなわち、その疾病を発症させ、又は増悪させるに足るだけの異常な出来事等が認められなければなりません。

(3) 通勤による障害又は死亡

(1)又は(2)と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡であるか否かを判断することになります。（認定にあたっては、医学経験則上の裏付けが必要です。）

【認定事例】

No.17 出勤途上、バスの出発時間に間に合わなくなったため、停留所まで約 300m を走ったところ、バス停で意識を失って転倒・負傷（非該当）

（災害発生状況）

小学校職員Aは、午前7時頃、起床時から気分が悪く、自宅から約200mのところにあるバス停からのバスの出発時間に間に合わなくなったため、次の停留所であり、別のバス路線もあるバス停まで、自宅から約300mを走ったところ、バス停で立ち止まって約5秒後に意識を失って転倒し、負傷した。

なお、バス停付近は舗装され、転倒した場所は平坦であり、転倒時は目撃者はおらず、本人もバスの運転者に声をかけられるまで記憶がないため、転倒時の詳細は不明である。

（説明）

一般に、災害発生の原因が本人自身の素因によるものであったとしても、危険な設備、器物があるためなど勤務公署の施設として災害を発生させるような危険が内在しているために負傷したものであれば、これを公務上の災害と認めることができるとされており、通勤災害についてもこれに準じて考えることとされています。

本件災害については、転倒時の詳細は不明であるものの、意識を失ったことがその発生原因であると考えられます。

また、意識を失った原因については、通常の通勤時にバスや電車に乗り遅れないために 300 mを走ることは日常的に起こり得ることと考えられるものの、一般的に健康人が 300m程度を走ったために意識を失うことは考えにくく、Aの健康状態が不良であったことが主たる原因と認められます。

したがって、約 300mを走ったことによる意識を失う危険性や舗装された平坦な場所に立っていて転倒する危険性は通勤に内在しているとは認められず、本件は通勤に内在する危険が現実化したものとは認められないもので、通勤災害には当たらないとされたものです。

【認定事例】

No.18 退勤途上少年に絡まれ、暴言に対してカッとなり少年の肩に手をかけようとしたところ顔面を殴られ負傷したもの（非該当）

（災害発生状況）

県庁職員Eは、退勤途上、駅の路上に座っていた2、3人の少年に絡まれたが、無視して帰ろうとした。しかし、少年らが暴言を吐いてきたためカッとなり、少年のほうに向かって歩いていき、少年の一人の肩に手をかけようとしたところ、いきなり左顔面を殴打され、負傷した。

（説明）

本件のような暴力行為は、第三者の故意によるものであるから、一般的には通勤起因性が認められません。しかしながら、このような暴力行為が、例えば、足を踏んで反射的に殴られたなど、通勤に伴って避けがたい行為によって生じたものであることが、経験則上認められる場合については、それが口論やけんか等の通勤と直接関係のないものである場合及び本人に挑発行為があった場合を除き、当該暴行行為は、通勤に伴う危険が現実化したものとして、例外的に通勤起因性が認められることとなります。

本件の災害発生の状況を見ると、Eは、少年らの暴言にカッとなり、自ら少年らのほうへ向かって歩いていき、少年一人の肩に手をかけようとしたところ、いきなり左顔面を殴打されたもので、本人が、少年らの暴言に反応し、少年らの感情を刺激する挑発行為であったと認められます。

したがって本件災害は、少年らの暴言とそれに反応した本人の挑発行為が互いに作用して発生したものであり、いわゆる私的怨恨による災害に当たると考えることが相当であるので、通勤災害には当たらないとされたものです。

【認定事例】

No.19 勤務終了後の帰宅途中で自動車の運転手にハンドバッグをひったくられ、その際、当該自動車に接触し、転倒したことにより負傷（該当）

（災害発生の状況）

A市役所の電話交換手をしている女性職員Yは、午後7時10分頃勤務先を退社し、地下鉄及び私鉄を乗り継ぎ、自宅最寄り駅で下車して徒歩で帰宅する途中、駅から約400m程の道路上にさしかかったところ、後方から進行してきた自動車（道路の左側に停車していて、Yが通り過ぎた直後に発進してきたもの）により、ハンドバッグと革袋をひったくられ、その時、当該自動車と接触して、転倒、負傷した。

被災現場は、駅から5分ほど離れた地点の道路上右側で、5mくらい手前に水銀灯が1本設置されているが、周りはハウレンソウ畑であり、左側の奥に農家が1軒あるだけで、夜は非常に寂しい場所であった。

なお、災害発生時刻は、午後8時30分頃である。また、災害直後、加害自動車はそのまま逃走したため、加害者は不明である。

(説明)

Yが女性であって、大都市周辺の寂しい場所に住居を有し、かつ、午後8時30分という時間帯に帰宅するような場合に、その途中において「ひったくり」に出会うということは、一般に発生し得る危険であること、また、本件のような「ひったくり」については、自動車による接触事故その他により転倒して負傷することも一般にあり得ることであって、異例な事態とは認められないことから、Yの被った災害は、通勤に通常内在する危険が具体化したものとして、通勤災害と認められ、通勤災害該当となります。

3 通勤の要件

(1) 「勤務のため」について

「勤務のため」とは

勤務に就くため、又は勤務を終えたことにより行われる往復行為であり、当該往復行為が勤務と密接な関連をもって行われるもの

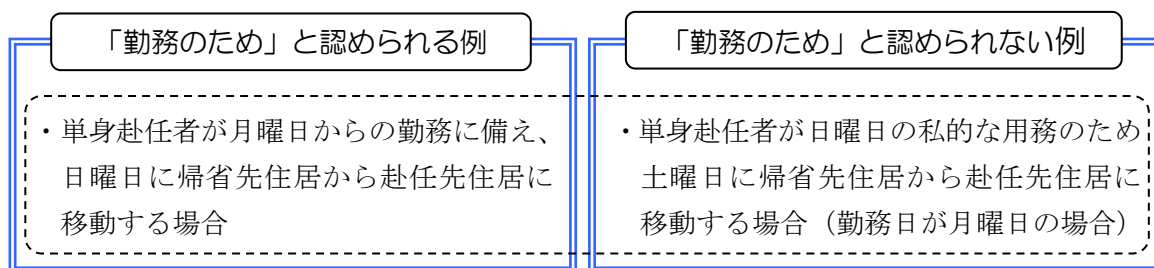
ここでいう「勤務」は、地方公務員の場合、服務規律制度に照らして、職員が任命権者から、明示又は黙示に命じられている「通常の公務」又は「臨時に命じられた公務」を意味します。したがって、正規に割振られた勤務時間による勤務のほか、時間外勤務、宿日直勤務等、公務遂行性が認められるものは「勤務」に該当します。

「勤務のため」と認められる例

- ・通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に係りのあるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合
- ・交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合
- ・レクリエーション(公務災害と認定される場合に限る。)に参加する場合
- ・次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合
- ・遅刻して出勤し、又は早退する場合
(短時間の休息時間や勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないため通勤とはなりません。)
- ・ラッシュアワーを避けるための早出等

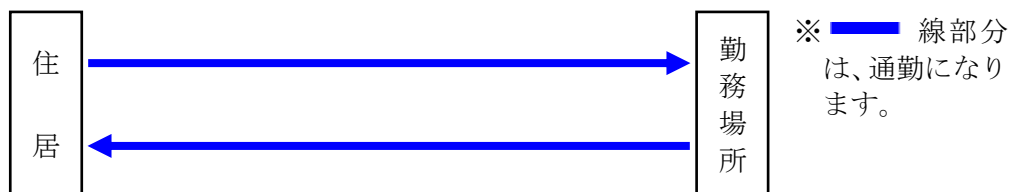
「勤務のため」と認められない例

- ・出勤途中で自己都合により引き返す場合
- ・休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を移動する場合
- ・任意参加の親睦会等に参加する場合
- ・勤務終了後相当時間(2時間程度以上)にわたり私用を弁じた後帰宅する場合
(その間に「勤務」とは別の目的による行為が介在することになりますので、勤務との関連は認められません)
- ・サークル活動等に参加する目的で、例えば、午後から勤務する交代制勤務者が、朝から住居を出る等、所定の勤務開始時刻と著しくかけ離れた時刻に出勤する場合

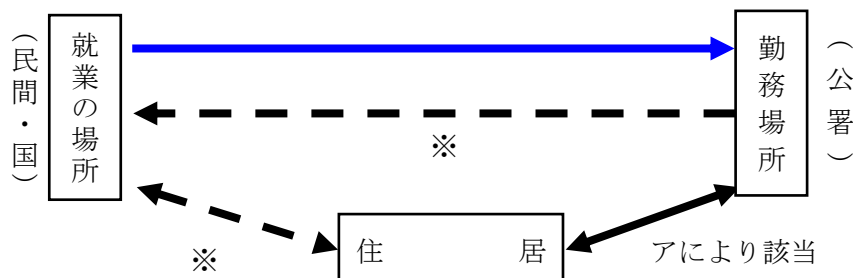


また、勤務のための移動は、以下のように分類されます。

ア 住居と勤務場所との往復



イ 複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動



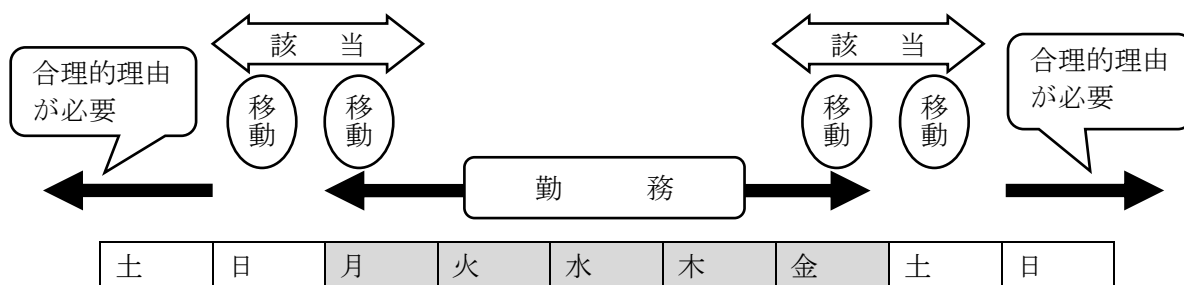
※ 「勤務場所」から「就業の場所」への移動、及び「就業の場所」と「住居」間の移動については、労災保険制度、国家公務員災害補償制度で対応されます。

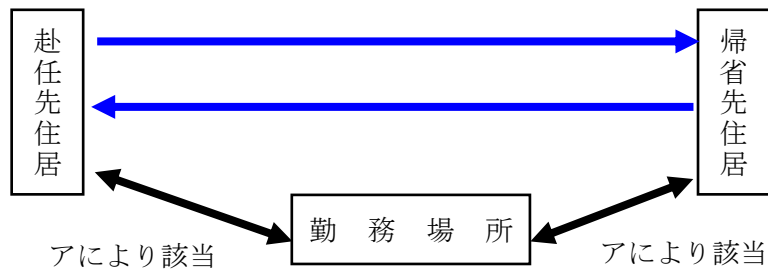
※ 「複数就業者」とは、例えば、職員が国立や私立の大学等の非常勤講師となり、週1、2回定期的に勤務場所と就業の場所との間を移動する者等です

ウ 住居と勤務場所との往復に先行又は後続する住居間の移動

単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の往復の移動が、勤務に就く当日もしくは前日又は勤務に従事した当日もしくは翌日に行われた場合をいいます。

ただし、勤務に就く前々日以前から行われた場合又は勤務に従事した翌々日以後に行われた場合については、交通機関の状況等の合理的な理由があることが必要になります。





【認定事例】

No.20 非番日に給与関係の書類提出のため勤務公署へ出向き、帰宅の途中に発生した交通事故による負傷（非該当）

（災害発生の状況）

A市清掃事務所清掃作業員Xは、非番日であったが給与関係の書類の提出期限であったため、自家用車で勤務公署へ行き、書類提出後、再び自家用車を運転して帰宅の途中、午後3時40分頃、市道交差点で信号待ちをしていたところ、後ろから来た乗用車に追突され負傷した。

なお、経路は合理的なもので、逸脱・中断は認められなかった。

（説明）

本件は、非番日において給与関係の書類を提出する目的で勤務公署と自宅を往復する行為が、勤務のための通勤と認められるか否かが問題となります。給与関係の書類を提出する行為は、職員にとっては当然の行為ですが、勤務とみることはできません。したがって、本件は、勤務のための通勤とは認められず、通勤災害に該当しないとされたものです。

なお、給与関係の書類を提出するための通勤を任命権者の支配拘束性の及ぶ特別の事情の下における出退勤とみることもできないので、公務上の災害とも認められません。

【認定事例】

No.21 勤務終了後、勤務公署内にて組合活動に3時間費やしてからの退勤途上での負傷（非該当）

（災害発生状況）

O市職員Cは市の労働組合に加入しており、職場の支部長を務めている。その日は勤務終了後に所属の会議室で同組合の今後の日程についての会議が行われ、Cもこれに出席した。この会議は3時間に及び、Cは会議終了後すぐに帰宅したが、自宅付近まで来たところで後方から走ってきた自転車に接触し負傷した。

（説明）

勤務が終了した後に組合活動やサークル活動等、業務に関係のない用事で職場に残ると、基本的にはその後の退勤は「勤務」との関連性が失われます。

しかし、ストで交通機関が動かなくなった、台風などの自然災害で帰宅することができなくなったといった事情があつて職場に残ることはもちろん、同僚と世間話をするとといった私的で勤務と関係のないことをして居残った場合であってもその時間が「勤務と帰宅との関連性を失わせるほどの時間」にまで及ばないものであれば、その後の退勤途上で被災した場合、合理的経路上であつた等の他の要件を満たす限り通勤災害として取り扱われることになっています。

この「勤務と帰宅との関連性を失わせるほどの時間」とは、概ね2時間程度とされており、その後の退勤に被災した場合についても通勤災害として認められると考えられます。

このことから、本件でCが行った3時間の組合活動は勤務との関連性を失わせるほどの長時間であるということができ、Cの負傷については、通勤災害非該当となります。

ただし、この組合活動が、地方公務員法に規定されているO市当局との交渉であつた場合については、適法な職員団体の活動であり、純然たる私的行為とは異なるもので、その態様、時間から見て妥当性が認められる場合は、2時間程度を超えたあとに退勤した途上の災害であつても、通勤災害該当となる可能性があります。

したがって、行われた組合活動の内容を詳細に精査する必要があります。

(2) 「住居」について

「住居」とは

職員が居住して、日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所など

「住居」とは、生活の本拠としての場所を原則としていますが、勤務との関連で一時的にこれを代替するものも含まれます。

また、転勤又は住宅事情のやむを得ない事情のため同居していた配偶者等と離れて単身赴任等をしている者が、家族と過ごすために、週末等を利用して、勤務場所から家族の住む自宅に帰り、週明け等にそこから勤務場所に出勤する、いわゆる「週末帰宅型通勤」の通勤途上における災害に関しては、次の要件のすべてを満たす場合に限り、その家族の住む自宅も「住居」として認められます。

家族の住む自宅が「住居」と認められる場合

次のいずれの要件もすべて満たす場合

① 勤務場所における住居と家族の住む住居の2か所を置かなければならない合理的理由があること

※ この場合の合理的な理由は、必ずしも、「勤務のため」とらわれるものではありません。

② 勤務場所と家族の住む自宅との往復が、反復・継続的に行われていること

※ 距離、所要時間等が社会通念上合理性が認められる妥当なものであり、概ね月1回以上、反復・継続的に行われていることを要件としています。

なお、単身赴任者等には、転勤先において家族と離れて生活する独身者も含まれますが、この場合の独身者は、例えば、長期にわたり病床にある親族の看病をするため、又は独身者が扶養している親族の看病をするため等の家族の事情等、単身赴任者と同様に、家族生活の維持という観点から親族の住む住居が本人の生活の本拠地とする合理的理由がある場合に限られます。

また、職員が出張又は研修で同一宿泊施設に宿泊し、それが、概ね1か月以上の長期間にわたった場合は、その宿泊施設を「住居」として取り扱うこととしています。

「住居」と認められる例

- ・ 家族と共に生活している家
- ・ 単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家
- ・ 通常勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所
- ・ 交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等

「住居」と認められない例

- ・ 地方出身者の一時的帰省先
- ・ 単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居
- ・ 家族とともに郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家
- ・ 私用で宿泊した友人宅、親戚宅等

「住居」と認められる例

- ・ 家族が長期入院し、看病する必要がある場合の病院
- ・ 台風等で非難した場所から出勤する場合の当該避難場所

「住居」と認められない例

- ・ 不可抗力等事情がなく退勤時間が遅くなり、一時的に帰った実家

【認定事例】

No.22 単身赴任者の「週末帰宅」の出勤途中に発生した交通事故による災害（該当）

（災害発生の状況）

S 県企業局職員 U は、勤務の都合上、妻子を自宅に残し、単身で赴任して発電所近くの職員寮に入居しているが、毎週土曜日、祝日の前日、給料日等週平均 2 日程度は、発電所から約 80km（自家用車で約 2 時間程度）離れた自宅へ帰っている。

4 月 8 日（月）は、4 月 6 日（土）から自宅に帰っていたので、午前 7 時 20 分頃、自家用車で出勤したが、C 市内の交差点において後続車に追突され負傷した。

（説明）

本件の場合、U は、公務の都合上やむを得ず単身赴任し、週 2 日程度、妻子の居る自宅に帰って生活しているものであり、反復性、継続性が認められるので、当該自宅は「住居」として取り扱われ、通勤災害に該当するとされたものです。

（3）「勤務場所」について

「勤務場所」とは

職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所

「勤務場所」は、通常の場合、職員が勤務する勤務公署ということになりますが、公務遂行性が認められる研修会場、レクリエーション行事の開催場所（公務災害と認定される場合に限る。）、出張の場合の用務先も「勤務場所」と認められます。

また、いわゆる外勤業務に従事する職員で、特定の区域を担当し、当該区域内にある数か所の用務先を受け持って自宅との間を往復する者については、自宅を出発して合理的経路及び方法により最初の用務先に就くまでの間及び最後の用務先を出発して自宅に着くまでの間を「通勤」と認めることとしています。これらに該当する事例としては、教師の家庭訪問等があります。

「勤務場所」と認められる例

- ・ 通常の勤務提供の場所
- ・ レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の開催場所
- ・ 教師の家庭訪問先

「勤務場所」と認められない例

- ・ 同僚との懇談会、同僚の送別会の会場

(4) 通勤の「始点・終点」について

通勤は、主に住居と勤務場所との間を往復する移動であり、「住居」と「勤務場所」がそれぞれ通勤の「始点」と「終点」となります。

一般的に、住居、勤務場所と通勤経路との境界は、不特定多数の者が自由に通行できるかどうかによって判断することになります。

「住居」と通勤経路との境界	「勤務場所」と通勤経路との境界
門又は扉 ・ 一戸建ての場合 ⇒ 門 ・ マンション、アパート等の集合住宅 ⇒ 各戸の玄関の扉 (共用の廊下、階段は通勤経路) ・ 寮等 ⇒ 内側に一般の人が中に入れない 門、扉(寮内の廊下、階段は住居)	勤務公署の門等 (勤務場所の敷地の入口) ・ 勤務公署の敷地内にバスの停留所や公道がある場合 ⇒ 勤務公署の玄関 ・ 民間の営業所等が入居しているビルに事務室がある場合 ⇒ 事務室の出入り口

【認定事例】

No.23 バイクで出勤中の職員が勤務公署の入口の門扉を通過中、バイクが門扉のレールですべたために公道へ転倒したところ、通行中の車に衝突して負傷
(通勤災害非該当、公務災害該当)

(災害発生状況)

P市福祉施設勤務職員Fがバイクで出勤した際、勤務公署の入口の門扉を通過中、バイクが門扉のレールですべたために公道へ転倒し、その際、通行中の車に激突して負傷した。

(説明)

通勤の始点・終点に係る境界については、原則として一般人の通行が自由に認められる地域であるか否かで判断することとなり、「勤務場所」の境界は原則として門を持って判断することとなります(門扉主義)。

しかしながら、勤務公署が県庁や病院等のように、敷地が広く、一般人の通行が自由におこなわれていることが考えられる場合は、敷地内も一般の通勤経路上と同様のものと解されるため、通勤の終点は、敷地の門ではなく、職員の勤務する庁舎(建物)の玄関に至った時点とされています。

本件の場合、当該福祉施設の門扉内側の敷地には一般人の通行は行えないものであるため、門扉が通勤の「終点」となります。本件については、道路と勤務公署の境界に設置してある門扉のレール上でバイクが滑ったため公道に転倒したものであり、当該レールは門扉の付属物であることから、本件は勤務公署の中での災害と解され、通勤災害には該当しません。

したがって、本件転倒事故は、勤務公署における準備行為中の災害と評価することとなり、職員Fは公道上で負傷しているものの、負傷原因が勤務公署内で発生していることから、公務災害として取り扱われることとなります。

(5) 「合理的な経路・方法」について

「合理的な経路・方法」とは

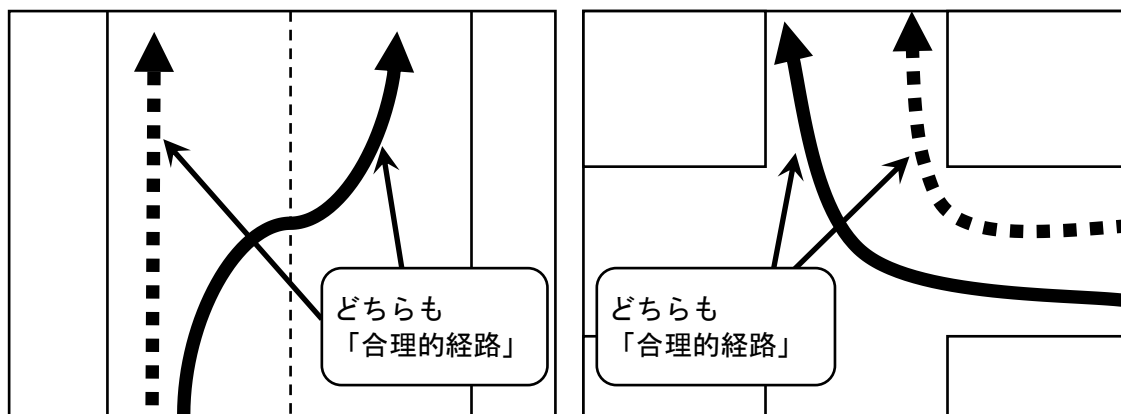
「合理的な経路」… 社会通念上、一般に、職員が用いると認められる経路

「合理的な方法」… 経験則上、通勤のための手段として適当であり、かつ、安全であると認められる方法

通勤経路は、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、通勤に伴う合理的必要行為のための経路など一つに限定されるものではありません。通常利用することが考えられる経路が複数ある場合は、それらの経路についても合理的な経路と認められることとなります。

しかし、これらの合理的経路は、通勤の方法、手段と併せて合理的なものであることを要しますので、時間的に最短の距離を通るものであっても、通常認められないような手段であれば、合理的経路とは言えません。

なお、道路については、右側、左側いずれを通行していても順路であれば、仮にささいな行為を行うための横断行為があったとしても、経路と認められます。(道路は一本の「線」として認め、交差点、駅構内などの経路の分岐する場所はひとつの「点」として認めることにしています。)



「合理的経路」と認められる例

経路の合理的解釈によるもの

- ・ 定期券による経路
- ・ 通勤届による経路
- ・ 定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路

通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

- ・ 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路
- ・ 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路

「合理的経路」と認められない例

- ・ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
- ・ 鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路

「合理的経路」と認められる例

通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為（続き）

- ・ 座席確保や急行列車利用のため 1 ～ 2 駅戻る経路
- ・ 誤って 1 ～ 2 駅乗り越して戻る経路
- ・ 乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路
- ・ 通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路
- ・ 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路
- ・ 自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路

共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路

「合理的方法」と認められる例

- ・ 電車、バス等公共交通機関を利用する場合
- ・ 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合
- ・ 徒歩による場合

「合理的方法」と認められない例

- ・ 運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合
- ・ 飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合
- ・ 高速道路など徒歩などによる通行が禁止されている場所を通行する場合

【認定事例】

No.24 出勤途中、実母を実家まで迎えに行く際に負傷した災害（非該当）

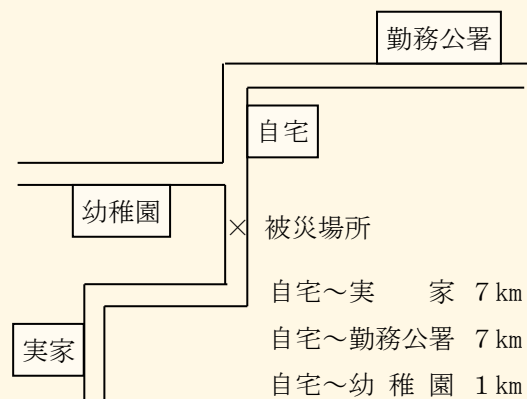
（災害発生状況）

中学校教員であるNは、子供が通っている幼稚園の登園時間と被災職員及び妻の勤務開始時間が同時刻（午前8時30分）のため、Nの実母に子供の送迎及び幼稚園終了後の世話をしてもらうために、Nが毎朝実母を実家まで迎えに行きNの自宅近くで実母を降ろし、出勤している。

Nは、被災当日の午前8時頃、実家までNの実母を自家用車で迎えに行ったところ、自宅と実家との途中の道路で事故を起こし負傷した。

（説明）

通勤とは、職員が住居と勤務公署との間を合理的経路及び方法で往復する行為ですが、社会事情の変化に伴い、共働きの職員で、両親等と同居しておらず子供を託児所に連れて行くための経路についても通勤に伴う合理的必要行為のための経路として認められています。



本件の場合、Nは子供の送迎をNに代わってしてくれる実家の母親を迎えに行く途中に被災したものであり、共働きの職員が子供を託児所に連れて行く行為とは全く別のもので、通勤に伴う合理的必要行為とは認められないため、通勤災害には該当しないとされたものです。

ア 「逸脱・中断」について

「逸脱・中断」とは

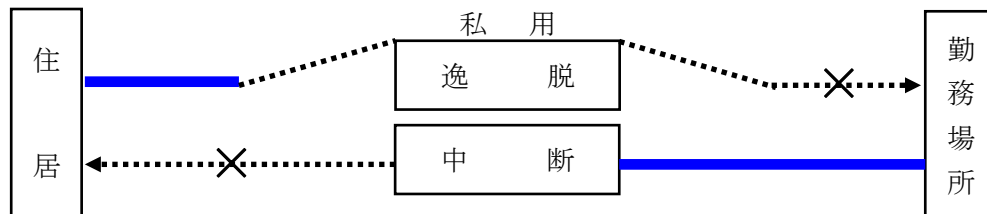
「逸脱」…通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること

「中断」…合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと

職員が、通勤の途中において逸脱又は中断する場合には、勤務提供との関連性というよりも、逸脱又は中断の目的に関する行為と考えられるので、当該逸脱又は中断と認められた時点から、その後は一切通勤とは認められないこととなります。

逸脱又は中断に該当するか否かは、通勤途上にある個々の職員について、その行動の目的やそれに要する時間、あるいは場所等の各要素を総合的に判断して決定することとなります。

逸脱又は中断が日用品の購入等でない場合 （経路に復したとしても通勤とはない。）



「逸脱・中断」に該当する例

- ・通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等での飲食等をする場合
- ・観劇等のため回り道をする場合
- ・同僚の送別会に行く場合
- ・冠婚葬祭に行く場合

「逸脱・中断」には該当しない例

- ・用便のため通勤経路から少し離れた公衆便所等に立ち寄る場合
 - ・気分が悪くなり、通勤経路から少し離れた公園の木陰のベンチで短時間休む場合
 - ・経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合
 - ・経路上又は駅構内の売店で、ソバ、コーヒー、牛乳等を立食、立ち飲みする場合
- （上記4点については「ささいな行為」として「逸脱・中断」として扱わない）
- ・交通機関が不便（交通機関を乗り継ぐ又は運行便数が少ない等）なため、駅又はバスの待合所で長時間にわたって、時間待ちをする必要がある場合において、これらの待ち時間を利用して近辺の本屋で立ち読みをする場合や近辺をウィンドウショッピングする場合

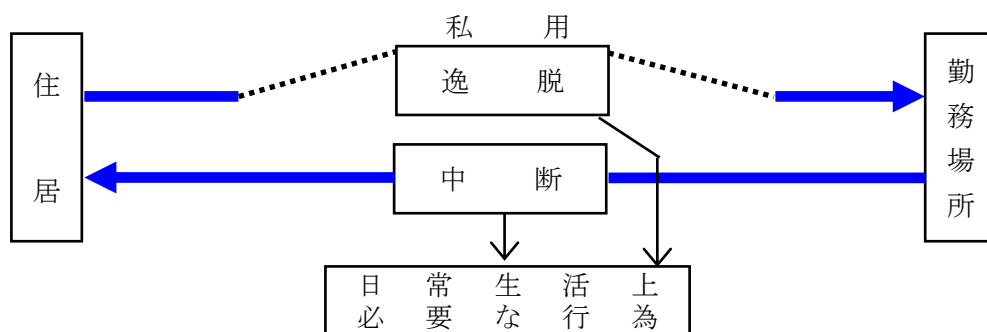
(6) 「日常生活上必要な行為」について

職員が、通勤の経路を逸脱又は往復を中断した場合は、その逸脱又は中断の間及びその後の移動は、「通勤」とはしないこととされていますが、その逸脱又は中断が、「日常生活上必要な行為」であって、総務省令で定めるものを「やむを得ない事由により行うための最小限度のもの」とであるときは、その逸脱又は中断の間を除き、「通勤」として取り扱うこととされています。

通勤の実態をみると、日常、通勤途上において、その経路を逸脱又は中断することは稀ではありません。むしろ、職員が社会生活を行っていく上では、通勤途中に種々の逸脱又は中断の要素が介在します。

そこで、逸脱又は中断ではあっても、それが日常生活上必要な行為を行うためのものであり、かつ、最小限度のものについては、特例として、その逸脱又は中断の間を除き、合理的経路に復した後は「通勤」として認めることとされているものです。

逸脱又は中断が日用品の購入等である場合（経路に復した後は通勤とする。）



【内面の意思と外形的事実】

被災職員があらかじめ、「今日は帰宅途中の駅で下車して、〇〇（私用）をするぞ！」との意思を示したにもかかわらず、被災地点が途中下車する前の、合理的な経路上で発生した場合は、外形的には「通常の合理的経路を帰宅中の災害」となるため、敢えて被災職員の内面の意思は問わず、外形的事実から判断することになります。

「帰りに麻雀屋に立ち寄る」と同僚に明言して、勤務公署を退庁したものの、途中で気持ちが変わる等して麻雀屋に立ち寄ることなく帰宅していた、合理的経路上において負傷した場合

他に特別な事情のない限り、内面の意思については問わずに通勤災害として取り扱います。

帰宅途中に「ゴルフの練習場に立ち寄る」と明言し、ゴルフ練習場のある駅で途中下車し、駅の構内で転倒して負傷した場合

ゴルフ練習場のある駅で途中下車し、駅の構内で転倒して負傷した場合は、ゴルフ練習場のある駅で途中下車したことにより、内面の意思が外形的な事実として顕在化したと認められるので、途中下車した時点で通勤経路を逸脱したものと見ることができ、その後は一切通勤とは認められないこととなります。

ここでいう、「日常生活上必要な行為」に該当するものとしては、一般に、次のようなものがあります。

① 日用品の購入その他これに準ずる行為

○ 日用品の購入に該当する行為

パン・米・酒類等の飲食料品、家庭用薬品、下着・ワイシャツ・背広、オーバー等の衣料品、石油等の家庭用燃料品、身廻り品、文房具・書籍等、電球・台所用品等、子供の玩具等の日用品を購入する行為

装飾品・宝石等の奢侈品、テレビ・冷蔵庫・ピアノ・自動車・机・たんす等の耐久消費財、スキー・ゴルフ等のスポーツ用品等を購入する行為

→ 「日用品の購入」には該当せず

○ 日用品の購入に準ずる行為

- ・ 独身職員が通勤途中で食事をする行為
- ・ クリーニング店に立ち寄る行為
- ・ 理髪店、美容院に行く行為
- ・ テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く行為
- ・ 税金、光熱水費等を支払いに行く行為
- ・ 市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く行為
- ・ 単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合

- ・ 通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする行為
- ・ 観劇等のため回り道する行為
- ・ 同僚の送別会に行く行為
- ・ 冠婚葬祭に行く行為

→ 「日用品の購入に準ずる行為」には該当せず

② 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

○ 学校教育法第1条に規定する学校に該当するもの

中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

○ 職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設に該当するもの

職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校

○ 上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものに該当するもの

- ・ 学校教育法第124条に規定する専修学校における教育
- ・ 職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練

- ・ 学校教育法第 134 条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し、1 年以上の修業期間を定めて行われるもの
- ・ 教育訓練の内容及び形態が上記に準ずると認められる教育訓練

趣味又は娯楽のためのもの



「教育、職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為」には該当せず

③ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

- 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為
 - ・ 診察、治療のほか、人工透析等を受けるために病院等に立ち寄る行為
- 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為
 - ・ 接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるために施術所に立ち寄る行為
 - ・ 家族の見舞等のため病院等に立ち寄る行為

④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

- 選挙権の行使に該当する行為

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙の投票に行く行為
- 選挙権の行使に準ずる行為
 - ・ 最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為
 - ・ 地方自治法第 76 条、第 80 条又は第 81 条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為
 - ・ 地方自治法第 74 条、第 75 条又は第 86 条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為

⑤ 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

これに該当する場合の介護の対象者

- ・ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ・ 子、父母、配偶者の父母
- ・ 孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ・ 子の配偶者、配偶者の子、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者（職員と同居しているものに限る。）

- 該当する事例
 - ・ 歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合

- ・ 人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎ立てる等の状況にある祖父が施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合

- ・ 単に様子を見に行く場合

- ・ 通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合



「負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者の介護」には該当せず

なお、この「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」については、「やむを得ない事由により行う」ことが、また、そのための逸脱又は中断については、「最小限度のもの」であることが必要です。

この場合の「やむを得ない事由により行うため」とは、日常生活の必要性から、通勤の途中で行わなければならない合理的な理由をいうものです。

また、「最小限度のもの」とは「逸脱」又は「中断」の原因となった目的達成のために要する最小限度の時間、距離等をいうものです。

「やむを得ない事由」「最小限度のもの」と認められる例

- ・ 独身者が帰宅途上にある食堂で40分ほど夕食を摂る場合
(食堂は経路から一番近い食堂に限られるものではなく、社会通念に照らして、一般的に独身者が帰宅途中に夕食を摂るであろうと認められる食堂等であれば、最小限度のものとして取り扱って差し支えない)

「やむを得ない事由」「最小限度のもの」と認められない例

- ・ 独身者が帰宅途上にある食堂で2時間ほど夕食を摂る場合
- ・ 独身者が帰宅途中、食堂で夕食を摂るに際し、度を越した飲酒等を行った場合
- ・ 通勤経路上にスーパーマーケットがあるにもかかわらず、数キロメートル離れたスーパーマーケットが安売りをしているからという理由で、そのスーパーマーケットへ向かう場合

【認定事例】

No.25 帰宅途中に約1時間喫茶店に寄ってお茶を飲んだ後、店の前で負傷(非該当)

(災害発生状況)

G市公民館勤務職員Hが退勤途上、偶然友人の一人と出会い、合理的経路上にある喫茶店に入ってお茶を飲みながら約1時間話をしていた。喫茶店内で友人と別れ、喫茶店を出たところ、通りかかった自転車に接触して負傷した。

(説明)

一般に、職員が通勤経路上の店で渴きをいやすためごく短時間、お茶、ジュース等を立ち飲みするような行為は、ささいな行為として「逸脱・中断」として取り扱わないこととされており、また、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由

により行うための最小限度のもの」は、逸脱又は中断の間を除き、合理的経路に服した後は通勤とされています。

本件は、通常の通勤経路に復した後の災害ですが、Hが喫茶店に立ち寄った行為は、喫茶というよりも雑談であり、このことは「やむを得ない事由」とは言えず、それに要した時間も1時間と長いことから、「最小限度のもの」とも言うことができず、渴きをいやす程度の時間と考えられないものですので、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」とも認められません。したがって、「逸脱・中断」に該当すると判断され、通勤災害に該当しないとされたものです。

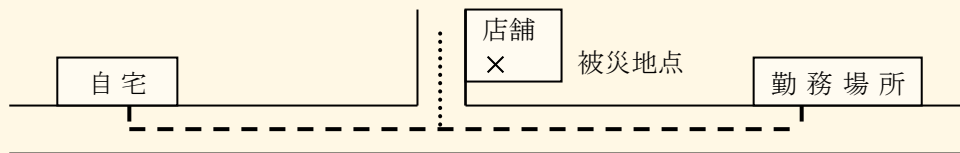
【認定事例】

No.26 出勤途上、通勤経路から外れたコンビニエンスストアで弁当を買おうとして、店内で転倒し負傷（非該当）

（災害発生状況）

中学校教諭Ⅰは夏休みの日直勤務のため、通勤経路から外れた場所にあるコンビニエンスストアに立ち寄り昼食用の弁当を買おうと店内を移動中に転倒し負傷した。

なお、被災職員が勤務する学校は山の上にあり、昼食を買えるような商店が近所になく、被災当日は学校に出勤する職員が一人ひとりであったこともあり、業務に支障のないよう出勤途上に弁当を購入しようとしたものです。



（説明）

本件の場合、弁当の購入は日用品の購入に該当し、また、通勤経路上及び学校付近には日用品を購入できる店舗がなく、日直当番は一人であり、昼に学校から離れられないことから、やむを得ず通常経路から逸脱したものと認められますが、被災場所が店舗内で逸脱中の災害であることから、通勤災害には当たらないとされたものです。

4 公務災害として取り扱われる通勤途上の災害

地公災法第2条第2項において、通勤とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復する移動等をいい、公務の性質を有するものを除くものとするが規定されていますが、ここで「公務の性質を有するものを除くものとする」という趣旨は、「公務の性質を有するもの」、すなわち任命権者の支配拘束下にあると認められる通勤については、通勤災害保護制度の創設前においても、公務災害の対象として取り扱われていたためです。すなわち、「通勤」自体に公務遂行性が認められる場合における通勤途上の災害については、公務遂行性に着目して、公務災害の対象として位置付けているためです。

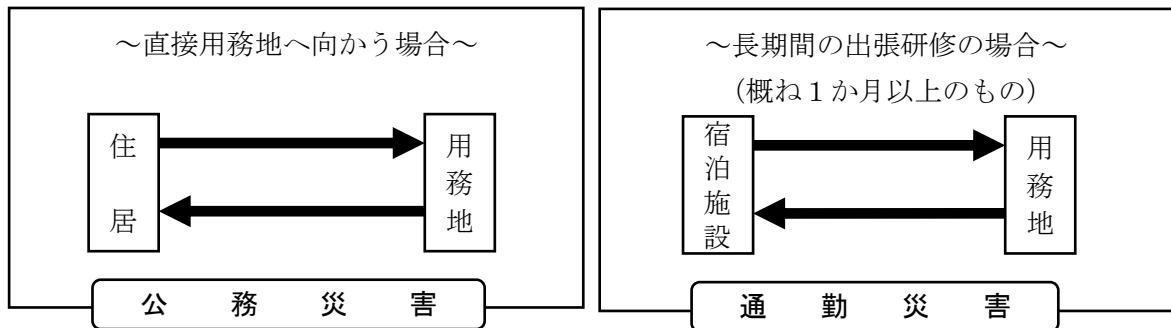
この「公務の性質を有する通勤」を分類すると、次のとおりです。

（1）出張に係る通勤

出張期間中は、服務上、正規の勤務時間を勤務したものとみなすこととされていることから、原則として、任命権者の包括的な支配拘束性が及ぶものとされているので、その全期間を通じて公務遂行性が認められています。

したがって、例えば、出張用務の関係で自宅から直接用務地へ、あるいは用務地から直接自宅へ向かう途上での災害（合理的な経路及び方法による場合に限る。）は、通勤災害としてではなく公務災害として取り扱われることとなります。

しかし、長期間の出張研修（概ね1か月以上）を命ぜられ、出張先の宿泊施設と研修会場との間を往復する場合は、その宿泊施設は、一般に、「住居」としての性格を持つこととなるので、その往復については、これを「通勤」と評価し、その往復途上の災害は、通勤災害として取り扱うこととされています。



(2) 任命権者の支配拘束下にある通勤・特別な状況下における通勤

通勤途上については、一般に、任命権者の支配拘束性が認められませんが、次の場合には、人事管理上の必要性、業務の緊急性、異常な時間帯での出退勤等任命権者の支配拘束性が強く及んでいると認められるので、通勤災害ではなく、公務災害の対象として取り扱われます。

- ① 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又は予め出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ③ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合における当該出勤又は退勤の途上
- ④ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の途上
- ⑤ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑥ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- ⑦ 引き続いて24時間以上（休憩・休息时间、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑧ 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する週休日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ⑨ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を

除く。) の出勤又は退勤の途上

⑩ 週休日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合
(交替制勤務者等にあつては、その日前 1 週間以内に変更された場合に限る。) の出勤
又は退勤の途上

⑪ 上記④～⑩に掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別
の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

「準ずると認められる出勤又は退勤」に該当するもの

- ・ 通常の勤務が終了した後、引き続き 4 時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤
途上
- ・ 特に命ぜられて 1 時間以上早く出勤する場合の出勤途上
- ・ いわゆる異常な時間帯(午後10時から翌日の午前 5 時まで)を 3 時間以上含む勤務
終了後の退勤途上

なお、いずれについても、合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは
早退の状態にある場合には、任命権者の支配拘束性を逸脱したものと認められるので、公
務災害としてではなく通勤災害として該当するか否かを判断することになります。

第4章 第三者加害事案

第1節 第三者加害事案の成立要件

地公災法第59条では第三者の行為によって生じた災害（以下「第三者加害事案」といいます。）について定められています。

第三者加害事案とは、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合で民法等に基づく損害賠償請求権が生ずるものをいい、交通事故、暴行事件、飼い犬による咬傷事故などがその典型例です。したがって、第三者加害事案が成立するためには、①第三者の行為によって災害が生じたことと、②原則として民法上の不法行為が成立することが必要です。

1 第三者とは

地公災法第59条にいう「第三者」とは、「被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のもの」とされています。

したがって、同僚間の事故における相手方職員や、被災職員が属さない地方公共団体も第三者になります。（ただし、同僚間の事故で互いに職務遂行中の事故について、基金は同僚職員に求償しない取扱いをしています。）

2 不法行為

(1) 一般的な不法行為（民法第709条）

次の4要件を満たす場合には不法行為が成立し、その行為によって生じた損害を第三者に損害賠償請求することができます。

① 第三者に故意又は過失があること

「故意」：ある行為によって一定の結果が発生される状況であるにもかかわらず、あえてその行為を行うこと

「過失」：ある行為によって一定の結果が発生することことが予見される状況であるにもかかわらず（予見可能性があった）、それを予見せずに行為を行うこと

② 権利がその行為によって違法に侵害されたこと

公務（通勤）災害の場合は、身体・生命に関する権利の侵害に該当し、また、違法性については、その行為が客観的にみて法秩序に反し、非難に値するものであれば足りるとされています。

なお、スポーツ試合中の事故については正当行為として是認され、違法性が阻却されるため、第三者加害事案には該当しません。

③ 第三者に責任能力があること

「責任能力」：自己の行為の責任を弁識するに足る精神能力とされ、その行為が道徳的に悪いということに加え、損害賠償の責任を負うということについても理解する知能のこと。判例では、12歳を超えればこの知能は備わると考えられています。

(小学生以下については通常、責任能力はないとされています。第三者(加害者本人)に責任能力がない場合には、特殊の不法行為(民法第714条等)を検討する必要があります。)

④ その行為により損害が発生したこと

行為と損害との間に相当因果関係があることが必要になります。相当因果関係とは、Aの行為がなければBの結果が生じなかったという条件関係だけでなく、Aの行為があれば通常Bの結果が生じるという程度まで因果関係が認められる必要があります。

(2) 特殊の不法行為等

加害者本人の他にも、民法の特殊の不法行為・自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」といいます。）・国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じる者も第三者になります。

ア 責任無能力者の監督者(民法第714条)

責任能力のない未成年者や責任弁識能力を欠く者の行為について、その者を監督すべき法定の義務のある者(親権者・後見人)及び監督義務者に代わって監督する者(学校長、精神病院長等)は、次の2要件を満たす場合には、損害賠償責任を負います。

- ① 責任無能力者が他人に損害を与えたこと
(不法行為の一般的成立要件を備えていること)
- ② 監督者が監督義務を怠らなかったことを立証できないこと

イ 使用者、代理監督者(民法第715条)

ある事業のため他人を使用する者及び使用者に代わって事業を監督する者(事業主・支店長等)は、被用者の事業の執行につき、次の3要件を満たす場合には、損害賠償責任を負います。

- ① ある事業のために他人を使用すること
- ② 被用者が事業の執行中に損害を与えたこと
(不法行為の一般的成立要件を備えていること)
- ③ 被用者の選任、監督に相当の注意を払ったことを立証できないこと

ウ 土地の工作物等の占有者及び所有者(民法第717条)

土地の工作物の設置・保存又は竹木の植栽・支持に瑕疵がある場合には、その占有者又は所有者は損害賠償責任を負います。

エ 動物の占有者(民法第718条)

動物の占有者(事実上支配する者＝飼い主)又は保管者は、動物の行動につき、次の2要件を満たす場合には、損害賠償責任を負います。

- ① 動物が他人に損害を加えたこと
- ② 動物の保管につき相当の注意を払ったことを立証できないこと

オ 自動車の運行供用者（自賠法第3条）

自動車事故に関する事案については、民法上の規定ではなく、自賠法第3条の規定に基づく「運行供用者責任」を根拠に損害賠償責任の成立の可否を判断することになります。（詳しくは、111ページ参照）

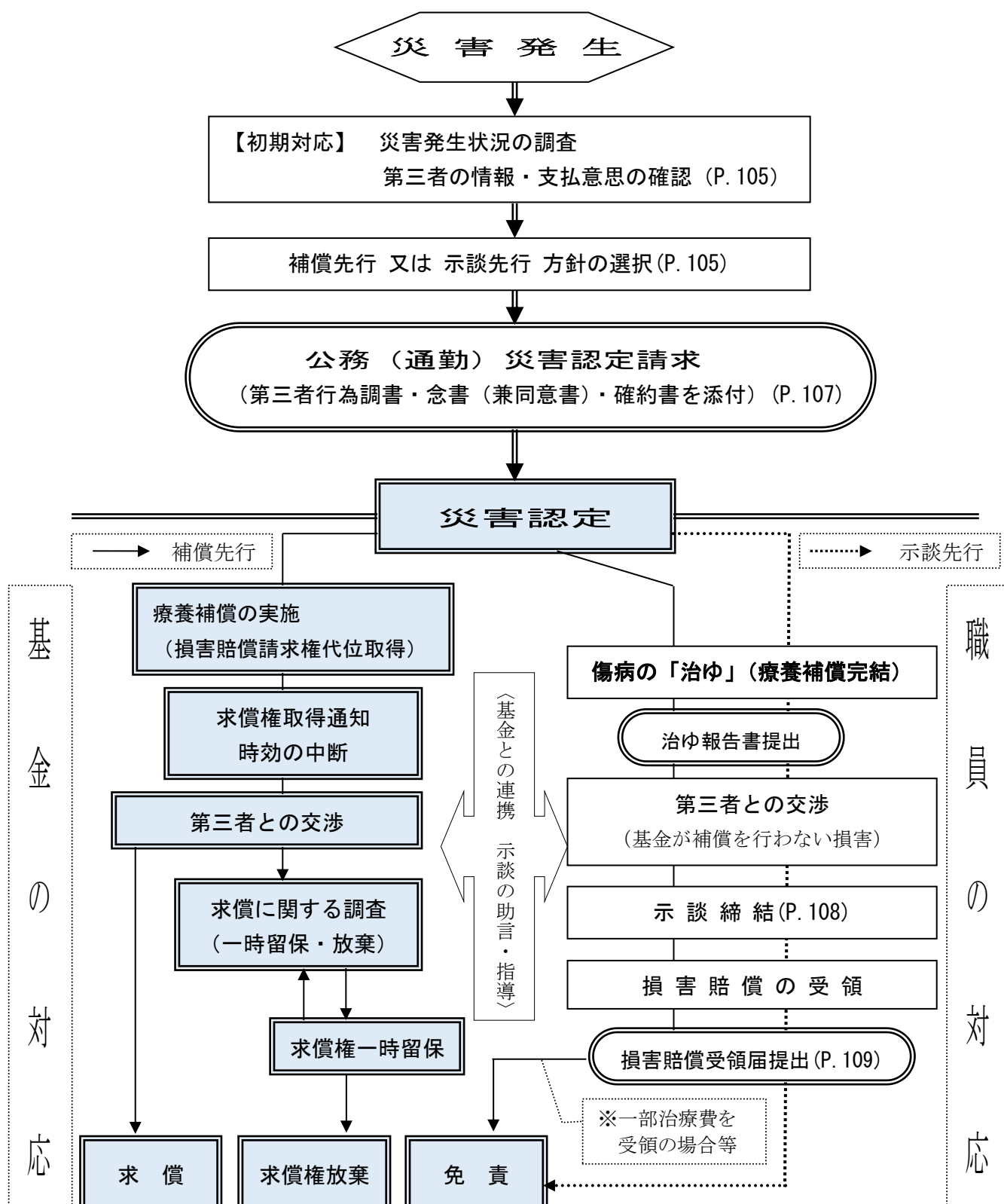
カ 国・地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）

国や地方公共団体は、次のいずれかの場合には損害賠償責任を負います。

- ① 公権力の行使にあたる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたこと
- ② 道路、河川などの公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたとき

第2節 第三者加害事案の事務処理

1 第三者加害事案の事務処理の流れ



2 補償先行と示談先行

第三者加害事案の場合、被災職員は基金へ補償請求ができると同時に、第三者にも損害賠償請求ができますが、被災職員は同一の損害（例：治療費は療養補償に相当。107 ページ参照。）について基金の補償と第三者の損害賠償を重複して受けることはできません。

地公災法第 59 条では、基金が補償を行った場合には、補償を受ける者が第三者に対して有する損害賠償請求権を基金が代位取得するとし、一方で、第三者が被災職員に損害賠償を支払った場合、基金は被災職員に対する補償の義務を免れると規定しています。

実務上は、公務（通勤）災害認定請求時に、災害の発生状況における被災職員の過失の大きさや第三者の支払能力等から、基金へ補償請求をするか、第三者にも損害賠償請求をするか被災職員に選択をしてもらうこととしています。

(1) 補償先行

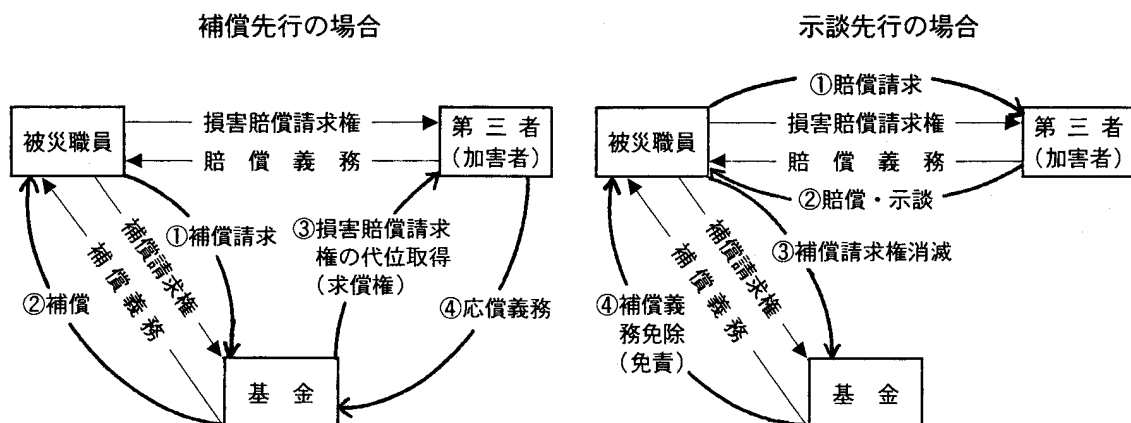
被災職員が補償と同一の損害（例：療養補償に対する治療費）について第三者（加害者）から賠償を受ける前に、基金からの補償を受けることです。基金は、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を補償した範囲内で取得し、第三者に対してその支払いを求めること（求償）になります。また、被災職員は、基金から補償を受けた分は損害賠償請求権を失い、第三者に請求はできません。

なお、第三者（加害者）が職務遂行中の同僚職員である場合は、地方公共団体がその使用者としての損害賠償責任又は国家賠償法による損害賠償責任を負うことになることから、使用者たる地方公共団体に代わって補償を行う基金としては同僚職員への求償は行いません。

(2) 示談先行

被災職員が基金からの補償を受ける前に、補償と同一の損害（例：療養補償に対する治療費）について第三者から賠償を受けることです。被災職員が受領した損害賠償については、基金は補償の義務を免れること（免責）になります。

【第三者加害事案の関係図】



3 認定請求における留意事項

(1) 災害発生後の初期対応

ア 災害発生状況の調査

認定請求にあたっては災害発生状況をできるだけ正確かつ詳細に調査することが極めて重要です。時間が経つと記憶があいまいになるとともに、証拠も少なくなっていくますし、第三者加害事案（特に交通事故事案）の場合は過失割合の認定にも関わりますので、災害発生状況を迅速に把握することはもちろん、できるだけ相手方との間で災害発生状況の事実認識を一致させるように努めてください。

イ 第三者の情報と支払意思の確認等

相手方の住所、氏名、連絡先、職業など基本的な情報を確認し、交通事故事案の場合は、更に自動車保険の加入の有無、保険会社名、保険証書番号の確認、警察への届け出（事故証明書を後日入手する）をする必要があります。

「補償先行」を選択する場合、相手方に「公務（通勤）災害として扱う」ことを伝えるとともに基金が補償した治療費を支払う意向や言い分を聞き、基金から後日求償について連絡があることを伝えておいてください。なお、公務（通勤）災害の場合、原則として共済組合員証（健康保険証）は使えず、使用したとしても基金からの求償は3割の自己負担分だけでなく、10割分に対して行うこととなりますので、相手方にもその旨伝えてください。

相手方が全面的に過失を認め、治療費全額の支払いを行う意思と資力がある場合は「示談先行」を選択する方が、治療費以外の損害を含めた全ての損害について一括して交渉を進められるという利点があります。

ウ その他

被災職員本人は治療のため自ら相手方と話しをできない場合も考えられますし、公務（通勤）災害は使用者としての責任に基づいて職員の被った損害を補てんするものですので、所属担当者・任命権者は責任を持って被災職員のサポートをお願いします。

(2) 補償先行・示談先行の選択

公務（通勤）災害認定請求にあたり、被災職員は補償先行又は示談先行とするかについて選択する必要があります。この選択は基本的に被災職員の意思によりますが、当支部では、療養補償については、特段の理由がない限り、実務上次表のように取り扱うこととしています。補償先行の場合でも、慰謝料、物的損害等については補償対象となりませんので、賠償を受ける場合は被災職員が相手方と交渉する必要があります。なお、障害補償や遺族補償については、様々な方法で逸失利益が算定され、基金の補償を先行すると求償・免責事務が複雑になることもあるため、原則「示談先行」とすることをお願いしています。

○ 療養補償（治療費等）に係る補償先行・示談先行の選択指針と基本処理方針

状況	過失	保険	損害※3の程度	選択指針	基金の処理方針	備考
事故・相手方の状況	被災職員の過失	相手自動車に付されている保険	自賠償限度額（120万円）の範囲か	示談先行※1か 補償先行※2か	求償はどうするか	
加害者不明 又は 所在不明				補償先行	放棄	3年経過時に状況変化がなければ放棄
交通事故	過失なし	任意あり 自賠償あり		示談先行	（求償なし）	示談後、任意保険会社から全額支払い
		任意なし 自賠償あり	範囲内	示談先行	（求償なし）	被災職員側が自賠償保険に被害者請求※4
			範囲超	補償先行 （示談先行）	自賠償求償 残額は加害者求償	加害者から残額全額の支払いを受けられるならば示談先行
		任意なし 自賠償なし		補償先行 （示談先行）	加害者求償予定	加害者から全額支払いを受けられるならば示談先行
	過失あり	任意あり 自賠償あり	範囲内	示談先行	（求償なし）	任意保険会社が全額支払いに応じるため示談先行※4
				職員側 重過失	補償先行	任意保険会社は通常、交渉に応じず、自賠償保険も重過失減額されて支払い
			範囲超	補償先行	任意求償予定	過失割合について任意保険会社と交渉が必要
		任意なし 自賠償あり	範囲内	示談先行	（求償なし）	被災職員側が自賠償保険に被害者請求※4
				職員側 重過失	補償先行	自賠償保険は重過失減額されて支払い
			範囲超	補償先行	自賠償求償・（残額加害者求償）	相手責任分を自賠償保険から収入できれば加害者求償は行わない
		任意なし 自賠償なし		補償先行	加害者求償	過失割合について加害者と交渉が必要
				補償先行 （示談先行）	加害者求償	加害者から全額支払いを受けられるなら示談先行
交通事故以外	過失なし			補償先行 （示談先行）	加害者求償	加害者から全額支払いを受けられるなら示談先行
	過失あり			補償先行	加害者求償	過失割合について加害者と交渉が必要

※1 示談先行の場合、治療費等は通常、保険会社（又は加害者）が直接病院等に支払います。あるいは、被災職員が一時立替えて、その後、保険会社（又は加害者）から支払いを受けます。

2 補償先行の場合、治療費等は通常、基金が直接病院等に支払います。あるいは、被災職員が一時立替えて、その後、基金から支払いを受けます。

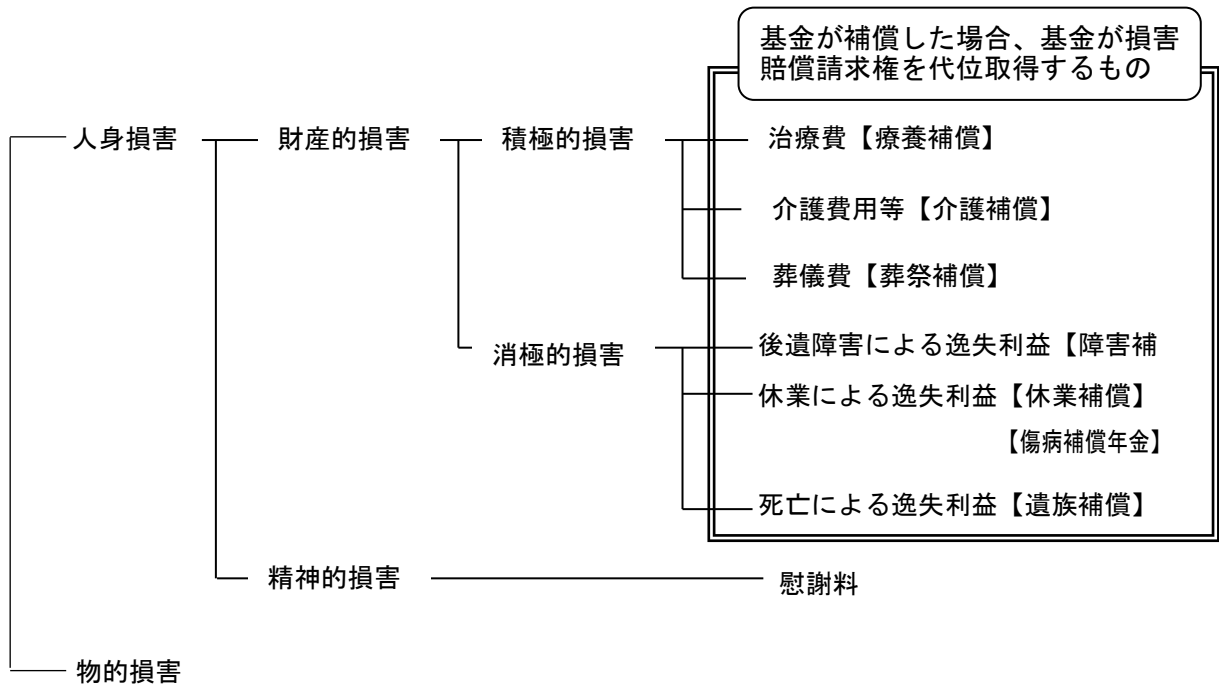
3 負傷の損害は、治ゆまでに至る治療費と慰謝料が中心となりますが、通院費、入院雑費、休業損害なども含まれます。

4 目安として自賠償限度額（120万円）の範囲を超えそうであれば補償先行を選択した方が無難です。

5 加害者が業務中の同僚職員である場合は、求償方針に「加害者求償」とあるのは「放棄」と読み替えてください。なお、公用車の任意保険は使用できませんので注意してください。

【参考】損害の種類と基金の補償の関係

被災により職員に生じる損害と基金による補償の関係は次のような関係にあり、精神的損害と物的損害は基金による補償の対象とはなりません。



なお、被災職員にも過失がある場合には、その割合により過失相殺が行われます（民法第722条2項）。交通事故の過失割合の算定方法としては、別冊判例タイムズ第38号（民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準全訂5版）などが広く用いられています。

“第三者に請求しうる損害額 ＝ 総損害額 × 相手方の過失割合”

(3) 認定請求時に必要な書類

第三者加害事案の場合は、求償・免責事務のため、通常事案の場合の請求書類に加えて次の書類も提出が必要となります。（記載例も参照してください。）

① 第三者行為調書（交通事故／交通事故以外）

「第三者行為調書」は、被災職員から災害発生状況の詳細、相手方の情報、交渉状況及び補償の方針を記載してもらうものです。記載事項は求償・免責事務の処理をすすめるにあたって、極めて必要な情報ですので、記載漏れのないよう注意してください。特に交通事故の場合、車両所有者・保険加入状況については漏れのないようにしてください。

また、相手方に支払い意思・能力がない場合には、その理由をできるだけ詳しく記載し、相手方が不明（所在不明も含む）の場合は、その旨を記載するとともに、分かっている範囲で相手方の状況について記載してください。なお、個人情報保護の観点から情報を収集することが困難な場合もありますので、相手方とトラブルにならない範囲で可能な限りの記載をお願いします。

② 念書（兼同意書）

被災職員が基金に断りなく、補償を受ける前後に相手方の賠償責任を免除したり、示談を締結してしまうと、基金の相手方への求償権が妨げられる事態が生じることがあり

ますので、そのようなことのないよう、あらかじめ被災職員に記載してもらうものです。物損や慰謝料等は基金の補償対象外のため、被災職員が相手方と交渉することとなりますが、この交渉においても「念書（兼同意書）」の記載事項に反しないよう十分注意してください。

③ 確約書

補償先行の場合、補償額が確定した後、相手方へ求償をすることとなりますが、相手方の支払い意思を確認できる場合には、災害発生後に相手方の賠償責任を明確化しその後の交渉を円滑に進めるために、相手方に記名押印して提出してもらうものです。なお、交通事故で相手方が任意保険に加入しており、求償が問題なく行われると考えられる場合や、同僚加害の場合は提出不要です。

④ 交通事故証明書（交通事故の場合）

自動車安全運転センターが発行するもので、警察から提供された証明資料に基づき、交通事故の事実を確認したことを証明する書面です。基金から保険会社等への求償の際に必要となります。

（人身事故用を添付してください。示談先行の場合は写しを添付してください。）

4 示談について

「示談」とは、加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払いを約束し、被害者はその支払いを受けることにより、それ以後加害者に一切の請求を行わないという当事者間の合意をいいます。口頭でも有効ですが、後日争いが生じるおそれがあるので、書面にする必要があります。

「示談」の交渉相手は、賠償責任のある者を確認し、その中から支払能力のある者を選んで相手方とするのが適当です。また、代理人と交渉するときは、その代理権の内容を委任状により確認する必要があります。

また、「示談」の時期については、原則として、総損害額が明確になる治癒後に行うことが適当ですが、一方で、損害賠償請求権は事故発生日から3年間で時効により消滅（民法第724条）し、自賠責保険への被害者請求権は3年間で時効になりますので、注意が必要です。

次の場合も「示談」に準じた扱いとなります。必ず事前に基金にご相談ください。

- 自賠責保険に被害者請求を行う場合
- 被災職員が加入する人身傷害保険や無保険車傷害保険*から保険金の支払いを受ける場合

※ 約款に「保険金を支払った場合、保険金の限度内で、保険金請求権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険会社が取得する。」等の条項のある保険

(1) 示談に際して基金との連携について

いったん「示談」を締結するとやり直しがききません。公務（通勤）災害となった場合、基金は示談の内容を踏まえて求償や免責の手続を行うこととなりますから、第三者との交渉において、被災職員と基金は一定の連携が必要となります。

第三者加害事案の場合、認定請求時に被災職員から念書（兼同意書）を提出していただ

きますが、求償や免責の手續に支障をきたすことを避けるため、念書（兼同意書）の記載にあるように「示談」にあたっては必ず事前に基金の了解を得るようお願いします。基金としては、適正な示談が行われるように助言等をします。

求償や免責の手續に支障をきたしますので、次の点には特に留意してください。

○ **内訳の不明な示談は行わないこと**

「見舞金」などの名目で“一切の損害賠償として〇〇円支払う”といった「示談」をしてしまうと、治療費、慰謝料、物損、後遺障害逸失利益など、損害賠償の内訳がわからなくなり、免責額又は補償額の算定に支障をきたします。

○ **不当に低い賠償額となる示談は行わないこと**

例えば後遺障害を残した場合、逸失利益に関する損害額を一般的に認められた計算方法で算定できるにもかかわらず、自賠責保険の限度額にも満たない水準で済ませるなど低額な賠償額での示談を行うと、基金は必要以上の補償を行うことになると同時に、基金が差額の補償を行った場合でも相手方に求償できなくなります。

○ **補償を受ける前に損害賠償請求権を放棄しないこと**

“治療費は基金が支払う”といった、治療費の請求を放棄する示談を基金の補償前にすると、基金はその後補償しても相手方に求償できなくなります。

○ **基金の了解なく物損等における過失割合を決めないこと**

基金の補償が終わらないうちに物損の示談にあたって過失割合を決めてしまうと、人身損害に係る基金の求償にも影響をもたらす、基金の意向が反映できなくなるおそれがあります。

(2) **その他示談にあたっての留意事項**

ア 基金の請求権の明示

補償先行事案において示談をする場合には、基金が補償として支払った治療費等については別途基金が請求権を持つことを明示し、示談書に基金からの求償に応じる旨も記載（例：「治療費等については地方公務員災害補償基金神奈川県支部からの求償に応じるものとする。」）して、基金の求償権の取得・行使を妨げることをないようにしてください。

また、将来の後遺症や再発の取扱いについても記載することが適当です。

イ 「損害賠償交渉状況等報告書」と「損害賠償受領届」の提出

示談を終えて「損害賠償受領届」を提出いただくまで、毎年3月及び9月に、「損害賠償交渉状況等報告書」を、所属団体の担当を通じて基金に提出してください。

「示談」の締結後は速やかに、「損害賠償受領届」を所属団体の担当を通じて基金に提出してください。「示談書の写し」と「金額算定書等の写し」も添付してください。

5 所属担当者・任命権者の役割

第三者加害事案の場合、被災職員1人では治療を受けながら相手方との交渉も行わなければならない、極めて負担が重くなります。また、公務（通勤）災害は使用者としての責任に基

づいて職員の被った損害を補てんするものですので、公務（通勤）災害認定請求書、第三者行為調書等の作成、提出について、所属担当者・任命権者は積極的に協力してください。

また、認定後も療養状況や相手方との交渉状況を把握し、事案の完結まで責任を持って被災職員をサポートしてください。

なお、次の点については特に留意くださいますようお願いいたします。

(1) 示談先行事案における療養状況の把握

示談先行とした場合には、基金の補償は行いませんが、第三者（加害者）等による治療費等の支払いが順調に行われているか否かを確認し、順調に行われていない場合は、基金支部に連絡し、指示を受けるようにしてください。

また、“当初は「総損害額が自賠責の範囲内」と考えて示談先行を選択したが、その後長期療養を要することが判明し、自賠責の範囲を超えてしまう”などの場合も考えられます。原則、認定請求時に被災職員が選択した示談先行を、認定後に補償先行へと切り替えることは想定していませんが、療養内容や相手方との交渉状況等を踏まえ、やむを得ないと考えられる場合は、個別に基金へご相談ください。

(2) 交渉状況の把握

相手方との示談の内容は、基金の求償・免責事務に重要な影響をもたらしますので、基金の了解を得ずに安易に不利な示談をすることのないよう、交渉状況について被災職員へ聴取するなどして把握することをお願いします。また、基金からの求償に対して相手方から異議が示された場合や相手方不明の場合、示談先行事案については、必要に応じて基金から交渉状況等について調査・照会を行う場合がありますので協力をお願いします。

なお、毎年3月及び9月に「損害賠償交渉状況等報告書」を提出いただき、示談締結後には「損害賠償受領届」の提出も指導してください。

第3節 自動車事故に関する保険

1 自賠責保険

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）は、自賠法に基づき、自動車による人身事故の被害者を救済するために、原動機付自転車を含む原則すべての自動車について契約することが義務付けられている保険で、強制保険ともいいます。なお、自賠責保険と同様の内容を持つ自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）が農業協同組合により実施されています。その仕組みは、被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また、かなり定型・定額化されています。

<自賠責保険の特色>

- ① 保険金の支払対象は、人の死傷など人身事故による損害に限定されます。
- ② 被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。
(例：傷害については120万円)
- ③ 被保険者（自動車の所有者、運転者＝加害者）のほか、被害者が直接保険会社に請求できます。
- ④ 過失割合に関係なく、査定損害額について保険金が支払われます。
- ⑤ 損害額は、法令等で定められた基準で定型的に算定されます。
- ⑥ 請求書は各保険会社経由で損害保険料率算出機構の損害調査事務所に送付され、損害調査事務所において損害調査がなされ、その結果に基づいて保険会社が保険金を支払います。

(1) 「運行供用者責任」の概念

自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者※）は、次の2要件を満たす場合には、損害賠償責任（＝運行供用者責任）を負います。

- ① 自動車の運行により他人（運転者及び運転補助者を除く。）の生命又は身体を害したこと

「運行」：自動車を運転走行させている場合のほか、人又は物を運送するとしないうにかかわらず自動車を当該装置の用い方に従い用いること。次のような場合も含まれるとされる。

- ・ ダンプカーの荷台、収集車の回転板等の操作
- ・ ドアの開閉

- ② 免責事由に該当しないこと（次の3要件すべてを立証できること。この立証は非常に困難で、事実上の無過失責任となっている。）

- ・ 運行に関し注意を怠らなかったこと。
- ・ 被害者又は運転者以外の者に故意・過失があったこと。
- ・ 自動車の構造上の欠陥や機能の障害がなかったこと。

※「運行供用者」

自動車の運行支配（所有権、賃借権等の使用権を持つ、あるいは事実上支配して自由に使用できる状況にある。）を有し、かつ、その運行利益が自己にある者。（同時に複数名が存在しうる。）

(2) 保険金・損害賠償額の算出方法とその限度額

自賠責保険は、大量の事案を迅速かつ公正に処理するために、自動車損害賠償責任保険の保険金及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号）により、支払額を算出しており、また、支払限度額が政令（自賠法施行令第2条）によって定められているために、算出方法は定型的になっています。

ア 傷害による損害

傷害による損害 = 治療関係費 + 休業損害 + 慰謝料

支払保険金限度額：被害者1名について120万円

イ 後遺障害による損害

後遺障害による損害 = 逸失利益 + 慰謝料支払

支払保険金限度額：被害者1名につき障害等級（第1級から第14級まで）ごとに定められています。公務員の場合、通常は算定損害額が限度額を超えるので、限度額が支払われます。

ウ 死亡による損害

死亡による損害 = 葬儀費 + 逸失利益 + 慰謝料

支払保険金限度額：被害者1名につき3,000万円。公務員の場合、通常は算定損害額が限度額を超えるので、限度額3,000万円が支払われます。

※ 自賠責保険の支払限度額（平成14年4月1日以後の事故発生分）

1. 死亡した者		
	死亡による損害	3,000万円
	死亡に至るまでの傷害による損害	120万円
2. 傷害を受けた者		
	傷害による損害	120万円
	後遺障害による損害	75～4,000万円
	神経系統の機能や精神・胸腹部への著しい損害で、介護を要する傷害	
	1級（常時介護を要する）	4,000万円
	2級（随時介護を要する）	3,000万円
	上記以外の障害	
	1級	3,000万円
	～	～
	14級	75万円
3. 仮渡金		
	死亡した場合	290万円
	傷害を受けた場合	5～40万円

(3) 重過失減

損害額が保険金支払限度額に満たない場合には原則として損害額全額が支払われますが、①被害者に重大な過失がある場合 と ②受傷と死亡・後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合 には減額が行われます。

○ 「重大な過失」の場合の減額率

過失割合	減額割合	
	死亡・後遺障害 の場合	傷害の場合
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上 8割未満	2割減額	2割減額
8割以上 9割未満	3割減額	
9割以上 10割未満	5割減額	

(4) 加害者請求と被害者請求

被保険者（自動車の保有者、運転者＝加害者）のほか、被害者も直接保険会社に請求できます。

ア 加害者請求（自賠法第 15 条）

被保険者が被害者に賠償金を支払うことで権利が発生します。保険金は、実際に支払った限度まで請求することができます。

イ 被害者請求（自賠法第 16 条）

被害者は、支払限度額の限度において、損害賠償額の支払いを保険会社に対して直接請求できます。ただし、請求を行う場合は事前に基金に連絡するとともに、支払いを受けた場合は速やかに「損害賠償受領届」を提出してください。

なお、被害者に限って、当座の出費を賄うため、傷害の程度に応じて一定額の仮渡金を前払請求できます。

ウ 請求権の時効

加害者請求権の時効は、被保険者が被害者に対して損害賠償金を実際に支払ったときから 3 年です（保険法第 95 条）。

被害者請求権の時効は、損害及び保有者を知ったときから 3 年間です。

請求の期限を過ぎると、請求権が時効によって消滅しますので、例えば、治ゆしていないなどにより請求が遅れる場合には保険会社に時効の更新手続きをする必要があります。なお、被害者請求では請求権者（被災職員、基金等）ごとに時効が成立しますので、それぞれが手続きをする必要があります。（必要な手続き、書類は保険会社にお問い合わせください。）

2 任意保険

(1) 任意保険の概要

任意保険は、自賠責保険では補てんできない損害を対象とするもので、“対人賠償保険” “対物賠償保険” “人身傷害補償保険” “自損事故保険” “搭乗者傷害保険” “無保険車傷害保険” “車両保険” 等の各種保険の組み合わせで構成されています。保険会社各社で多種多様な内容の保険や特約を提供しています。

(2) 保険金の支払い等

任意保険では通常、損害額については自賠責保険の基準と同一ないしそれ以上の算定がなされますが、自賠責保険と異なり過失相殺が行われます。また、任意保険が自賠責保険が支払うべき額を含めて被害者に支払い、後で任意保険が自賠責保険からその負担部分を回収する場合があります（任意一括支払制度）。

通常、被害者に対しては治ゆ後、保険会社等の担当者から損害賠償支払額の提示がなされ、交渉後、示談が成立すると示談書（又は免責証書）が取り交わされて支払いが行われます。後遺障害を残した場合も同様です。

第5章 傷病の治ゆ、再発・追加

第1節 傷病の治ゆ

1 傷病の治ゆ

通常、「治ゆ」とは社会通念上、傷病が完全に治った場合（完全治ゆ）を意味しますが、災害補償制度においては、「完全治ゆ」以外にも、「症状固定治ゆ」、「急性症状消退治ゆ」も治ゆとして取り扱います。

また、症状固定又は急性症状消退と認められる場合には、被災職員や主治医の判断以外に、基金が職権により「治ゆ」と認定することがあります。

治ゆと判断された以後は、療養を継続しても療養補償の対象とはなりません。治ゆ後において、経過観察や対症療法の治療のために受診をする場合は、健康保険証（共済組合員証）を使用することとなります。ただし、特定の傷病について、一定の障害等級に該当する障害が残存した場合には、福祉事業（アフターケア、リハビリテーション等）の対象となる場合があります。

(1) 症状固定治ゆ

「症状固定治ゆ」とは、一般的に認められている医療行為では現在の症状を将来に向かって軽減していく効果が期待できず、その医療行為を中止しても現在の症状が将来変化しないと見込まれる状態（症状固定）となった場合をいいます。

このような症状固定に至った場合には、疼痛等の症状が残存し、それに対しての対症療法（マッサージや痛み止めの処方等、一時的に症状を抑制する効果しか得られない治療）が行われていたとしても、療養補償の対象とはなりません。

「症状固定治ゆ」となる例

- ・骨折等において骨癒合が完了し、定期的な経過観察のみを行う状態になった場合
- ・腰部捻挫や頸椎捻挫等において、疼痛やしびれなどが残っているものの、すでに対症療法（マッサージや電気療法、痛み止めの処方等、一時的に痛みを抑えるだけの治療）のみを行う状態になった場合
- ・創部が上皮化した後、傷痕を目立たなくするために軟膏等を塗布している場合

(2) 急性症状消退治ゆ

「急性症状消退治ゆ」とは、素因又は基礎疾患を有していた職員が公務（通勤）により発症又は症状を著しく増悪させた場合において、発症前の状態に戻った場合や、被災しなくてももともとあった素因又は基礎疾患が自然的経過により進行していたであろう状態まで回復した場合をいいます。

「急性症状消退治ゆ」となる例

- ・椎間板ヘルニア、腰椎分離症、変形性膝関節症などの基礎疾患のある職員が公務（通勤）により症状を発症又は著しく増悪させたとして公務（通勤）災害に認定された場合で、急性期の痛みはなくなり、慢性的な痛みなどが残っている状態となったとき

2 後遺障害

「症状固定治ゆ」となった場合には、身体の欠損、関節の可動域の制限、痛みなどの症状が残ることになりますが、これらの残存症状のうち、地公災法で定める「障害等級」に該当するものを「後遺障害」といいます。

ただし、残存症状が全て「後遺障害」となるわけではありません。一般的には、腕や足を切断したり手足の関節が動かなくなってしまうような場合は「障害等級」に該当しますが、季節の変わり目や長時間歩行した後に痛みが出るとか多少膝の曲がりが悪くて完全に正座できない程度では「障害等級」には該当しません。

「障害等級」は、その内容と程度に応じて第1級から第14級まで定められております。（詳細は、「療養補償のご案内 参考3 障害等級早見表」を参照してください。）

残存する症状が「後遺障害」に該当するかどうかを確認するには、医学的な判断が必要となりますので、主治医から「症状固定治ゆ」と告げられた場合、あるいは残存症状があると思われる場合には、その残存症状が「障害等級」に該当するかどうかを主治医に確認し、該当する場合は、残存障害診断書を記載してもらい、治ゆ報告書に添付して提出してください。

第2節 傷病の追加・再発

1 傷病の追加（追加認定請求）

(1) 追加認定請求とは

公務（通勤）災害の認定請求を行い、公務（通勤）災害として認定された後に、当該認定傷病（当該公務（通勤）災害認定通知書に記載された傷病名）以外の傷病が、当該災害に起因する傷病として存在する場合があります。

このような場合、認定傷病以外の傷病について、当初の認定傷病と同様に療養補償等の各種の補償を受けるためには、当初の災害発生の場合と同様に、当該傷病についても、「追加認定請求」を行って、「追加認定」を受ける必要があります。

原則として、追加認定請求が必要な場合

- ・ 当初の診断により確認されていたが、認定請求に添付した診断書に記載されていなかったことにより、認定傷病となっていない場合
例：下顎の骨折と歯の折損があったが、とりあえず下顎の骨折のみで認定請求してしまったことにより、歯の折損が認定傷病となっていないような場合
- ・ 当初の診断で不明であった傷病が、後日の診断により明確になった場合
例：当初挫傷と診断されていたものが後日のX線写真検査により骨折であることが判明したような場合
- ・ 認定傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生した場合
例：アキレス腱断裂で認定を受けた者が、当該アキレス腱断裂の縫合手術に起因して敗血症を発症したような場合

便宜上、追加認定請求は不要としている場合

- ・ 認定傷病と同一部位、かつ、同様の傷病名で、事実上、認定傷病と同一であることが明確であるような場合
例：認定傷病名が「左膝関節打撲」で、後日、「外傷性左膝内障」となったような場合
- ・ 当該認定に係る災害発生状況等から判断して、因果関係が明確であるような場合
例：認定傷病名は「左膝打撲」だけであるが、災害発生状況から「左下肢擦過傷」のあったことが明確な場合

なお、追加認定請求が必要と思われる傷病が存在する場合は、その必要の有無について、事前に任命権者を通じて基金へ照会してください。また、基金における療養補償の審査等において、追加認定が必要な傷病の存在することが判明したような場合は、基金よりその旨を指示しますので、速やかに追加認定請求を行うようにしてください。

(2) 追加認定請求手続き

追加認定を受けるためには、次に掲げる追加認定請求書類を、所属及び任命権者の公務災害担当課を経由して基金支部に提出することが必要です。

提出必要書類
① 公務（通勤）災害認定請求書（左上に「追加認定請求」と朱書きしたもの）
② 診断書（追加の傷病名と当初の災害との関係について主治医の意見が記載されているもの）
③ 医療機関受診報告書
④ 申立書（災害発生から追加認定請求に至るまでの経緯等を説明したもの）
⑤ その他基金支部が指示する書類

2 傷病の再発（再発認定請求）

(1) 再発認定請求とは

手術を伴うような大きな負傷や特定の疾病の場合は、一旦治癒した後も、再び症状が出現したり、固定していた症状が悪化したりすることが考えられます。

このように、治癒した後に、再び症状が出現し、または増悪した傷病が、当初の傷病（初発傷病）と相当因果関係を持って生じた傷病であると医学的に認められた場合は、初発傷病の「再発」として取り扱うこととなっています。具体的には、次のような場合に再発と取り扱われることとなります。

再発とは

- ① 一旦症状が消失し、または安定状態になった後においても、特に顕著な外的原因がないまま、自然経過のなかで再び症状が出現したり、増悪したりし、再び治療を必要とする状態となった場合
- ② 初発傷病について、もはや医療効果が期待できないため治癒と認定されたものの、その後の医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合等

再発と取り扱われる例

- ・ 脊髄損傷患者における尿路感染症
- ・ C型慢性肝炎患者における肝硬変等
- ・ 股関節骨折のため人工骨頭置換術を受けたが、20年後に股関節に痛みが生じたため精査したところ、損耗した人工骨頭を入れ替える必要が生じた場合
(必ずしも初発傷病が再び出現し、または増悪した状態ともいえないが、便宜上、再発として取り扱うもの)

初発傷病の治癒後、再び別の災害を受けた場合や私的要因により傷病が増悪した場合等は再発には含まれません。

また、治癒したことについて瑕疵があり、実際にはまだ「治癒」していなかったような場合は、「治癒」認定を取り消さなければならず、このような場合も「再発」には該当しま

せん。

再発の傷病名は、初発傷病名と同一である必要はなく、初発傷病と相当因果関係をもって生じた傷病であることが医学的に認められれば、再発傷病として取り扱うこととなります。

また、初発傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって発症した傷病についても、再発として取り扱うこととなります。

なお、再発であるか否かの判断は、困難な場合が多いため、再発認定請求をしようとする場合は、事前に、任命権者を通じて基金支部に連絡するようにしてください。

(2) 再発認定請求手続き

再発として、療養補償等の各種の補償を受けるためには、当初の災害発生の場合と同様に「再発認定請求」を行って、「再発認定」を受けることが必要です。

再発認定を受けるためには、次に掲げる再発認定請求書類を、所属及び任命権者の公務災害担当課を経由して基金支部に提出することが必要です。

提出必要書類
① 公務（通勤）災害認定請求書（左上に「再発認定請求」と朱書きしたもの）
② 診断書（再発認定請求に係る傷病と初発傷病との関係についての主治医の意見が記載されているもの）
③ 医療機関受診報告書
④ 初発傷病の発生の日時、場所、その状況と傷病名、傷病の部位、その程度に関する資料
⑤ 初発傷病の治癒年月日、治癒時の状況に関する資料
⑥ 再発認定請求に係る傷病の発生の日時、場所、その状況と傷病名、傷病の部位、その程度に関する資料
⑦ 申立書（初発傷病の治癒から再発認定請求に係る傷病の発症までの間の経緯及び再発時の状況等を説明したもの）
⑧ その他基金支部が指示する書類

3 追加・再発認定請求書類の作成例

(1) 追加認定請求書類の作成例

ア 追加認定請求書

(表面)

様式第1号

追加認定請求

公務災害認定請求書		* 認定番号	00-0000
地方公務員災害補償基金 神奈川県 支部長 殿 下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日 令和〇 年 〇 月 〇 日 (〒 000 - 0000) 請求者の住所 〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇ハイツ101号室 フリガナ カナガワ タロウ 氏 名 神奈川 太郎 被災職員との続柄 本人	追加認定 請求時の 内容を記載
被災職員に関する事項	1 所属団体名 神奈川県教育委員会	フリガナ カナガワ タロウ	追加認定請求を行う傷病の発症時の内容を記載 ※当初の傷病と同時に負傷した場合は、当初認定請求時と同じ内容
	所属部局名 〇〇市立〇〇中学校 (電話番号 000-000-0000)	氏 名 神奈川 太郎 ☒ 男 ☐ 女	
	職 名 教諭 ☒ 常 勤 ☐ 令第1条職員	健康保険組合員記号番号 00- 第 000000 号	
	災害発生の日時 令和〇 年 〇 月 〇 日 (〇 曜日)	午前 0 時 00 分頃 午後	
	災害発生の場所 〇〇市立〇〇小学校 西階段2階踊り場		
	傷 病 名 右下1歯牙破折	追加認定請求を行う傷病名、傷病の部位、程度を記載	
	傷病の部位及びその程度 右下1歯 1か月の通院		

* 受理 (到達した年月日)	所 属 部 局 令和〇 年 〇 月 〇 日	任 命 権 者 令和〇 年 〇 月 〇 日	基 金 支 部 年 月 日
* 認 定	年 月 日 ☐ 公務上 ☐ 公務外	* 通 知	年 月 日

[注意事項]

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入する、又は該当する箇所を○で囲むこと。
- 「1 被災職員に関する事項」の欄の「職名」は、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、当該欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 「*3 所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱い、基金に相談すること。

(裏面)

災害発生 の 状 況	2	私は、令和〇年〇月〇日、午前〇時〇〇分頃、2校時の授業を終え3階の教室から1階の職員室に戻るため校舎内西階段を下りていたところ、教材を両手に抱え足元が見えづらかったため、上から2段目の階段を踏み外して、踊り場まで約10段ほど転落して下顎を床に強打しました。		
		この災害について、令和〇年〇月〇日付けで公務災害認定（傷病名：頭部打撲、下顎骨骨折認定番号〇〇－〇〇〇〇）を受け、〇〇病院で下顎の骨折の治療をしていましたが、主治医から歯科補綴のため歯科の受診を行うよう指示され、〇〇歯科医院を受診した結果、「右下1歯牙破折」との診断を受けました。		
		認定請求後の経緯を記載		
長所の属 証部局 の	*3	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和〇年〇月〇日 所属部局の 名 称 〇〇市立〇〇中学校 所在地 〇〇市〇〇町〇番地 長の職・氏名 校長 〇〇 〇〇		
	4 添付する資料名	☒ 診断書 ☐ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他		
任命権者の 意見	*5	2 1 1 本件は、担当職務遂行中の災害であり、公務上の災害と認められる。 令和〇年〇月〇日 任命権者の職・氏名 神奈川県教育委員会 教育長 〇〇 〇〇		

- 5 「*5 任命権者の意見」の欄の□は、下記の9種類の区分番号を記入すること。
- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 6 「*5 任命権者の意見」の欄の□□□は、下記の16種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者 05 保育士・寄宿舎指導員等
06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師 08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員
11 義務教育学校以外の教員 12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
- 7 年月日の記載には元号を用いる。

イ 追加認定請求に係る申立書の作成例

申 立 書

災害発生から追加認定請求に至るまでの経緯は、次のとおりです。

- 1 災害発生後、ただちに救急車で〇〇整形外科医院に搬送され、診察を受けたところ、頭部打撲、下顎骨骨折と診断され、そのまま入院しました。
この時、既に、歯の破折も判明していましたが、同医院には歯科はなく、また、まず下顎の骨折の治療が必要ということでした。
- 2 このため、令和〇年〇月〇日付けで、とりあえず頭部打撲と下顎骨骨折のみで、公務災害の認定請求を出したところ、〇月〇日付けで認定を受けました。
- 3 〇月〇日に、主治医から、下顎の骨折も一応ゆ合したと認められるので、歯の治療を開始してもよい旨の指示が出されました。
- 4 翌日の〇月〇日、〇〇歯科医院を受診し、別紙診断書のとおり診断されました。
- 5 〇月〇日、〇〇市教育委員会の公務災害事務担当者に、歯科の治療費について問い合わせたところ、認定傷病に含まれていないので追加認定請求が必要ということであったため、追加認定を請求するものです。

令和〇年〇月〇日

〇〇市立〇〇中学校
教諭 神奈川 太郎

(2) 再発認定請求書類の作成例

ア 再発認定請求書の作成例

(表面)

様式第1号

再発認定請求

請求書の左上に
赤字で記入

当初に認定された
認定番号を記載

公務災害認定請求書		* 認定番号	〇〇-〇〇〇〇
地方公務員災害補償基金		請求年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日
神奈川県 支部長 殿		(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)	
請求者の住所		〇〇市〇〇町1-1-1	
〇〇ハイツ101号室			
フリガナ 氏 名		カナガワ タロウ	
被災職員との続柄		神奈川 太郎	
本人			
被災職員に関する事項	1 所属団体名	〇〇市	フリガナ カナガワ タロウ
	所属部局名	〇〇部〇〇課〇〇係	氏 名 神奈川 太郎
	(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	平成〇 年 〇 月 〇 日生 (〇 歳)	☒ 男 ☐ 女
	職 名 副主幹	☒ 常 勤 共済組合員・健康保険組合員記号番号	
	☐ 令第1条職員	〇〇- 第 〇〇〇〇〇〇 号	
	災害発生の日時	(初発) 平成〇 年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 午前 〇 時 〇〇 分頃	
	(再発) 令和〇 年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 時 分頃		
災害発生の場所	〇〇市〇〇町1-1付近 〇〇交差点		
傷 病 名	(初発) 右大腿骨頸部骨折 (再発) 右股関節人工骨頭再置換		
傷病の部位及びその程度	(初発) 右股関節 入院1か月、通院3か月 (再発) 右股関節 入院1か月、通院1か月		

* 受 理	所 属 部 局	任 命 権 者	基 金 支 部
(到達した年月日)	令和〇 年 〇 月 〇 日	令和〇 年 〇 月 〇 日	年 月 日
* 認 定	年 月 日 ☐ 公務上 ☐ 公務外	* 通 知	年 月 日

[注意事項]

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入する、又は該当する箇所を○で囲むこと。
- 2 「1 被災職員に関する事項」の欄の「職名」は、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、当該欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 4 「*3 所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱い、基金に相談すること。

(裏面)

災害発生状況	2	私は、平成〇年〇月〇日、午前〇時〇〇分頃、社会福祉施設〇〇園（〇〇市〇〇町〇番地） の实地指導に向かうため、勤務公署から最寄り駅まで歩いていたら、〇〇市〇〇町〇番地先の 〇〇交差点の横断歩道で信号が点滅したため小走りしたところ、雨で濡れた路面で足を滑らせ 前方に転倒し、右股関節を路面に強打しました。 この災害について、平成〇年〇月〇日付けで公務災害認定（傷病名：右大腿骨頸部骨折、 認定番号〇〇－〇〇〇〇）を受け、〇〇病院で人工骨頭置換術を施行され、平成〇年〇月〇日 で治癒となりました。 令和〇年〇月〇日頃より股関節痛が続き、〇月〇日〇〇病院を受診したところ、人工骨頭の 再置換術が必要との診断を受けました。	
		初発傷病の治癒後からの経緯を記載	
		再発認定請求を行う傷病の発症時の所属部局の証明	
長所の 所属 証明 局 の	* 3	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 令和〇 年 〇 月 〇 日 所属部局の 名 称 〇〇市〇〇課 所 在 地 〇〇市〇〇町〇番地 長の職・氏名 課長 〇〇 〇〇	
	4 添付する資料名	☒ 診断書 ☐ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
任命権者の 意見	* 5	9 1 6 本件は、担当職務遂行中の災害の再発認定請求であり、 公務上の災害と認められる。 令和〇 年 〇 月 〇 日 任命権者の職・氏名 〇〇市長 〇〇 〇〇	

5 「* 5 任命権者の意見」の欄の□は、下記の9種類の区分番号を記入すること。

- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員

6 「* 5 任命権者の意見」の欄の□は、下記の16種類の区分番号を記入すること。

- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者 05 保育士・寄宿舎指導員等
06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師 08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員
11 義務教育学校以外の教員 12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員

7 年月日の記載には元号を用いる。

イ 再発認定請求に係る申立書の作成例

申 立 書

初発傷病の災害から再発認定請求に係る傷病の発生までの間の経緯は、次のとおりです。

1 初発傷病の発生状況等

私は、平成○年○月○日（○）午前○時○分頃、社会福祉施設○○園（○○市○○町○○番地）の实地指導に向かうための出張途上、勤務公署から最寄り駅まで徒歩で歩いていた際、○○市○○町○番地先の○○交差点の横断歩道で信号が点滅したため小走りしたところ、雨で濡れた路面で足を滑らせ前方に転倒し、右股関節を路面に強打しました。

痛みで歩行が困難だったため、所属に連絡した上でただちに○○病院を受診したところ、右大腿骨頸部骨折と診断され、即日入院し、○月○日に人工骨頭を入れる手術を受けました。その後、○月○日に退院した後、3か月間通院してリハビリテーションを行い、平成○年○月○日に治癒となりました。

2 治癒時の状況等

治癒時は、症状は特段ありませんでしたが、人工骨頭のチェックのため治癒後も年に1回通院していました。

なお、被災以降は同僚職員にも協力いただき、なるべく長時間の歩行を伴うような業務は避け、負担がかからない様に気を付けていました。

3 再発時の状況等

令和○年○月頃より、歩行後に右股関節に鈍痛が出るがあったため、定期検診の際に医師に相談したところ、人工骨頭が摩耗し緩んでいるため人工骨頭の再置換術が必要と診断され、○月○日に○○病院に入院し、同月○日に手術を受けました

令和○年○月○日

○○市○○部○○課
副主幹 神奈川 太郎